官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

# 目次

〔政令〕
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（五八）　三
○法務省組織令の一部を改正する政令（五九）　四
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（六〇）
○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（六一）
○警察庁組織令の一部を改正する政令（六二）　五
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（六三）
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（六四）
○国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（六五）

〔府令〕
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一六）　六

〔省令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一三）　六
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（**法務**九）　七
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一九）　一四
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**一五）　一六

〔告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**四）　一九
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**五）　二〇
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**六）
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**四五六）
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（**同**四五七）　二一
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**四五八）　二二
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一九一）　二三
○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（**同**一九二）　二四
○標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（**同**一九三）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一〇三）　二六
○都市計画に関する件（**同**一〇四～一一〇）
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**三五～三七）　二九
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**一六～一九）
○道路に関する件（**九州地方整備局**三三）　三〇
○道路に関する件（**北海道開発局**一九～二五）

〔官庁報告〕
官庁事項
緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画変更の公表について（総務省）　三一

〔公告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責関係　三六
**特殊法人等**
東日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士登録者、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　一八五
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一八六
**会社その他**
**会社決算公告**　一九一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された法令のあらまし

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第五八号）（消費者庁）

1　参事官一名の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**法務省組織令の一部を改正する政令**（政令第五九号）（法務省）

1　矯正管区及びその内部組織の名称を変更することとした。（第六一条及び第六二条関係）

2　民事局及び保護局に置かれる参事官の設置期間の特例を廃止することとした。（改正前の附則第二項及び第四項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第六〇号）（厚生労働省）

1　医政局の参事官の職務のうち、医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関する事務を同局研究開発政策課に移管することとした。（第三九条及び第三九条の二関係）

2　健康・生活衛生局総務課の所掌する製菓衛生師に関する事務を同局食品監視安全課に移管することとした。（第四一条及び第四六条関係）

3　社会・援護局総務課の所掌する困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関する事務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関する事務を同局地域福祉課に移管することとした。（第一〇一条及び第一〇三条関係）

4　社会・援護局地域福祉課の所掌する消費生活協同組合の事業に関する事務を同局福祉基盤課に移管することとした。（第一〇三条及び第一〇四条関係）

5　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六一号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職について、独立行政法人統計センターに置かれる統計編成部に置かれる人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官の廃止に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一五号ロ関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**警察庁組織令の一部を改正する政令**（政令第六二号）（警察庁）

1　警備局警備企画課及び同局警備運用部警備第一課の所掌事務を改めることとした。（第三七条及び第四一条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六三号）（農林水産省）

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第六四号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一五億円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆三、五六九億二、八三〇万七、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二、二〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第六五号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を九八七円から一、〇〇九円に、受給権者一人当たりの基準額を七三八円から七五四円に、保険料免除者一人当たりの基準額を二、〇二二円から二、〇六六円に改定することとした。

2　市町村に交付する福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金の受給権者一人当たりの基準額を五八円から六〇円に改定することとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、九三一円から一、九八五円に改定することとした。

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を三、八八五円から三、九九三円に改定することとした。

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、九五四円から二、〇〇八円に改定することとした。

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特定障害者一人当たりの基準額を二、六〇一円から二、六六二円に改定することとした。

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定基礎となる年金生活者支援給付金の支給の認定の請求一件当たりの基準額を二、一三一円から二、一八〇円に改定することとした。

五　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第五十八号**

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

---

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第五十九号**

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の表札幌矯正管区の項中「札幌矯正管区」を「北海道矯正管区」に改め、同表仙台矯正管区の項中「仙台矯正管区」を「東北矯正管区」に改め、同表東京矯正管区の項中「東京矯正管区」を「関東矯正管区」に改め、同表名古屋矯正管区の項中「名古屋矯正管区」を「中部矯正管区」に改め、同表大阪矯正管区の項中「大阪矯正管区」を「近畿矯正管区」に改め、同表広島矯正管区の項中「広島矯正管区」を「中国矯正管区」に改め、同表高松矯正管区の項中「高松矯正管区」を「四国矯正管区」に改め、同表福岡矯正管区の項中「福岡矯正管区」を「九州矯正管区」に改める。

第六十二条第一項中「第一部」を「総務企画部」に、「第二部」を「成人矯正部」に、「第三部」を「少年矯正部」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とする。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐
内閣総理大臣　石破　茂

---

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第六十号**

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第八号中「第百一条第九号」を「第百三条第五号」に改める。

第三十九条第一号中「及び参事官」を削り、同条第二号中「並びに他課及び参事官」を「及び他課」に改める。

第三十九条の二中「第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに」を「、次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四十一条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十六条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　製菓衛生師に関すること。

第百一条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第百三条第四号を次のように改める。

四　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

第百三条中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関すること。

第百四条中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　消費生活協同組合の事業に関すること。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第六十一号**

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十五号ロ中「、人口・消費統計編成調整官、経済統計編成調整官」を削り、「統計編成統括官」の下に「、人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官」を加える。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

---

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第六十二号**

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四十一条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の施行に関すること。

第四十一条第二号の次に次の一号を加える。

三　部の事務に関する法令の調査及び研究に関すること。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

---

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第六十三号**

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第二項、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

**第一条**　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

**第二条**　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第十条までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第六十四号**

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十三億九千万円」を「十五億円」に改める。

第二条中「一兆二千二百三十五億千二百四十五万九千円」を「一兆三千五百六十九億二千八百三十万七千円」に改める。

第三条中「二千万円」を「二千二百万円」に改める。

**附　則**

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

---

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第六十五号**

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

**第一条**　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「九百八十七円」を「千九円」に改め、同条第二号中「七百三十八円」を「七百五十四円」に改め、同条第三号中「二千二十二円」を「二千六十六円」に改め、同条第四号中「五十八円」を「六十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

**第二条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九百三十一円」を「千九百八十五円」に改める。

第二条中「千九百三十一円」を「千九百八十五円」に、「三千八百八十五円」を「三千九百九十三円」に改める。

第三条中「千九百五十四円」を「二千八円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

**第三条**　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「二千六百一円」を「二千六百六十二円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

**第四条**　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「二千百三十一円」を「二千百八十円」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和六年度分として交付する交付金

二　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和六年度分として交付する事務費

三　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和六年度分として交付する交付金

四　第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和六年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

# 府令

**○内閣府令第十六号**

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月十九日　内閣総理大臣　石破　茂

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）<br>**第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官それぞれ一人を置く。<br>［2～10　略］ | （人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）<br>**第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）一人、サイバーセキュリティ・情報化企画官一人及び企画官二人を置く。<br>［2～10　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

# 省令

**○総務省令第十三号**

総務大臣　村上誠一郎

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （道府県に係る十二月分の算定方法）<br>**第二条**　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。<br>一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額<br>（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道 | （道府県に係る十二月分の算定方法）<br>**第二条**　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。<br>一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額<br>（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道 |

府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
| --- | --- |
| ［一～五　略］<br>六　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。<br>［七～六十六　略］<br>［二・三　略］<br>［2～4　略］ | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>［一～四　略］<br>五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式XXに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）<br>［六～八　略］ |

府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
| --- | --- |
| ［一～五　同上］<br>六　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。<br>［七～六十六　同上］<br>［二・三　同上］<br>［2～4　同上］ | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>［一～四　同上］<br>五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式XVIIIに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）<br>［六～八　同上］ |

（道府県に係る三月分の算定方法）

**第四条**　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額

（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
|---|---|
| 一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額<br>項目：死者及び行方不明者の数　額：八七五、〇〇〇円<br>項目：障害者の数　額：四三七、五〇〇円 |
| 二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 |
| 三　市町村の合併の促進に要する経費があること。 | 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。 |

（道府県に係る三月分の算定方法）

**第四条**　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額

（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
|---|---|
| 一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額<br>項目：死者及び行方不明者の数　額：八七五、〇〇〇円<br>項目：障害者の数　額：四三七、五〇〇円 |
| 二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 |
| 三　市町村の合併の促進に要する経費があること。 | 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。 |

四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

五　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

六　活動火山対策に要する経費があること。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

四　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。

五　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。

六　活動火山対策に要する経費があること。

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

七　特定の疾病対策に要する経費があること。

八　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

九　特別支援学校等の経常費助成に要する経費があること。

十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四　過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七　特定の疾病対策に要する経費があること。

八　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。

九　特別支援学校等の経常費助成に要する経費があること。

十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四　過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×0.8＋B）×0.5－C

算式の符号

A　中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

十四　中小企業対策に要する経費があること。

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地下壕等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十七　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×180,040円

算式の符号

A　当該年度中に満３歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

二十　鉱害対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

---

十五　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　特殊地下壕等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地下壕等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

二　特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

十六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十七　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十八　満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×173,940円

算式の符号

A　当該年度中に満３歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数

十九　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

二十　鉱害対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十三　被災水産業者対策に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十四　災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費があること。

災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　病院内保育所の運営に要する経費があること。

病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十一　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十三　被災水産業者対策に要する経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十四　災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費があること。

災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　病院内保育所の運営に要する経費があること。

病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十六　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

二十七　耐震改修事業に要する経費があること。

二十八　アスベスト改修事業に要する経費があること。

二十九　集落対策に要する経費があること。

三十　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

三十一　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

三十二　指定暴力団対策に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.8）－B

算式の符号

A　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに対する耐震改修に要する経費にあつては○・七）を乗じて得た額とする。

国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に○・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

二十六　救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

二十七　耐震改修事業に要する経費があること。

二十八　アスベスト改修事業に要する経費があること。

二十九　集落対策に要する経費があること。

三十　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

三十一　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

三十二　指定暴力団対策に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.8）－B

算式の符号

A　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに対する耐震改修に要する経費にあつては○・七）を乗じて得た額とする。

国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。

国の補助金を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に○・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。

三十三　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十四　赤潮対策に要する経費があること。

三十五　不発弾等の処理等に要する経費があること。

三十六　地すべり対策に要する経費があること。

三十七　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理等のために国の補助金等を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理等のために行う事業（国の補助金等を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十三　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

三十四　赤潮対策に要する経費があること。

三十五　不発弾等の処理に要する経費があること。

三十六　地すべり対策に要する経費があること。

三十七　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　不発弾等の処理等のために国が交付する交付金（次号において「不発弾等処理交付金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額

二　不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額

国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

三十八　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

三十九　文化財の災害復旧に要する経費があること。

四十　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

四十一　私立専修学校高等課程の授業料軽減を含めた支援に要する経費があること。

四十二　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

四十三　地域鉄道支援に要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×12,800円

算式の符号

A　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

三十八　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

三十九　文化財の災害復旧に要する経費があること。

四十　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

四十一　私立専修学校高等課程の授業料軽減を含めた支援に要する経費があること。

四十二　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

四十三　地域鉄道支援に要する経費があること。

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×12,800円

算式の符号

A　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二　私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

四十四　渇水対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額

四十五　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。

当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十六　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十七　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十八　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十九　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。

四十四　渇水対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額

四十五　被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。

当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十六　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十七　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十八　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十九　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一六、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。

五十　奄美群島振興に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十一　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B×0.8）×0.8

算式の符号

A　前年度の２月１日から当該年度の１月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十二　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十三　空き家対策に要する経費があること。

空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十四　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務 | 一三、二〇〇円 |

五十　奄美群島振興に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十一　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B×0.8）×0.8

算式の符号

A　前年度の２月１日から当該年度の１月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十二　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第７項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B　一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十三　空き家対策に要する経費があること。

空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十四　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務 | 一三、二〇〇円 |

五十五　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十五号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）の合算額（当該額が二四、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二四、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十六　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十七　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十八　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。

五十九　地域防災マネージャーの活用に要する経費

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

六十　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十五　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十五号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一二、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）の合算額（当該額が二四、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二四、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十六　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十七　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十八　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。

五十九　地域防災マネージャーの活用に要する経費

国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

六十　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費

国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

六十一　地方創生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

六十二　投票所への移動支援等に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する巡回診療航空機運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十三　巡回診療航空機の運航等に要する経費があること。

六十四　病害虫等の防除に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

---

び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

六十一　地方創生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

六十二　投票所への移動支援等に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十三　巡回診療ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

六十四　病害虫等の防除に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

六十五　貝毒対策に要する経費があること。

貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十七　湖沼の水質保全に要する経費があること。

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十八　除排雪に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

六十九　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　塩害対策に要する経費があること。

塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　災害復旧等に従事させるため採用した

当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇

六十五　貝毒対策に要する経費があること。

貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。

天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十七　湖沼の水質保全に要する経費があること。

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十八　除排雪に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

六十九　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。

山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　塩害対策に要する経費があること。

塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　災害復旧等に従事させるため採用した

当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇

職員に要する経費があること。

七十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

七十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

七十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

七十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.6

算式の符号

A　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

職員に要する経費があること。

七十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

七十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。

七十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。

七十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。

用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.6

算式の符号

A　地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十六号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十七　へき地患者輸送航空機の運航等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十八　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。

国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十六号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十七　へき地患者輸送航空機の運航等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十八　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十一　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

A×0.5

算式の符号

A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額

二　次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設の整備に対する補助をする道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）

算式

A×0.5

算式の符号

A　民間事業者等（たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこ及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。）の製造、卸売又は輸入をする者を除く。）が実施する屋外分煙施設の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が当該補助の対象となる整備に要する経費に0.5を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額）又は2,500,000円のいずれか少ない額

八十二　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十三　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十四　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十一　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額

八十二　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十三　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八十四　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十六　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

国の交付金を受けて実施する特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十八　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十五　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十六　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。

国の交付金を受けて実施する特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十八　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十九　鳥獣の駆除に要する経費があること。

九十　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。

九十一　利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費があること。

九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費があること。

九十三　緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費があること。

九十四　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

国の補助金を受けて施行する被災者見守り・相談支援等事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

河川法第五十一条の二に規定する利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

被災地域への緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十九　鳥獣の駆除に要する経費があること。

九十　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。

九十一　利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費があること。

九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費があること。

九十三　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。

九十四　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

国の補助金を受けて施行する被災者見守り・相談支援等事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

河川法第五十一条の二に規定する利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十五　私立専修学校の専門課程のうち職業実践専門課程に係る費用の補助に要する経費があること。

私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたものに限る。）の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十七　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額

二　地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

九十八　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十九　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の交付金を受けて実施する特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。）の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九十五　私立専修学校の専門課程のうち職業実践専門課程に係る費用の補助に要する経費があること。

私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたものに限る。）の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十七　地域公共交通の再構築に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額

二　地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

九十八　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。

国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

九十九　特定外来生物の防除等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の交付金を受けて実施する特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。）の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

百‖連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。

二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地方自治法第252条の２第１項に規定する連携協約（以下「連携協約」という。）に基づき市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

B　連携協約に基づき市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき6,223,000円を超えるときは、6,223,000円とする。）

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

［新設］

二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

ラ　ため池があるため、特別の財政需要があること。
ム　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
ウ　隣保館に要する経費が多額であること。
ヰ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
ノ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
オ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
ク　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ヤ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。
マ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三　次に掲げる額の合算額

イ　当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

ロ　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ　退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

ヘ　各道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十六号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四　第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

２　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

ラ　ため池があるため、特別の財政需要があること。
ム　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
ウ　隣保館に要する経費が多額であること。
ヰ　高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
ノ　小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
オ　住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
ク　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ヤ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。
マ　その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三　次に掲げる額の合算額

イ　当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

ロ　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ　退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ　当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総行給第十号）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

ヘ　各道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十六号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四　第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

２　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

３　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

（市町村に係る三月分の算定方法）

**第五条**　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
|---|---|
| 一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額<br>項目：死者及び行方不明者の数／障害者の数<br>額：八七五、〇〇〇円／四三七、五〇〇円 |
| 二　大火災があつたこと。 | 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 三　公共施設火災があつたこと。 | 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 四　不発弾等の処理に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 五　渇水対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |

３　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

（市町村に係る三月分の算定方法）

**第五条**　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
|---|---|
| 一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額<br>項目：死者及び行方不明者の数／障害者の数<br>額：八七五、〇〇〇円／四三七、五〇〇円 |
| 二　大火災があつたこと。 | 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 三　公共施設火災があつたこと。 | 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 四　不発弾等の処理に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 五　渇水対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七　鉱害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「一・〇」と読み替えるものとする。

八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

十　被災水産業者対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」と読み替えるものとする。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七　鉱害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「一・〇」と読み替えるものとする。

八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

十　被災水産業者対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」と読み替えるものとする。

十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。

十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十五　赤潮対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは、「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。

十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。

前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。

緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。

十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十五　赤潮対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。

十六　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十七　緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。

前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十八　緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。

緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

十九　消防団員の災害出動に係る経費があること。

前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に関する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出動報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
| --- | --- |
| 一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。<br>二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。<br>三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。<br>四　活動火山対策に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額<br>次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額<br>当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。<br>次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>A×0.8＋B×0.8＋C×0.5<br>算式の符号<br>A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）<br>B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）<br>C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。） |

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事項 | 算定方法 |
| --- | --- |
| 一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。<br>二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。<br>三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。<br>四　活動火山対策に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額<br>次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額<br>当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。<br>次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>A×0.8＋B×0.8＋C×0.5<br>算式の符号<br>A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）<br>B　当該年度において単独事業として実施する防災営農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）<br>C　当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。） |

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

六　除排雪に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75－B

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事　項 | 算　定　方　法 |
|---|---|
| 一　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当 | 前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

六　除排雪に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号ロの表第四号」と読み替えるものとする。

指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75－B

算式の符号

A　当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

| 事　項 | 算　定　方　法 |
|---|---|
| 一　前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当 | 前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |

| | |
|---|---|
| 該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。<br>二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。 | 予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。 |
| 三　次に掲げる額の合算額<br>イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額 | |

| 事　項 | 算　定　方　法 |
|---|---|
| 一　特定の疾病対策に要する経費があること。 | 特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |


| | |
|---|---|
| 該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。<br>二　予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。 | 予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。 |
| 三　次に掲げる額の合算額<br>イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額 | |

| 事　項 | 算　定　方　法 |
|---|---|
| 一　特定の疾病対策に要する経費があること。 | 特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |

| | |
|---|---|
| 二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額<br>二　当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 |
| 三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。 | 当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。 |
| 五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。 | 次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×0.8＋Ｄ×0.72<br>算式の符号<br>Ａ　建築物の建替えに係る補助（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下この号において「密集市街地整備法」という。）第12条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額<br>Ｂ　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）<br>Ｃ　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額<br>Ｄ　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |

| | |
|---|---|
| 二　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額<br>二　当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 |
| 三　特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 四　医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。 | 当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。 |
| 五　密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。 | 次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×0.8＋Ｄ×0.72<br>算式の符号<br>Ａ　建築物の建替えに係る補助（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号。以下この号において「密集市街地整備法」という。）第12条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額<br>Ｂ　移転料の支払に係る補助（密集市街地整備法第29条第１項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額（国の補助金の額を限度とする。）<br>Ｃ　市町村借上住宅の家賃の減額（密集市街地整備法第22条第２項において準用する同法第21条第３項の規定により行うものをいう。）であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額<br>Ｄ　阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |

六　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額とする。

七　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

八　包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

九　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

六　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額とする。

七　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

八　包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

九　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。

十　中小企業対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。

十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。

十六　観光立国の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。

十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。

十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。

十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。

十五　特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。

十六　観光立国の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。

国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

十八　農業共済事業に要する経費があること。

十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

A×B×（1－（0.015／C））

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第38号及び第41号（以下この号及び次号において「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

A×B×（1－（0.015／C））×0.5

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十七　災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。

十八　農業共済事業に要する経費があること。

十九　公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

A×B×（1－（0.015／C））

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金（繰上償還に係るものを除く。以下同じ。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（第３条第１項第３号イの表第38号及び第41号（以下この号及び次号において「公債費負担格差是正等」という。）の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

C　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率

二　公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

A×B×（1－（0.015／C））×0.5

算式の符号

A　地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

| | |
|---|---|
| | Ｂ　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率<br>Ｃ　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率 |
| 二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十一　耐震改修事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十三　集落対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |

| | |
|---|---|
| | Ｂ　地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率<br>Ｃ　当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。）の比率 |
| 二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十一　耐震改修事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十三　集落対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>一　前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額<br>二　地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E×0.8

算式の符号

A　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E×0.8

算式の符号

A　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。

二十八　指定暴力団対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十九　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

| | |
|---|---|
| | 二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 |
| 三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。 | 実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。<br>算式<br>Ａ×α<br>算式の符号<br>Ａ　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）<br>イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額<br>ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額<br>α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。） |
| 三十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。 | 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。 |
| 三十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |

| | |
|---|---|
| | 二　当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 |
| 三十　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。 | 実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。<br>算式<br>Ａ×α<br>算式の符号<br>Ａ　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）<br>イ　過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額<br>ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額<br>α　１から財政力指数（小数点以下２位未満は、四捨五入する。）を２で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。） |
| 三十一　非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。 | 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。 |
| 三十二　離島高校生修学支援事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |

三十三　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十三　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三十四　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　地域鉄道支援に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十六　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

四十　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.5＋B＋C×0.5

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（企業派遣型地域活性化起業人については、当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とし、副業型地域活性化起業人については、当該額が2,000,000円を超えるときは2,000,000円とする。）

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。ただし、この場合において、同号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第二項」と、「一一七、〇〇〇円」とあるのは「九二、〇〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

四十　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によって算定した額とする。

算式

A×0.5＋B＋C×0.5

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とする。）

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。ただし、この場合において、同号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第二項」と、「一一六、〇〇〇円」とあるのは「九〇、五〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

四十二　奄美群島振興に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十三　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十四　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十五　空き家対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十六　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務 | 一六、〇〇〇円 |

四十七　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四十二　奄美群島振興に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四十三　小規模学童保育に要する経費があること。

単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四十四　公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十五　空き家対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十六　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務 | 一六、〇〇〇円 |

四十七　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四十八　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。

四十九　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十八　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては〇・三とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。ただし、条件不利地域を含むものとして総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。

四十九　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十一　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十三　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E×0.8

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十四　地方創生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

五十五　投票所への移動支援等に要する経費があること。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十六　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十三　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.8＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E×0.8

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十四　地方創生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

五十五　投票所への移動支援等に要する経費があること。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十六　病害虫等の防除に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

| | |
|---|---|
| 五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 五十九　湖沼の水質保全に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十一　塩害対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。 |

| | |
|---|---|
| 五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 五十九　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十一　塩害対策に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 |

| | |
|---|---|
| 六十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 六十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。 | 次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>A×0.5＋B×0.7<br>算式の符号<br>A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額<br>B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |
| 六十七　再編推進事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 六十八　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |

| | |
|---|---|
| 六十三　ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十四　お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 六十五　公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 六十六　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費があること。 | 次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>A×0.5＋B×0.7<br>算式の符号<br>A　国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額<br>B　国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 |
| 六十七　再編推進事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 六十八　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |

| | |
|---|---|
| 六十九　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 七十　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・八」と読み替えるものとする。 |
| 七十三　屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 七十五　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。 | 高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。 |


| | |
|---|---|
| 六十九　医療的ケア児保育支援事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 七十　鉄道災害復旧事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。 |
| 七十三　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 |
| 七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 七十五　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。 | 高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。 |

七十六　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

七十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D）×0.5

算式の符号

A　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十八　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　アイヌ政策の推進に要する経費があること。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

七十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.8＋B×0.5

算式の符号

A　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D）×0.5

算式の符号

A　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七十八　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　アイヌ政策の推進に要する経費があること。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十　消防団員の活動環境整備に要する経費があること。

次の各号によつて算出した額の合算額とする。

一　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八十一　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十　消防団員の活動環境整備に要する経費があること。

次の各号によつて算出した額の合算額とする。

一　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八十一　森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。

一　林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

三　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

四　森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

| | |
|---|---|
| 八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 | |
| 八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 八十五　夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校児童生徒に対する支援推進事業（学びの多様化学校の設置促進）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。 | 地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。 |

| | |
|---|---|
| 八十二　特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 八十三　特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 | |
| 八十四　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 八十五　夜間中学の設置促進・充実事業に要する経費があること。 | 国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校特例校の設置促進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 |
| 八十六　地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。 | 地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。 |

八十七　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

八十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

八十九　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

九十　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

九十一　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九十二　地域の未来予測に基づく広域連携に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地域の未来予測に基づく広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八十七　防災集団移転促進事業に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額

三　当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

八十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

八十九　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

第三条第一項第三号ロの表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額（同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）とする。

九十　特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

九十一　所有者不明土地等対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

九十二　地域の未来予測に基づく広域連携に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　地域の未来予測に基づく広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

| | |
|---|---|
| 九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。<br>一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額<br>算式<br>［{59,555円×（A／36,500円)}－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×２］×0.5<br>C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。<br>算式の符号<br>A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額<br>B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Aに規定する測定単位の数値<br>C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Cに規定する段階補正係数<br>D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Dに規定する密度補正Ⅰ係数<br>二　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額<br>算式<br>{(A＋23,055円）×E－（6,748,000円×B×C×D／100,000人)}×0.5<br>C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（A＋23,055円）×E、6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 |

| | |
|---|---|
| 九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。 | 前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 九十六　消防団員の年額報酬等に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。<br>一　消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額<br>算式<br>［{59,555円×（A／36,500円)}－（28,467,000円×B×C×D／100,000人）×２］×0.5<br>C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A／36,500円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555円×A／36,500円、28,467,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。<br>算式の符号<br>A　当該年度の「団員」階級の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額<br>B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Aに規定する測定単位の数値<br>C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Cに規定する段階補正係数<br>D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Dに規定する密度補正Ⅰ係数<br>二　消防団員のうち、「班長」以上の階級にある者について、次の算式によつて算定した額<br>算式<br>{(A＋23,055円）×E－（6,748,000円×B×C×D／100,000人)}×0.5<br>C×Dに小数点以下３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、（A＋23,055円）×E、6,748,000円×B×C×D／100,000人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 算式の符号<br>A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。）<br>算式<br>a／b<br>算式の符号<br>a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額<br>b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数<br>B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値<br>C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数<br>D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ⅰ係数<br>E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 | |
| 九十七　連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。 | 次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>（A＋B＋C）×0.5<br>算式の符号<br>A　連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）<br>B　連携協約に基づき他の市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき5,659,000円を超えるときは、5,659,000円とする。）<br>C　連携協約に基づき市町村が他の地方公共団体から派遣を受けた専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額は、専門人材一人につき、都道府県から派遣を受ける場合には6,223,000円、それ以外の場合には5,659,000円を上限とし、連携協約に基づき当該人材を受け入れる市町村における一の職につき派遣初年度に限る。） | ［新設］ |

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　災害復旧に要する経費が多額であること。

(2)　防災対策に要する経費が多額であること。

(3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

(4) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(5) 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
(6) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(7) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(8) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(9) へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
(10) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(11) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(12) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(13) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(14) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(15) ダム対策に要する経費が多額であること。
(16) 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
(17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19) 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
(20) ため池があるため、特別の財政需要があること。
(21) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
(22) 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
(23) エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
(24) 公害対策に要する経費が多額であること。
(25) 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
(26) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
(27) 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
(28) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
(29) 隣保館に要する経費が多額であること。
(30) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
(31) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
(32) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
(33) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

２　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

(4) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(5) 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
(6) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(7) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(8) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(9) へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
(10) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(11) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(12) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(13) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(14) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(15) ダム対策に要する経費が多額であること。
(16) 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
(17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19) 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
(20) ため池があるため、特別の財政需要があること。
(21) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
(22) 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
(23) エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
(24) 公害対策に要する経費が多額であること。
(25) 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
(26) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
(27) 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
(28) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
(29) 隣保館に要する経費が多額であること。
(30) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
(31) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
(32) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
(33) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

２　第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。

３　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

**附　則**

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

**第六条**　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二　次によつて算定した額の合算額

イ　水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域（以下「水俣病影響地域」という。）の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額（水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額）に〇・八を乗じて得た額

ロ　水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

３　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

**附　則**

（道府県に係る三月分の算定方法の特例）

**第六条**　令和五年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十四号及び第三十五号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二　次によつて算定した額の合算額

イ　水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域（以下「水俣病影響地域」という。）の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額（水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額）に〇・八を乗じて得た額

ロ　水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ヘ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第六条第一号又は第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四　国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

ハ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ヘ　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第六条第一号又は第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四　国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

八　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・八を乗じて得た額

九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十一　森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十二　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十三　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十四　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十五　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十六　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十七　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十八　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

［削る］

八　当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・八を乗じて得た額

九　沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十　子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十一　森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十二　中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十三　配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十四　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十五　国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十六　国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十七　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十八　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

十九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

二十　令和元年山形県沖を震源とする地震及び同年房総半島台風のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

二十　令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十一　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十二　令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十三　令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十四　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十五　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十七　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

［削る］

二十一　令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十二　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十三　令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十四　令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十五　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十七　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十八　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

二十九　令和二年から令和三年までの冬期の大雪及び令和三年福島県沖を震源とする地震のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十　令和四年福島県沖を震源とする地震のため農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十八　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二十九　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

［削る］

三十　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

$A \times 0.3 + (B + \underline{C}) \times 0.5$

算式の符号

A　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

［削る］

C　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十一　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十二　次によつて算定した額の合算額

イ　当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇一を乗じて得た額

三十三　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十四　福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十一　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三十二　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

三十三　当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三十四　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

$A \times 0.3 + (B + \underline{C + D}) \times 0.5$

算式の符号

A　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　施設の点検の効率化・充実に資するＩＣＴデータベースシステム、無人航空機等の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十五　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十六　次によつて算定した額の合算額

イ　当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇一を乗じて得た額

三十七　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十八　福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

三十五　第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、二七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号五中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十六　第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「一、五二三、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号五の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、二七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号六中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第四十五号の規定により算定した額を控除した額

［新設］

三十七　附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「45,000円」とあるのは「46,000円」と、「64,000円」とあるのは「66,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

［新設］

三十八　国の補助金を受けて施行する沖縄観光人材不足緊急対策事業及び沖縄観光景観形成支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］

三十九　国の補助金を受けて施行する沖縄持続可能な交通環境構築推進事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］

四十　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する都道府県立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）

三十九　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）による情報連携の正確性の確保に向けた総点検（「マイナンバー情報総点検に係る個別データの点検対象機関について」（令和五年九月六日付けデ戦三千二百五十九号、デ社第三百五十一号）に基づき実施したものに限る。）に係るシステム改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（複数の事務に対して点検を実施する道府県にあつては、事務ごとに算定した額の合算額とする。）

［新設］

四十一　道府県の行う職員に対する研修（当該道府県の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該道府県の区域内の市町村又は区域外の市町村の職員をその対象に含むものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

2　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の道府県にあつては○・二を、○・五以上○・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の道府県にあつては一・○をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

3　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・三を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の道府県にあつては○・二を、○・五以上○・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の道府県にあつては一・○をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和六年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和六年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

［新設］

2　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の道府県にあつては○・二を、○・五以上○・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の道府県にあつては一・○をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

3　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・三を乗じて得た額に、財政力指数が○・八以上の道府県にあつては○・二を、○・五以上○・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の道府県にあつては一・○をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和五年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和五年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一　一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二　期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つていること。

6　令和六年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第六項から第八項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

7　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額を加えた額とする。

8　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては○・七、十分の七となる場合にあつては○・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

10　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額に○・七を乗じて得た額

イ　市町村のデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

ロ　市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　当該道府県におけるデジタル化の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・七を乗じて得た額

11　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスキリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額を加えた額とする。

○

▷

○

6　令和五年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

7　令和三年度から令和五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額を加えた額とする。

8　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては○・七、十分の七となる場合にあつては○・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

10　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額に○・七を乗じて得た額

イ　市町村のデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

ロ　市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　当該道府県におけるデジタル化の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・七を乗じて得た額

11　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスキリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額を加えた額とする。

12　令和六年度及び令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　消防学校における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された道府県による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

**第七条**　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

［削る］

四　前条第一項第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

五　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［新設］

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

**第七条**　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　前条第一項第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　前条第一項第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

九　国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2　平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十号及び同表第六十二号の規定により算定した額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）を控除した額

4　令和六年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和六年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号及び第三十三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の市町村にあつては一・○をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（当該額が三六、○○○、○○○円を超えるときは、三六、○○○、○○○円とする。）

二　高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に○・五を乗じて得た額

三　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「○・一」とあるのは「○・三」と読み替えるものとする。

3　令和五年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二　災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十号及び同表第六十二号の規定により算定した額（令和五年度における当該災害に係るものに限る。）を控除した額

4　令和五年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和五年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十七号及び第二十八号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が○・八以上の市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、○・五未満の市町村にあつては一・○をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額（当該額が三六、○○○、○○○円を超えるときは、三六、○○○、○○○円とする。）

二　高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に○・五を乗じて得た額

三　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「○・一」とあるのは「○・三」と読み替えるものとする。

五　次によつて算定した額の合算額

イ　へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和六年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

ロ　附則第五条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「52,000円」とあるのは「54,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

六　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九　地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四　前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八五、八八七円を乗じて得た額

五　へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和五年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

六　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九　地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十　前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　地方税法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四　前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八〇、四九〇円を乗じて得た額

十六　前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七　前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十八　前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十九　前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十　住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二　前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十四　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

二十五　前条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

二十六　前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十七　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十八　次によつて算定した額の合算額

イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一を乗じて得た額

十六　前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七　前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十八　前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十九　前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十　住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二　前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十四　国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

二十五　前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　当該市町村の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十七　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十九　次によつて算定した額の合算額

イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一二を乗じて得た額

二十九　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

| 項目 | 額 |
|---|---|
| プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン） | 八四、〇〇〇円 |
| プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン） | 六三、〇〇〇円 |

［削る］

三十　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十一　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十二　前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十三　次に掲げる額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ　市区町村の行う職員に対する研修（当該市区町村の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであつて、当該市区町村の職員又は他の市区町村の職員をその対象にするものに限る。）に要する経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　前条第一項第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「都道府県」と、「経費」とあるのは「経費に係る負担金として当該年度において支出する額」と読み替えるものとする。

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

7　令和元年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて

三十　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

| 項目 | 額 |
|---|---|
| プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン） | 七九、〇〇〇円 |
| プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン） | 六四、〇〇〇円 |

三十一　前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

6　平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

7　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて

得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

四　前条第九項に規定する算定方法に準じて算定した額

11　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　前条第十項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号イ及びロ中「経費」とあるのは「経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）」と読み替えるものとする。

二　前条第十項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

12　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十一項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8　令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

四　前条第九項に規定する算定方法に準じて算定した額

11　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　前条第十項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号イ及びロ中「経費」とあるのは「経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）」と読み替えるものとする。

二　前条第十項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

12　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十一項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8　令和三年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額

二　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の見直しに要する経費として総務大臣が調査した額（当該年度で三、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

9　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10　令和三年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　ＣＩＯ補佐官等として外部人材を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

四　前条第九項に規定する算定方法に準じて算定した額

11　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　前条第十項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号イ及びロ中「経費」とあるのは「経費（当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。）」と読み替えるものとする。

二　前条第十項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

12　令和五年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第十一項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

13　令和六年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

14　令和六年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二　閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

15　令和六年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第五項及び第六項の規定に準じて算定した額とする。

16　令和六年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二三を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十四億八千三百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二　第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第十七項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

**第十条**　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

［新設］

13　令和五年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二　閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

14　令和五年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第五項及び第六項の規定に準じて算定した額とする。

15　令和五年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二一を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十三億千百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二　第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第十八項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

**第十条**　令和五年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によって算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によって算定した額を控除した額

五　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によって算定した額を控除した額

六　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に○・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によって算定した額を控除した額

２　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

**第十一条**　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に○・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によって算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に○・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によって算定した額を控除した額

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によって算定した額を控除した額

三　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によって算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によって算定した額を控除した額

五　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によって算定した額を控除した額

六　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八　東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に○・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によって算定した額を控除した額

２　令和五年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

**第十一条**　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に○・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によって算定した額を控除した額

二　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあっては当該額に○・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によって算定した額を控除した額

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によって算定した額を控除した額

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

２　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

**第十五条**　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～三　略］

２　令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

［二　略］

［３・４　略］

（令和六年能登半島地震等に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

**第十六条**　令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　新潟県、富山県、石川県及び福井県について、第二条第一項第一号の表第四号一に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第一号の規定により算定した額

二　前号の県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号二中「一七、六〇〇円」とあるのは、「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第二号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第二号の規定により算定した額

三　第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十四条第一項第三号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十四条第三号の規定により算定した額

---

六　特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

２　令和五年度に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

**第十五条**　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～三　同上］

２　令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

［二　同上］

［３・４　同上］

［新設］

四　地域福祉推進支援臨時特例交付金を受けて実施する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（障害分）に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

六　国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分）に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

七　農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

八　国の補助金を受けて実施する共同利用漁船等復旧支援対策事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

九　国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

十　石川県について、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員等の宿泊場所の確保その他の支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十一　新潟県及び富山県について、令和六年能登半島地震のため地方単独事業として行う被災した宅地の液状化防止対策に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

**第十七条**　令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額（この場合において、同号二中「二三、五〇〇円」とあるのは「二三、五〇〇円（令和六年総務省告示第九十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件）により告示した団体及び災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が調査した団体（以下この号において「指定団体等」という。）にあつては、六八、〇〇〇円」と、「一七六、七〇〇円」とあるのは「一七六、七〇〇円（指定団体等にあつては、四八、四〇〇円）」と、「八八、二〇〇円」とあるのは「八八、二〇〇円（指定団体等にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

［新設］

三　令和六年能登半島地震等のためケーブルテレビ事業者等が国の補助金を受けて実施するケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業及び高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　前条第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　次によつて算定した額の合算額

イ　国の補助を受けて実施する宅地液状化防止事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

ロ　新潟県及び富山県の区域内の市町村について、前条第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

２　令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額

ロ　旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額

二　令和六年能登半島地震について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第十五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**〇法務省令第九号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

法務大臣　鈴木　馨祐

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

**第十一条の二**　［略］

一　［略］

二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ　国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によつて作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ　［略］

［三～五　略］

**第二十一条**　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一　［略］

二　届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名並びに本籍又は国籍

［三～八　略］

［②・③　略］

**第三十条**　戸籍法第十三条第一項第九号の事項は、次に掲げるものとする。

一　戸籍法第十三条第一項第一号から第八号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

［二～六　略］

**第三十条の二**　戸籍法第十三条第三項の法務省令で定める氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、別表第二に掲げるものとする。

**第三十条の三**　市町村長は、届書に記載された氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。以下この条において「届出に係る振り仮名」という。）が戸籍法第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方（以下この条において「一般の読み方」という。）によるものであることを確認するため必要と認めるときは、届出人に対し、当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を届書に記載させるものとする。

②　前項の規定にかかわらず、市町村長は、届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認することができないときは、届出人に対し、辞典、新聞、雑誌、書籍その他一般に頒布されている刊行物の記載を引用するなどして、当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を記載した書面の提出を求めるものとする。

③　前項の規定により書面の提出を求められた者は、当該書面を提出しなければならない。

**第三十四条**　次に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければならない。

一　［略］

二　氏又は氏の振り仮名の変更に関する事項

［三～六　略］

**第三十五条**　次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

［一～十二　略］

改正前

**第十一条の二**　［同上］

一　［同上］

二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ　国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ　［同上］

［三～五　同上］

**第二十一条**　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一　［同上］

二　届出事件の本人の氏名及び本籍又は国籍

［三～八　同上］

［②・③　同上］

**第三十条**　戸籍法第十三条第八号の事項は、次に掲げるものとする。

一　戸籍法第十三条第一号から第七号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

［二～六　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

**第三十四条**　左に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければならない。

一　［同上］

二　氏の変更に関する事項

［三～六　同上］

**第三十五条**　次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

［一～十二　同上］

十三　戸籍法第百七条第二項から第四項までに規定する氏及び氏の振り仮名の変更に関する事項については、氏及び氏の振り仮名を変更した者

十四　名又は名の振り仮名の変更に関する事項については、その変更をした者

［十五・十六　略］

**第三十六条の二**　戸籍法又はこの省令の規定により届書又は戸籍に国籍を記載することとされている場合において、次に掲げる地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書又は戸籍に記載するものとする。

一　台湾

二　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

**第三十九条**　新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

［一～七　略］

八　名又は名の振り仮名の変更に関する事項

九　［略］

②　［略］

**第四十八条**　戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、かつ、各々目録をつけなければならない。ただし、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

［②・③　略］

**第五十六条**　戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

［号を削る。］

**第五十七条**　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

［号を削る。］

②　戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　前項第二号から第七号までに掲げる事項

**第五十八条**　戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

［号を削る。］

**第六十条**　戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　別表第三に掲げる漢字

三　［略］

---

十三　戸籍法第百七条第二項から第四項までに規定する氏の変更に関する事項については、氏を変更した者

十四　名の変更に関する事項については、名を変更した者

［十五・十六　同上］

［条を加える。］

**第三十九条**　新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者については、次の各号に掲げる事項で従前の戸籍に記載したものは、新戸籍又は他の戸籍にこれを記載しなければならない。

［一～七　同上］

八　名の変更に関する事項

九　［同上］

②　［同上］

**第四十八条**　戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

［②・③　同上］

**第五十六条**　戸籍法第七十四条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

六　当事者の世帯主の氏名

**第五十七条**　戸籍法第七十六条第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

八　当事者の世帯主の氏名

②　戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、左に掲げるものとする。

一　［同上］

二　前項第二号乃至第八号に掲げる事項

**第五十八条**　戸籍法第八十六条第二項第二号の事項は、次に掲げるものとする。

［一～六　同上］

七　死亡当時における世帯主の氏名

**第六十条**　戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　別表第二に掲げる漢字

三　［同上］

**第六十八条の三**　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

一　［略］

二　別表第三に掲げる字体

三　［略］

**第七十八条の三**　法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る電子計算機に届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

［②～④　略］

**第七十八条の四**　［略］

［②・③　略］

④　第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第四の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**第七十九条の二の三**　戸籍法第百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第五の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

［②～④　略］

**第七十九条の二の四**　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第六に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

②　市町村長に対してする別表第七に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

③　［略］

**第七十九条の三**　［略］

［②・③　略］

④　前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

［一・二　略］

三　官庁又は公署が電子署名を行つた情報を送信する場合にあつては、官庁又は公署が作成した電子証明書であつて、市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行つた者を確認することができるもの

四　その他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行つた者を確認することができるものであつて、前三号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの

**第六十八条の三**　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、氏又は名に漢字を用いるときは、次の各号に掲げる字体で記録するものとする。

一　［同上］

二　別表第二に掲げる字体

三　［同上］

**第七十八条の三**　法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る届書等情報の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

［②～④　同上］

**第七十八条の四**　［同上］

［②・③　同上］

④　第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**第七十九条の二の三**　戸籍法第百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に対応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

［②～④　同上］

**第七十九条の二の四**　戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は別表第五に掲げる書面（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

②　市町村長に対してする別表第六に掲げる届出又は申請（以下「届出等」という。）は、前項の電子情報処理組織を使用してすることができる。

③　［同上］

**第七十九条の三**　［同上］

［②・③　同上］

④　前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　その他市町村長の使用に係る電子計算機から当該電子署名を行つた者を確認することができるものであつて、前二号に掲げるものに準ずるものとして市町村長が定めるもの

⑤　前条第一項の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合において、当該請求をする者が第一項から第三項までの規定により当該請求をする者の電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一　前項第二号の電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、市町村長の使用に係る電子計算機から電子署名を行つた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

**第七十九条の四**　第七十九条の二の四第一項の規定により戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第十一条の二第四号の規定に準ずる措置として法務大臣が定めるものが講じられていなければならない。

**第七十九条の五**　別表第八に掲げる書面の交付は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

［②・③　略］

**第七十九条の九の三**　［略］

**第五章**　雑則

［章名を削る。］

**別表第一**（第十一条の二、第十一条の六、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第三項、同条第六項関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書、精神障害者保健福祉手帳

**別表第二**（第三十条の二関係）

一　片仮名のうち次に掲げるもの

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ア | イ | ウ | エ | オ |
| サ | シ | ス | セ | ソ |
| ナ | ニ | ヌ | ネ | ノ |
| マ | ミ | ム | メ | モ |
| ル | レ | ロ | ワ | ヲ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| カ | キ | ク | ケ | コ |
| タ | チ | ツ | テ | ト |
| ハ | ヒ | フ | ヘ | ホ |
| ヤ | ユ | ヨ | ラ | リ |
| ン | ガ | ギ | グ | ゲ |

［項を加える。］

**第七十九条の四**　削除

**第七十九条の五**　別表第七に掲げる書面の交付は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。

［②・③　同上］

**第七十九条の九の三**　［同上］

［章名を加える。］

**第五章**　雑則

**別表第一**（第十一条の二、第十一条の六、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第三項、同条第六項関係）

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書（平成二十四年四月一日以後に交付されたものに限る。）、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書

［別表を加える。］

ゴ　ザ　ジ　ズ　ゼ　ゾ　ダ　ヂ　ヅ　デ
ド　バ　ビ　ブ　ベ　ボ　パ　ピ　プ　ペ
ポ　ヴ　ァ　ィ　ゥ　ェ　ォ　ャ　ュ　ョ
ヮ　ッ

二　記号

ー（長音記号）

**別表第三**（第六十条、第六十八条の三関係）

［略］

**別表第四**（第七十八条の四第四項関係）

［略］

**別表第五**（第七十九条の二の三第一項関係）

| | |
|---|---|
| 一　外務省 | 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査に関する事務<br>外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第一項第十一号の身分関係事項等に関する証明に係る事実についての確認に関する事務 |
| 二　国家公安委員会 | 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十四条第一項の免許証の記載事項の変更に関する事務 |

**別表第六**（第七十九条の二の四第一項関係）

［略］

**別表第七**（第七十九条の二の四第二項関係）

［一～二十八　略］
二十九　戸籍法第百七条の規定による氏及び氏の振り仮名の変更の届出
三十　戸籍法第百七条の二の規定による名及び名の振り仮名の変更の届出
三十一　戸籍法第百七条の三の規定による氏の振り仮名の変更の届出
三十二　戸籍法第百七条の四の規定による名の振り仮名の変更の届出
三十三　戸籍法第百八条第一項の規定による転籍の届出
三十四　戸籍法第百十条第一項及び第百十一条の規定による就籍の届出
三十五　戸籍法第百十三条、第百十四条及び第百十六条第一項の規定による戸籍訂正の申請

**別表第八**（第七十九条の五第一項関係）

［略］

**別表第二**（第六十条、第六十八条の三関係）

［同上］

**別表第三**（第七十八条の四第四項関係）

［同上］

**別表第四**（第七十九条の二の三第一項関係）

| | |
|---|---|
| 一　外務省 | 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査 |

**別表第五**（第七十九条の二の四第一項関係）

［同上］

**別表第六**（第七十九条の二の四第二項関係）

［一～二十八　同上］
二十九　戸籍法第百七条の規定による氏の変更の届出
三十　戸籍法第百七条の二の規定による名の変更の届出
三十一　戸籍法第百八条第一項の規定による転籍の届出
三十二　戸籍法第百十条第一項及び第百十一条の規定による就籍の届出
三十三　戸籍法第百十三条、第百十四条及び第百十六条第一項の規定による戸籍訂正の申請

**別表第七**（第七十九条の五第一項関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附録第五号様式を次のように改める。

**附録第五号様式**　受附帳（日本産業規格B列四番の丈夫な用紙、横書きとすることができる。）（第二十一条関係）

令和何年

戸籍受附帳

何町村役場

| 受附番号 | 受理送付の別 | 受附月日（事件発生月日） | 件名 | 届出事件本人の氏名及び氏名の振り仮名（届出人の資格氏名） | 本籍又は国籍・地域 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 受附番号 | 受理送付の別 | 受附月日（事件発生月日） | 件名 | 届出事件本人の氏名及び氏名の振り仮名（届出人の資格氏名） | 本籍又は国籍・地域 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

附録第七号七十四の項から七十七の項まで中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

附録第七号百七十四の項及び百七十六の項中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

附録第七号百八十七の項から百九十五の項までを次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 187 | 戸籍法百七条二項の氏の変更届 | 戸籍事項欄 | 令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞<br>令和八年七月五日編製㊞ |
| 188 | 氏を変更する者と同一の戸籍にある場合 | 氏を変更する者の戸籍事項欄の更 | 令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞ |
| 189 | 右 | 右 | 令和八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ（振り仮名ファンデンボッシュ）」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞ |
| 190 | 戸籍法百七条三項の氏の変更届 | 戸籍事項欄 | 令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出㊞<br>令和拾年参月九日編製㊞ |
| 191 | 戸籍法百七条三項の氏の変更届 | 氏を変更する者の戸籍事項欄の更 | 令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地ファンデンボッシュ梅子戸籍から入籍㊞ |
| 192 | 氏を変更する者と同一の戸籍にある場合 | 右 | 令和拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市北区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「乙野（振り仮名オツノ）」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞ |
| 193 | 戸籍法百七条四項の氏の変更届 | 戸籍事項欄 | 令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出㊞<br>令和九年拾月五日編製㊞ |
| 194 | 戸籍法百七条四項の氏の変更届 | 氏を変更する者の戸籍事項欄の更 | 令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞ |
| 195 | 戸籍法百七条四項の氏の変更届 | 右 | 令和九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日さいたま市浦和区長から通知東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ（振り仮名ファンデンボッシュ）」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞ |
| 196 | 氏の振り仮名の変更届 | 氏を振り仮名変更者の戸籍事項欄の更 | 令和九年拾月拾七日戸籍法百七条の三の氏の振り仮名変更届出㊞ |
| 197 | 氏の振り仮名の変更届 | 戸籍事項欄 | 令和九年拾月拾七日戸籍法百七条の四の名の振り仮名変更届出㊞ |
| 198 | 名の振り仮名の変更届 | 名を振り仮名変更者の戸籍事項欄の更 | 令和九年拾月拾七日戸籍法百七条の四の名の振り仮名変更届出㊞ |

附録第七号百九十七の項から二百十八の項までを二項ずつ繰り下げ、百九十六の項の次に次の二項を加える。

附録第十一号様式を次のように改める。

**附録第十一号様式**　出生の届書（日本産業規格Ａ列四番）（第五十九条関係）

# 出　生　届

年　　月　　日 届出

長　殿

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生まれた子 | （フリガナ）<br>子の氏名 | | 父母との続き柄 | □嫡　出　子<br>□嫡出でない子<br>（□男 □女） |
| | 生まれたとき | 年　　月　　日 | □午前<br>□午後 | 時　　分 |
| | 生まれたところ | 番地<br>番　　号 | | |
| | 住　所 | | | |
| | | 世帯主の氏名 | 世帯主との続き柄 | |
| 生まれた子の父と母 | 父母の氏名<br>生年月日<br>（子が生まれたときの年齢） | 父 | 母 | |
| | | 年　　月　　日（満　　歳） | 年　　月　　日（満　　歳） | |
| | 本籍<br>（外国人のときは国籍だけを書いてください） | 番地<br>番 | | |
| | | 筆頭者の氏名 | | |
| | 同居を始めたとき | 年　　月 | | |
| | 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と | □ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>□ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>□ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>□ 4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>□ 5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>□ 6. 仕事をしている者のいない世帯 | | |
| | 父母の職業 | （国勢調査の年…　　年…の４月１日から翌年３月31日までに子が生まれたときだけ書いてください）<br>父の職業 | 母の職業 | |
| その他 | | | | |
| 届出人 | □ 1. 父<br>□ 母 □ 2. 法定代理人（　　） □ 3. 同居者 □ 4. 医師 □ 5. 助産師 □ 6. その他の立会者<br>□ 7. 公設所の長 | | | |
| | 住所 | | | |
| | 本籍 | 番地<br>番 | 筆頭者の氏名 | |
| | 署名<br>（※押印は任意） | 印 | 年　　月　　日生 | |

附録第十二号様式を次のように改める。

**附録第十二号様式**　婚姻の届書（日本産業規格Ａ列三番）（第五十九条関係）

| 証人 | | |
|---|---|---|
| 署名<br>（※押印は任意） | 印 | 印 |
| 生年月日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 住所 | | |
| 本籍 | 番地<br>番 | 番地<br>番 |

# 婚　姻　届

年　月　日届出

長　殿

| | 夫　に　な　る　人 | | 妻　に　な　る　人 | |
|---|---|---|---|---|
| （フリガナ）<br>氏　名 | | | | |
| 生年月日 | 年　月　日 | | 年　月　日 | |
| 住　所 | | | | |
| 本　籍<br>（外国人のときは国籍だけを書いてください） | 番地<br>番 | | 番地<br>番 | |
| | 筆頭者の氏名 | | 筆頭者の氏名 | |
| 父母及び養父母の氏名<br>父母との続き柄<br>（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください） | 父 | 続き柄<br>男 | 父 | 続き柄<br>女 |
| | 母 | | 母 | |
| | 養父 | 続き柄<br>養子 | 養父 | 続き柄<br>養女 |
| | 養母 | | 養母 | |
| 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 | □夫の氏<br>□妻の氏 | 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）<br>番地<br>番 | | |
| 同居を始めたとき | 年　月 | | | |
| 初婚・再婚の別 | □初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日） | | □初婚　再婚（□死別 □離別　年　月　日） | |
| 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と夫妻の職業 | 夫　妻　1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>夫　妻　2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>夫　妻　3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>夫　妻　4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>夫　妻　5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>夫　妻　6. 仕事をしている者のいない世帯<br>（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください）<br>夫の職業 | | 妻の職業 | |
| その他 | | | | |
| 届出人署名<br>（※押印は任意） | 夫　印 | | 妻　印 | |

附録第十三号様式を次のように改める。

**附録第十三号様式**　離婚の届書（日本産業規格Ａ列三番）（第五十九条関係）

| 証　人　（協議離婚のときだけ必要です） | | |
|---|---|---|
| 署　名<br>（※押印は任意） | 印 | 印 |
| 生　年　月　日 | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 住　所 | | |
| 本　籍 | 番地<br>番 | 番地<br>番 |

# 離　婚　届

年　　月　　日 届出

長　殿

| | | |
|---|---|---|
| （フリガナ）<br>氏　　名<br>生　年　月　日 | 夫<br>年　　月　　日 | 妻<br>年　　月　　日 |
| 住　　所 | | |
| 本　　籍<br>（外国人のときは国籍だけを書いてください） | 番地<br>番<br>筆頭者の氏名 | |
| 父母及び養父母の氏名<br>父母との続き柄<br>（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください） | 夫の父<br>母<br>養父<br>養母 | 続き柄 男<br>続き柄 養子 |
| | 妻の父<br>母<br>養父<br>養母 | 続き柄 女<br>続き柄 養女 |
| 離婚の種別 | □協議離婚　□和解　年　月　日成立<br>□調停　年　月　日成立　□請求の認諾　年　月　日認諾<br>□審判　年　月　日確定　□判決　年　月　日確定 | |
| 婚姻前の氏にもどる者の本籍 | □夫　は　□もとの戸籍にもどる<br>□妻　　□新しい戸籍をつくる<br>番地　筆頭者の氏名<br>番 | |
| 未成年の子の氏名 | 夫が親権を行なう子 | 妻が親権を行なう子 |
| 同居の期間 | 年　　月　か　ら | 年　　月　ま　で |
| 別居する前の住所 | 番地<br>番　　号 | |
| 別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業 | □ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>□ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>□ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>□ 4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>□ 5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>□ 6. 仕事をしている者のいない世帯<br>（国勢調査の年…　　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください）<br>夫の職業 | 妻の職業 |
| その他 | | |
| 届出人署名<br>（※押印は任意） | 夫　印 | 妻　印 |

附録第十四号様式を次のように改める。

**附録第十四号様式**　死亡の届書（日本産業規格A列四番）（第五十九条関係）

# 死　亡　届

年　月　日届出

長　殿

| | |
|---|---|
| （フリガナ）<br>氏　名 | □男　□女 |
| 生年月日 | 年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）□午前 □午後　時　分 |
| 死亡したとき | 年　月　日　□午前 □午後　時　分 |
| 死亡したところ | 番地<br>番　号 |
| 住　所 | |
| 本　籍<br>（外国人のときは国籍だけを書いてください） | 番地<br>番<br>筆頭者の氏名 |
| 死亡した人の夫または妻 | □いる（満　歳）　いない（□未婚　□死別　□離別） |
| 死亡したときの世帯のおもな仕事と死亡した人の職業・産業 | □1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>□2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>□3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>□4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５）<br>□5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>□6. 仕事をしている者のいない世帯<br>（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに死亡したときだけ書いてください）<br>職業　産業 |
| その他 | |
| 届出人 | □1. 同居の親族 □2. 同居していない親族 □3. 同居者 □4. 家主 □5. 地主<br>□6. 家屋管理人 □7. 土地管理人 □8. 公設所の長 □9. 後見人<br>□10. 保佐人 □11. 補助人 □12. 任意後見人 □13. 任意後見受任者 |
| 住　所 | |
| 本　籍 | 番地<br>番　筆頭者の氏名 |
| 署　名<br>（※押印は任意） | 印　年　月　日生 |

附録第二十号書式を次のように改める。

**附録第二十号書式**（第六十六条関係）

受理（不受理）証明書

一　何何届書（申請書）

令和何年何月何日届出（申請）

届　出　人　戸籍の表示　氏　名

事　件　本　人　戸籍の表示　氏　名（フリガナ）

届出（申請）事項の要旨

右届出（申請）は、令和何年何月何日受理したこと（何何の理由によつて受理しなかつたこと）を証明する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　印職

附録第二十一号書式を次のように改める。

**附録第二十一号書式**（日本産業規格Ｂ列四番の上質紙九十キログラム以上）（第六十六条関係）

婚姻届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示

夫　氏（フリガナ）　名（フリガナ）

生　年　月　日

戸籍又は国籍・地域の表示

妻　氏（フリガナ）　名（フリガナ）

生　年　月　日

右当事者の婚姻届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上婚姻は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名　印職

離婚届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示

夫　氏（フリガナ）　名（フリガナ）

生　年　月　日

戸籍又は国籍・地域の表示

妻　氏（フリガナ）　名（フリガナ）

生　年　月　日

右当事者の離婚届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上離婚は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名　印職

養子縁組届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示
養父　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養母　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養子　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上養子縁組は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名　印職

養子離縁届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示
養父　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養母　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日
戸籍又は国籍・地域の表示
養子　氏（フリガナ）　名（フリガナ）
生　年　月　日

右当事者の養子離縁届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上養子離縁は、成立したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名　印職

認知届受理証明書

戸籍又は国籍・地域の表示

父氏名（フリガナ）

生年月日

戸籍又は国籍・地域の表示

子氏名（フリガナ）

生年月日

「子の氏名」に対する認知届が「父の氏名」から届け出られたところ、本職は審査の上、令和何年何月何日これを受理した。

よつてここに法律上「子の氏名」は、「父の氏名」の子たる身分を取得したこととなる。

右証明する。

令和何年何月何日

日本国政府戸籍事務管掌者

何市町村長氏名　印職

付録第二十四号を次のように改める。

**付録第二十四号**　第七十三条第一項の書面の記載のひな形（第七十三条第六項関係）

（７の１）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| 本　　籍<br>氏　　名 | 東京都千代田区平河町一丁目１０番地<br>甲野　義太郎 |
| 氏の振り仮名 | コウノ |
| 戸籍事項<br>戸籍編製<br>転　　籍<br><br><br>氏の変更 | <br>【編製日】平成４年１月１０日<br>【転籍日】平成５年３月６日<br>【従前の記録】<br>【本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地<br>【届出日】令和７年５月２６日<br>【特記事項】氏の振り仮名の届出 |
| 戸籍に記録されている者 | <br>【名】義太郎<br>【名の振り仮名】ヨシタロウ<br><br>【生年月日】昭和４０年６月２１日　【配偶者区分】夫<br>【父】甲野幸雄<br>【母】甲野松子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>出　　生 | <br>【出生日】昭和４０年６月２１日<br>【出生地】東京都千代田区<br>【届出日】昭和４０年６月２５日<br>【届出人】父 |
| 婚　　姻 | 【婚姻日】平成４年１月１０日<br>【配偶者氏名】乙野梅子<br>【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄 |
| 養子縁組 | 【縁組日】令和３年１月１７日<br>【共同縁組者】妻<br>【養子氏名】乙川英助<br>【送付を受けた日】令和３年１月２０日<br>【受理者】大阪市北区長 |
| 認　　知 | 【認知日】令和７年１月７日<br>【認知した子の氏名】丙山信夫<br>【認知した子の戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　丙山竹子 |
| 名の変更 | 【届出日】令和７年５月２６日<br>【特記事項】名の振り仮名の届出 |
| 戸籍に記録されている者 | <br>【名】梅子<br>【名の振り仮名】ウメコ |

発行番号０００００１　　以下次頁

（７の２）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【生年月日】昭和４１年１月８日　【配偶者区分】妻<br>【父】乙野忠治<br>【母】乙野春子<br>【続柄】長女 |
| 身分事項<br>出　生 | 【出生日】昭和４１年１月８日<br>【出生地】京都市北区<br>【届出日】昭和４１年１月１０日<br>【届出人】父 |
| 婚　姻 | 【婚姻日】平成４年１月１０日<br>【配偶者氏名】甲野義太郎<br>【従前戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野梅子 |
| 養子縁組 | 【縁組日】令和３年１月１７日<br>【共同縁組者】夫<br>【養子氏名】乙川英助<br>【送付を受けた日】令和３年１月２０日<br>【受理者】大阪市北区長 |
| 名の変更 | 【届出日】令和７年１０月１日<br>【特記事項】名の振り仮名の届出 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】啓太郎<br>【生年月日】平成４年１１月２日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>出　生 | 【出生日】平成４年１１月２日<br>【出生地】東京都千代田区<br>【届出日】平成４年１１月１０日<br>【届出人】父 |
| 推定相続人廃除 | 【推定相続人廃除の裁判確定日】令和２年３月１６日<br>【被相続人】父　甲野義太郎<br>【届出日】令和２年３月２０日<br>【届出人】父<br>【送付を受けた日】令和２年３月２３日<br>【受理者】大阪市北区長 |
| 婚　姻 | 【婚姻日】令和３年３月６日<br>【配偶者氏名】丙野松子<br>【送付を受けた日】令和３年３月１０日<br>【受理者】横浜市中区長 |

発行番号０００００１

以下次頁

（７の３）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【新本籍】横浜市中区昭和町１８番地<br>【称する氏】夫の氏 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　　籍 | 【名】ゆり<br>【生年月日】平成６年２月１５日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】長女 |
| 身分事項<br>出　　生 | 【出生日】平成６年２月１５日<br>【出生地】東京都千代田区<br>【届出日】平成６年２月１９日<br>【届出人】父 |
| 特別養子縁組 | 【特別養子縁組の裁判確定日】平成１１年１０月７日<br>【届出日】平成１１年１０月１２日<br>【届出人】養父母<br>【送付を受けた日】平成１１年１０月１６日<br>【受理者】大阪市北区長<br>【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目１０番地<br>【縁組後の氏】丙山 |
| 特別養子離縁 | 【特別養子離縁の裁判確定日】平成１８年１２月９日<br>【届出日】平成１８年１２月１５日<br>【届出人】父母<br>【新本籍】大阪市北区西天満二丁目６番地<br>【離縁後の氏】甲野 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　　籍 | 【名】みち<br>【生年月日】平成９年７月９日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】二女 |
| 身分事項<br>出　　生 | 【出生日】平成９年７月９日<br>【出生地】千葉市中央区<br>【届出日】平成９年７月１３日<br>【届出人】父<br>【送付を受けた日】平成９年７月１５日<br>【受理者】千葉市中央区長 |
| 婚　　姻 | 【婚姻日】平成２８年１０月３日<br>【配偶者氏名】乙原信吉 |

発行番号０００００１　　以下次頁

（7の4）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目８番地　乙原信吉 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】英子<br>【名の振り仮名】エイコ<br>【生年月日】昭和６２年３月１７日<br>【父】<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】長女 |
| 身分事項<br>出　生 | 【出生日】昭和６２年３月１７日<br>【出生地】横浜市中区<br>【届出日】昭和６２年３月１８日<br>【届出人】母<br>【送付を受けた日】昭和６２年３月２０日<br>【受理者】横浜市中区長 |
| 入　籍 | 【届出日】平成１７年３月２０日<br>【入籍事由】母の氏を称する入籍<br>【従前戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野梅子 |
| 名の変更 | 【届出日】令和８年２月１日<br>【特記事項】名の振り仮名の届出 |
| 養子縁組 | 【縁組日】令和８年４月１２日<br>【養父氏名】乙野忠治<br>【養母氏名】乙野春子<br>【通知を受けた日】令和８年４月１６日<br>【受理者】京都市北区長<br>【入籍戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野忠治 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】芳次郎<br>【生年月日】平成１８年１月６日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】二男 |
| 身分事項<br>出　生 | 【出生日】平成１８年１月６日<br>【出生地】千葉市中央区<br>【届出日】平成１８年１月１７日<br>【届出人】母<br>【送付を受けた日】平成１８年１月２０日<br>【受理者】千葉市中央区長 |
| 死　亡 | 【死亡日】平成２４年１２月１３日 |

発行番号０００００１　　以下次頁

（７の５）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【死亡時分】午後８時３０分<br>【死亡地】東京都千代田区<br>【届出日】平成２４年１２月１５日<br>【届出人】親族　甲野義太郎 |
| 戸籍に記録されている者 | 【名】英助<br>【名の振り仮名】エイスケ<br><br>【生年月日】平成２４年５月１日<br>【父】乙川孝助<br>【母】乙川冬子<br>【続柄】二男<br>【養父】甲野義太郎<br>【養母】甲野梅子<br>【続柄】養子 |
| 身分事項<br>出　生 | 【出生日】平成２４年５月１日<br>【出生地】東京都千代田区<br>【届出日】平成２４年５月６日<br>【届出人】父 |
| 養子縁組 | 【縁組日】令和３年１月１７日<br>【養父氏名】甲野義太郎<br>【養母氏名】甲野梅子<br>【代諾者】親権者父母<br>【送付を受けた日】令和３年１月２０日<br>【受理者】大阪市北区長<br>【従前戸籍】京都市北区小山初音町２０番地　乙川孝助 |
| 記　録 | 【記録日】令和８年５月２６日<br>【記録事項】名の振り仮名<br>【記録事由】令和５年法律第４８号附則第９条<br>【記録の内容】<br>　【名の振り仮名】エイスケ |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】みち<br>【名の振り仮名】ミチ<br><br>【生年月日】平成９年７月９日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】二女 |
| 身分事項<br>出　生 | 【出生日】平成９年７月９日<br>【出生地】千葉市中央区 |

発行番号０００００１　　以下次頁

（７の６）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【届出日】平成９年７月１３日<br>【届出人】父<br>【送付を受けた日】平成９年７月１５日<br>【受理者】千葉市中央区長 |
| 離　婚 | 【離婚日】令和３年７月５日<br>【配偶者氏名】乙原信吉<br>【送付を受けた日】令和３年７月７日<br>【受理者】横浜市中区長<br>【従前戸籍】横浜市中区本町一丁目８番地　乙原信吉 |
| 記　録 | 【記録日】令和８年５月２６日<br>【記録事項】名の振り仮名<br>【記録事由】令和５年法律第４８号附則第９条<br>【記録の内容】<br>　【名の振り仮名】ミチ |
| 分　籍 | 【分籍日】令和９年８月２日<br>【新本籍】東京都中央区日本橋室町一丁目１番地 |
| 戸籍に記録されている者 | 【名】信夫<br>【名の振り仮名】ノブオ<br><br>【生年月日】令和４年６月１日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】丙山竹子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>出　生 | 【出生日】令和４年６月１日<br>【出生地】東京都千代田区<br>【届出日】令和４年６月３日<br>【届出人】母<br>【送付を受けた日】令和４年６月１０日<br>【受理者】東京都千代田区長 |
| 認　知 | 【認知日】令和７年１月７日<br>【認知者氏名】甲野義太郎<br>【通知を受けた日】令和７年１月１０日<br>【受理者】東京都千代田区長 |
| 入　籍 | 【届出日】令和７年１月１５日<br>【入籍事由】父の氏を称する入籍<br>【届出人】親権者母<br>【従前戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　丙山竹子 |
| 親　権 | 【親権者を定めた日】令和７年１月２０日<br>【親権者】父 |

発行番号０００００１　　以下次頁

付録第二十五号七十四の項から七十七の項まで中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

（７の７）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| 名の変更 | 【届出人】父母 |
| | 【届出日】令和８年２月１日<br>【届出人】親権者父<br>【特記事項】名の振り仮名の届出 |
| 戸籍に記録されている者 | 【名】啓二郎<br>【名の振り仮名】ケイジロウ<br><br>【生年月日】平成３０年４月３日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】三男 |
| 身分事項<br>出　　生 | 【出生日】平成３０年４月３日<br>【出生地】名古屋市中区<br>【届出日】平成３０年４月７日<br>【届出人】母 |
| 民法８１７条の２ | 【民法８１７条の２による裁判確定日】令和７年２月１２日<br>【届出日】令和７年２月１５日<br>【届出人】父母<br>【従前戸籍】名古屋市中区三の丸四丁目３番　甲野啓二郎 |
| 名の変更 | 【届出日】令和８年２月１日<br>【届出人】親権者父母<br>【特記事項】名の振り仮名の届出 |
| | 以下余白 |

発行番号０００００１

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　　職印

付録第二十五号九十九の項及び百の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 99 | 同　上<br>（離婚により新戸籍が編製されている者から届出があった場合において、他に在籍者がないとき） | 同　上 | 氏を称した者の戸籍 | 戸籍事項欄 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和１０年８月７日<br>【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出<br>【従前の記録】<br>【氏】乙野<br>【氏の振り仮名】オツノ |
| 100 | | | | 氏を称した者の身分事項欄 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和１０年８月７日<br>【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 |

付録第二十五号百七十四の項及び百七十六の項中「国籍」を「国籍・芭域」に改める。
付録第二十五号百八十四の項から百九十六の項までを次のように改める。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 184 | 戸籍法107条1項による氏の変更届 | 本籍地 | 氏を変更する者の戸籍 | 戸籍事項欄 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和９年１０月１７日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条１項の届出<br>【従前の記録】<br>【氏】我謝<br>【氏の振り仮名】ワカサ |
| 185 | 戸籍法107条2項による氏の変更届 | 同　上 | 同　上 | 同　　上 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和９年５月８日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出<br>【従前の記録】<br>【氏】乙野<br>【氏の振り仮名】オツノ |
| 186 | | | | 氏を変更する者の身分事項欄 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和９年５月８日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 |
| 187 | 同　　上<br>（子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合） | 非本籍地 | 氏を変更する者の新戸　籍 | 戸籍事項欄 | 氏の変更<br>戸籍編製 | 【氏変更日】令和８年７月３日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出<br>【編製日】令和８年７月５日 |
| 188 | | | | 氏を変更する者の身分事項欄 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和８年７月３日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出<br>【通知を受けた日】令和８年７月５日<br>【受理者】東京都中央区長<br>【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野梅子 |
| 189 | | | 氏を変更する者の従前の戸籍 | 同　　上 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和８年７月３日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出<br>【通知を受けた日】令和８年７月５日<br>【受理者】東京都中央区長<br>【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地<br>【変更後の氏】ファンデンボッシュ<br>【変更後の氏の振り仮名】ファンデンボッシュ |
| 190 | 戸籍法107条3項による氏の変更届<br>（子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合） | 同　上 | 氏を変更する者の新戸　籍 | 戸籍事項欄 | 氏の変更<br>戸籍編製 | 【氏変更日】令和１０年３月３日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出<br>【編製日】令和１０年３月９日 |
| 191 | | | | 氏を変更する者の身分事項欄 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和１０年３月３日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出<br>【通知を受けた日】令和１０年３月９日<br>【受理者】京都市北区長<br>【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　ファンデンボッシュ梅子 |
| 192 | | | 氏を変更する者の従前の戸籍 | 同　　上 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和１０年３月３日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出<br>【通知を受けた日】令和１０年３月９日<br>【受理者】京都市北区長<br>【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地<br>【変更後の氏】乙野<br>【変更後の氏の振り仮名】オツノ |
| 193 | 戸籍法107条4項による氏の変更届 | 同　上 | 氏を変更する者の新戸　籍 | 戸籍事項欄 | 氏の変更<br>戸籍編製 | 【氏変更日】令和９年１０月１日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出<br>【編製日】令和９年１０月５日 |
| 194 | | | | 氏を変更する者の身分事項欄 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和９年１０月１日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出<br>【通知を受けた日】令和９年１０月５日<br>【受理者】さいたま市浦和区長<br>【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野梅子 |
| 195 | | | 氏を変更する者の従前の戸籍 | 同　　上 | 氏の変更 | 【氏変更日】令和９年１０月１日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出<br>【通知を受けた日】令和９年１０月５日<br>【受理者】さいたま市浦和区長<br>【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地<br>【変更後の氏】ファンデンボッシュ<br>【変更後の氏の振り仮名】ファンデンボッシュ |
| 196 | 名　の　変　更　届 | 本籍地 | 名を変更する者の戸籍 | 名を変更する者の身分事項欄 | 名の変更 | 【名の変更日】令和９年１０月１７日<br>【従前の記録】<br>【名】銕吉<br>【名の振り仮名】テツキチ |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 197 | 氏の振り仮名の変更届 | 同　上 | 氏の振り仮名を変更する者の戸籍 | 戸籍事項欄 | 氏の変更 | 【氏の振り仮名変更日】令和９年１０月１７日<br>【氏の振り仮名変更の事由】戸籍法１０７条の３の届出<br>【従前の記録】<br>　　【氏の振り仮名】ワカサ |
| 198 | 名の振り仮名の変更届 | | 名の振り仮名を変更する者の戸籍 | 名の振り仮名を変更する者の身分事項欄 | 名の変更 | 【名の振り仮名変更日】令和９年１０月１７日<br>【名の振り仮名変更の事由】戸籍法１０７条の４の届出<br>【従前の記録】<br>　　【名の振り仮名】テツキチ |

付録第二十五号百九十七の項から二百十八の項までを二項ずつ繰り下げ、百九十六の項の次に次の二項を加える。

付録二十六号様式を次のように改める。

**付録第二十六号様式**　戸籍の消除（第七十三条第七項関係）

第一　全部の消除

| 除　籍 | （２の１）　全部事項証明 |
|---|---|
| 本　籍 | 東京都千代田区平河町二丁目１０番地 |
| 氏　名 | 甲野　義太郎 |
| 氏の振り仮名 | コウノ |
| 戸籍事項<br>略<br>戸籍消除 | 略<br>【消除日】令和１６年５月１１日 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】義太郎<br>【名の振り仮名】ヨシタロウ<br>【生年月日】昭和４０年６月２１日<br>【父】甲野幸雄<br>【母】甲野松子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】梅子<br>【名の振り仮名】ウメコ<br>【生年月日】昭和４１年１月８日<br>【父】乙野忠治<br>【母】乙野春子<br>【続柄】長女 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 死　亡 | 【死亡日】令和１６年５月９日<br>【死亡時分】午後８時３０分<br>【死亡地】東京都千代田区<br>【届出日】令和１６年５月１１日<br>【届出人】親族　甲野英助 |
| 戸籍に記録されている者 | |

発行番号０００００２

以下次頁

（２の２）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| 除　籍 | 【名】ゆり<br><br>【生年月日】平成６年２月１５日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】長女 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| | 以下余白 |

発行番号０００００２

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職 印

（2の1）　全部事項証明

第二　一部の消除

| | |
|---|---|
| 本　籍<br>氏　名 | 東京都千代田区平河町二丁目１０番地<br>甲野　義太郎 |
| 氏の振り仮名 | コウノ |
| 戸籍事項<br>略 | 略 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】義太郎<br>【生年月日】昭和４０年６月２１日<br>【父】甲野幸雄<br>【母】甲野松子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 死　亡 | 【死亡日】平成２６年５月３日<br>【死亡時分】午前５時<br>【死亡地】東京都千代田区<br>【届出日】平成２６年５月５日<br>【届出人】同居者　丙原正作 |
| 戸籍に記録されている者<br>除　籍 | 【名】梅子<br>【生年月日】昭和４１年１月８日<br>【父】乙野忠治<br>【母】乙野春子<br>【続柄】長女 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 配偶者の死亡 | 【配偶者の死亡日】平成２６年５月３日 |
| 復　氏 | 【婚姻前の氏に復した日】平成２７年５月８日<br>【送付を受けた日】平成２７年５月１２日 |

発行番号０００００３　　以下次頁

（２の２）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【受理者】京都市北区長<br>【入籍戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野忠治 |
| 戸籍に記録されている者 | 【名】ゆり<br>【名の振り仮名】ユリ<br><br>【生年月日】平成６年２月１５日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】甲野梅子<br>【続柄】長女 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 親　　権 | 【親権喪失の審判取消しの裁判確定日】平成２５年９月３日<br>【親権喪失取消者】父<br>【届出日】平成２５年９月９日<br>【届出人】親族　乙原清吉<br>【従前の記録】<br>　【親権喪失の審判確定日】平成２４年６月１日<br>　【親権喪失者】父<br>　【記録嘱託日】平成２４年６月４日 |
| 略 | 略 |
| | 以下余白 |

発行番号０００００３

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職印

付録二十七号様式を次のように改める。

**付録第二十七号様式**　戸籍の訂正（第七十三条第八項関係）

第一　全部の訂正

| 除　籍 | （２の１）　全部事項証明 |
|---|---|
| 本　籍 | 東京都千代田区平河町一丁目３番地 |
| 氏　名 | 甲原　義太郎 |
| 氏の振り仮名 | コウハラ |
| 戸籍事項<br>略<br>戸籍消除 | <br>略<br>【消除日】令和１６年１２月８日 |
| 戸籍に記録されている者<br>消　除 | 【名】義太郎<br>【名の振り仮名】ヨシタロウ<br><br>【生年月日】昭和４０年６月２１日　【配偶者区分】夫<br>【父】甲野幸雄<br>【母】甲野松子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>略 | <br>略 |
| 消　除 | 【消除日】令和１６年１２月８日<br>【消除事項】縁組事項<br>【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定<br>【裁判確定日】令和１６年１２月４日<br>【申請日】令和１６年１２月８日<br>【申請人】養父　甲原忠太郎<br>【申請人】養母　甲原杉子<br>【従前の記録】<br>【縁組日】令和１６年５月１１日<br>【養父氏名】甲原忠太郎<br>【養母氏名】甲原杉子<br>【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野義太郎 |
| 戸籍に記録されている者<br>消　除 | 【名】梅子<br>【名の振り仮名】ウメコ<br><br>【生年月日】昭和４１年１月８日　【配偶者区分】妻<br>【父】乙野忠治<br>【母】乙野春子<br>【続柄】長女 |

発行番号０００００４　　以下次頁

（2の2）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 消　除 | 【消除日】令和１６年１２月８日<br>【消除事項】縁組事項<br>【消除事由】養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定<br>【裁判確定日】令和１６年１２月４日<br>【申請日】令和１６年１２月８日<br>【申請人】養父　甲原忠太郎<br>【申請人】養母　甲原杉子<br>【従前の記録】<br>【縁組日】令和１６年５月１１日<br>【養父氏名】甲原忠太郎<br>【養母氏名】甲原杉子<br>【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野義太郎 |
| | 以下余白 |

発行番号０００００４

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職印

（３の１）　全部事項証明

第二　一部の訂正

| | |
|---|---|
| 本　　籍<br>氏　　名 | 東京都中央区日本橋室町一丁目１番地<br>若佐　鉄吉 |
| 氏の振り仮名 | ワカサ |
| 戸籍事項<br>略<br>氏の変更<br><br><br>氏の変更 | <br>略<br>【氏変更日】平成９年１０月１７日<br>【氏変更の事由】戸籍法１０７条１項の届出<br>【従前の記録】<br>【氏】我謝<br>【届出日】令和７年５月２６日<br>【特記事項】氏の振り仮名の届出 |
| 戸籍に記録されている者 | 【名】鉄吉<br>【名の振り仮名】テツキチ<br><br>【生年月日】昭和４０年６月２１日<br>【父】我謝幸雄<br>【母】我謝松子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 消　　除 | 【消除日】平成９年９月１０日<br>【消除事項】婚姻事項<br>【消除事由】妻丙原桃子との婚姻無効の裁判確定<br>【裁判確定日】平成９年９月４日<br>【申請日】平成９年９月１０日<br>【申請人】妻<br>【従前の記録】<br>【婚姻日】平成９年３月８日<br>【配偶者氏名】丙原桃子 |
| 名の変更 | 【届出日】令和７年５月２６日<br>【特記事項】名の振り仮名の届出 |
| 名の変更 | 【名の変更日】令和１０年１１月４日<br>【従前の記録】<br>【名】銕吉<br>【名の振り仮名】テツキチ |
| 戸籍に記録されている者 | |

発行番号０００００５　　以下次頁

（3の2）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【名】啓太郎<br>【名の振り仮名】ケイタロウ<br><br>【生年月日】平成４年１１月２日<br>【父】我謝銕吉<br>【母】我謝梅子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 訂　正 | 【訂正日】平成５年２月２６日<br>【訂正事項】名<br>【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定<br>【裁判確定日】平成５年２月２０日<br>【申請日】平成５年２月２６日<br>【申請人】父<br>【従前の記録】<br>　【名】敬太 |
| 名の変更 | 【届出日】令和７年５月２６日<br>【特記事項】名の振り仮名の届出 |
| 戸籍に記録されている者<br>消　除 | 【名】桃子<br><br>【生年月日】昭和４７年４月９日<br>【父】丙原信吉<br>【母】丙原夏子<br>【続柄】三女 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| 消　除 | 【消除日】平成９年９月１０日<br>【消除事項】婚姻事項<br>【消除事由】夫我謝銕吉との婚姻無効の裁判確定<br>【裁判確定日】平成９年９月４日 |

発行番号０００００５　　以下次頁

（３の３）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| | 【申請日】平成９年９月１０日<br>【従前の記録】<br>　【婚姻日】平成９年３月８日<br>　【配偶者氏名】我謝銕吉<br>　【従前戸籍】東京都千代田区神保町二丁目１０番地　丙原信吉 |
| | 以下余白 |

発行番号０００００５

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職印

付録二十八号様式を次のように改める。

**付録第二十八号様式**　本籍の更正（第七十三条第九項関係）

（1の1）　全部事項証明

| | |
|---|---|
| 本　　籍 | 東京都千代田区平河町一丁目１０番地 |
| 氏　　名 | 甲野　廣造 |
| 氏の振り仮名 | コウノ |
| 戸籍事項<br>略<br>更　　正<br><br><br><br><br>略 | <br>略<br>【更正日】平成２０年６月２９日<br>【更正事項】本籍<br>【更正事由】地番号の変更<br>【従前の記録】<br>【本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地<br>略 |
| 戸籍に記録されている者 | 【名】廣造<br>【名の振り仮名】コウゾウ<br><br>【生年月日】大正１０年６月２１日<br>【父】甲野義太郎<br>【母】乙野梅子<br>【続柄】長男 |
| 身分事項<br>略 | 略 |
| | 以下余白 |

発行番号０００００６

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和何年何月何日

何市町村長氏名　職印

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の二第二号、第四十八条第一項及び別表第一の改正規定並びに附則第五条の規定　公布の日

二　別表第四の改正規定（同表を別表第五とする部分を除く。）　令和七年三月二十四日

（受附番号の特例）

**第二条**　改正法附則第六条から第八条までの規定に基づく届出及び改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る受附番号については、この省令による改正後の戸籍法施行規則（次条から第五条までにおいて「新戸籍法施行規則」という。）第二十二条の規定にかかわらず、一連の番号を付すものとする。

（市町村長による記載に係る書面の特例）

**第三条**　改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載に係る情報については、新戸籍法施行規則第四十八条及び第七十八条の二から第七十八条の五までの規定は、適用しない。この場合において、当該情報については戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織において、五年間保存するものとする。

（氏名の振り仮名の届出等への準用等）

**第四条**　新戸籍法施行規則第二十三条の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出並びに改正法附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載について準用する。

２　新戸籍法施行規則第三十条の三の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出について準用する。この場合において、新戸籍法施行規則第三十条の三第一項中「氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。」とあるのは、「氏名の振り仮名（」と読み替えるものとする。

３　新戸籍法施行規則第四章の三の規定は、改正法附則第六条から第八条まで及び第十条から第十二条までの規定に基づく届出について適用する。この場合において、新戸籍法施行規則第四十八条及び第七十九条の三第一項後段の規定は、適用しない。

（本人確認書類の有効期間に関する経過措置）

**第五条**　新戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（当該者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める間は、同条第二号イに掲げる書類とみなす。

一　国民健康保険の被保険者証　改正法附則第十六条に規定する期間

二　健康保険の被保険者証　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。次号において「厚生労働省整備省令」という。）附則第二条に規定する期間

三　船員保険の被保険者証　厚生労働省整備省令附則第六条に規定する期間

四　国家公務員共済組合の組合員証　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条に規定する期間

五　地方公務員共済組合の組合員証　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条に規定する期間

六　私立学校教職員共済制度の加入者証　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条に規定する期間

（届書の用紙に関する経過措置）

**第六条**　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

（戸籍法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第七条**　戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和六年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条後段を削る。

**○厚生労働省令第十九号**

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号から第三号までの規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （用語の定義）<br>**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一　適用等事務人件費算定基礎額　七百六円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。<br>二　（略） | （用語の定義）<br>**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一　適用等事務人件費算定基礎額　六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表⑴及び⑶の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。<br>二　（略） |

三　給付事務人件費算定基礎額　五百二十八円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百四十五円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

（被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額）

**第二条**　（略）

２　（略）

３　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十二円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

４・５　（略）

**別表**（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

| 区　　分 | 係　　数 |
|---|---|
| １級地 | 0.108 |
| ２級地 | 0.105 |
| ３級地 | 0.105 |
| ４級地 | 0.103 |
| ５級地 | 0.101 |
| ６級地 | 0.098 |
| ７級地 | 0.096 |
| 無級地 | 0.094 |

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

| 区　　分 | 係　　数 | 区　　分 | 係　　数 |
|---|---|---|---|
| Ⅰの地域10種地 | 0.022 | Ⅱの地域10種地 | 0.014 |
| Ⅰの地域９種地 | 0.022 | Ⅱの地域９種地 | 0.014 |
| Ⅰの地域８種地 | 0.022 | Ⅱの地域８種地 | 0.011 |
| Ⅰの地域７種地 | 0.018 | Ⅱの地域７種地 | 0.011 |
| Ⅰの地域６種地 | 0.010 | Ⅱの地域６種地 | 0.009 |
| Ⅰの地域５種地 | 0.007 | Ⅱの地域５種地 | 0.007 |
| Ⅰの地域４種地 | 0.000 | Ⅱの地域４種地 | 0.000 |
| Ⅰの地域３種地 | 0.000 | Ⅱの地域３種地 | 0.000 |
| Ⅰの地域２種地 | 0.000 | Ⅱの地域２種地 | 0.000 |
| Ⅰの地域１種地 | 0.000 | Ⅱの地域１種地 | 0.000 |

備考　（略）

三　給付事務人件費算定基礎額　五百十二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四　（略）

五　免除事務人件費算定基礎額　千四百二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十　（略）

（被保険者、受給権者及び保険料免除者の数を基準として算定する額）

**第二条**　（略）

２　（略）

３　令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、五十一円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。

４・５　（略）

**別表**（第一条関係）

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

| 区　　分 | 係　　数 |
|---|---|
| １級地 | 0.058 |
| ２級地 | 0.056 |
| ３級地 | 0.056 |
| ４級地 | 0.055 |
| ５級地 | 0.054 |
| ６級地 | 0.052 |
| ７級地 | 0.051 |
| 無級地 | 0.050 |

備考　（略）

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

| 区　　分 | 係　　数 | 区　　分 | 係　　数 |
|---|---|---|---|
| Ⅰの地域10種地 | 0.018 | Ⅱの地域10種地 | 0.012 |
| Ⅰの地域９種地 | 0.018 | Ⅱの地域９種地 | 0.012 |
| Ⅰの地域８種地 | 0.018 | Ⅱの地域８種地 | 0.009 |
| Ⅰの地域７種地 | 0.015 | Ⅱの地域７種地 | 0.009 |
| Ⅰの地域６種地 | 0.008 | Ⅱの地域６種地 | 0.007 |
| Ⅰの地域５種地 | 0.005 | Ⅱの地域５種地 | 0.005 |
| Ⅰの地域４種地 | 0.000 | Ⅱの地域４種地 | 0.000 |
| Ⅰの地域３種地 | 0.000 | Ⅱの地域３種地 | 0.000 |
| Ⅰの地域２種地 | 0.000 | Ⅱの地域２種地 | 0.000 |
| Ⅰの地域１種地 | 0.000 | Ⅱの地域１種地 | 0.000 |

備考　（略）

(3) 寒冷度の係数

| 区分 | 係数 |
|---|---|
| 1級地 | 0.026 |
| 2級地 | 0.023 |
| 3級地 | 0.022 |
| 4級地 | 0.018 |

備考　（略）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の事務費交付金から適用する。

**○国土交通省令第十五号**

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（管轄区域）

**第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。

| 航空交通管制部 | 管轄区域 |
|---|---|
| 東京航空交通管制部 | 北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三五分四一秒東経一三五度四一分二〇秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度五七分三秒東経一三四度五六分五六秒の地点、北緯三三度三五分四秒東経一三四度五九分五〇秒 |

改正前

（管轄区域）

**第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。

| 航空交通管制部 | 管轄区域 |
|---|---|
| 東京航空交通管制部 | 北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度三五分四秒東経一三四度五九分五〇秒及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ａ線」という。）、同地 |

(3) 寒冷度の係数

| 区分 | 係数 |
|---|---|
| 1級地 | 0.019 |
| 2級地 | 0.017 |
| 3級地 | 0.016 |
| 4級地 | 0.013 |

備考　（略）

の地点及び北緯三二度五〇分四八秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ａ線」という。）並びに同地点、北緯三三度一六秒東経一三五度三六分三六秒の地点、北緯三三度二分四五秒東経一三六度一分の地点、北緯三三度六秒東経一三六度一七分五六秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二分二六秒の地点、北緯三三度一分五七秒東経一三七度二四分五八秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五七分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点、北緯三二度二秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五分四八秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三四度三分五九秒東経一四二度一八分二七秒の地点、北緯三四度三分一七秒東経一四二度五五分二一秒の地点、北緯三五度二六分三七秒東経一四三度一七分一八秒の地点、北緯三七度一二秒東経一四三度五九分四七秒の地点、北緯三七度二九分三五秒東経一四三度四三分三〇秒の地点、北緯三六度五六分四七秒東経一四一度二七分四秒の地点、北緯三七度三三分一九秒東経一四一度四七分三二秒の地点、北緯三七度五七分一七秒東経一四一度四九分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度一〇分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点、北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度三〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域並びに北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度三九分四四秒東経一三七度四四分五秒の地点及び北緯三五度三三分三〇秒東経一三七度三八分五七秒の地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域

点、北緯三三度六分二六秒東経一三五度三七分四四秒の地点、北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二分二六秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五七分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点、北緯三二度一九分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四二度五分二一秒の地点、北緯三四度三分一七秒東経一四二度五五分二六秒の地点、北緯三五度二六分三七秒東経一四三度一七分一八秒の地点、北緯三七度二九分三五秒東経一四三度四三分三〇秒の地点、北緯三七度三三分一九秒東経一四一度四七分二七秒の地点、北緯三七度五七分一七秒東経一四一度四九分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度三四分四七秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ｂ線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度三〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域、北緯三五度三四分四四秒東経一四〇度四九分の地点、北緯三五度九分二七秒東経一四〇度三二分四七秒の地点、北緯三五度一九秒東経一三九度二四分四三秒の地点、北緯三四度五一分五三秒東経一三八度四五分四六秒の地点、北緯三四度五一分二一秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三四度五〇分三二秒東経一三七度五〇分二七秒の地点、北緯三五度東経一三七度四〇分五五秒の地点及び北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点を順次に結んだ線、Ａ線、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度一六分一〇秒東経一三六度九分三八秒の地点、北緯三三度四四分五一秒東八秒東経一三六度五三分五秒の地点、北緯三三度

| | |
|---|---|
| | 神戸航空交通管制部 |
| | 北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三三度六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分一七秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三 |

| | |
|---|---|
| | 神戸航空交通管制部 |
| | 北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三三度六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分一七秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三六度三四分三七秒の地点及び北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点を順次に結んだ線、B線並びに北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三四度四二分三秒東経一四一度二六分七秒の地点、北緯三五度一七分三五秒東経一四一度六分三四秒の地点及び北緯三五度三四分四四秒東経一四〇度四九分の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート以上の区域並びに北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度三九分四四秒東経一三七度四四分五秒の地点及び北緯三五度三三分三〇秒東経一三七度三八分五七秒の地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにA線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域 |
| | 神戸航空交通管制部 |
| | 北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度一六分四四秒東経一三二度四八分二二秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三三度六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分一七秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三 |

| | |
|---|---|
| 2　（略） | 一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点及び北緯三二度五〇分四八秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）<br>（略） |
| 2　（略） | 一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点、北緯三二度七分一三秒東経一三四度二五分一〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）<br>（略） |

**附　則**

この省令は、令和七年三月二十日から施行する。

# 告　示

**○財務省・農林水産省告示第四号**

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分七厘とする。<br>二　法別表第五第一号の１に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。<br>三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三 | 一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分五厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分五厘とする。<br>二　法別表第五第一号の１に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。<br>三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三 |

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 六年以下 | 年一分一厘五毛 |
| 六年を超え八年以下 | 年一分二厘五毛 |
| 八年を超え十年以下 | 年一分三厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年一分四厘五毛 |
| 十二年を超え十四年以下 | 年一分五厘五毛 |
| 十四年を超え十六年以下 | 年一分六厘五毛 |
| 十六年を超え二十五年以下 | 年一分七厘 |

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 五年以下 | 年九厘五毛 |
| 五年を超え八年以下 | 年一分五毛 |
| 八年を超え十年以下 | 年一分一厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年一分二厘五毛 |
| 十二年を超え十四年以下 | 年一分三厘五毛 |
| 十四年を超え十六年以下 | 年一分四厘五毛 |
| 十六年を超え二十五年以下 | 年一分五厘 |

号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 六年以下 | 年一分一厘五毛 |
| 六年を超え八年以下 | 年一分二厘五毛 |
| 八年を超え十年以下 | 年一分三厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年一分四厘五毛 |
| 十二年を超え十四年以下 | 年一分五厘五毛 |
| 十四年を超え十六年以下 | 年一分六厘五毛 |
| 十六年を超え三十五年以下 | 年一分七厘 |

号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

| 償還期限 | 利率 |
|---|---|
| 五年以下 | 年九厘五毛 |
| 五年を超え八年以下 | 年一分五毛 |
| 八年を超え十年以下 | 年一分一厘五毛 |
| 十年を超え十二年以下 | 年一分二厘五毛 |
| 十二年を超え十四年以下 | 年一分三厘五毛 |
| 十四年を超え十六年以下 | 年一分四厘五毛 |
| 十六年を超え三十五年以下 | 年一分五厘 |

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

**○財務省　農林水産省告示第五号**

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省　農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十九日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。 | 農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年二・七五パーセントを超える場合は、年二・七五パーセント）により計算した金額のものとする。 |

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

**○財務省　農林水産省告示第六号**

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省　農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十九日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年二・九五パーセントを超える場合は、年二・九五パーセント）により計算した金額のものとする。 | 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年二・七五パーセントを超える場合は、年二・七五パーセント）により計算した金額のものとする。 |

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第四百五十六号**

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十九日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。 | 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分五厘とする。 |

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第四百五十七号**

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十九日　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （貸付利率の上限）<br>**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。 | （貸付利率の上限）<br>**第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。 |
| 資金の種類 | 資金の種類 |
| 一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） |
| 二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金 | 二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金 |
| 三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） |
| 四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの |
| 貸付利率 | 貸付利率 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |
| 年一分七厘 | 年一分五厘 |

**附　則**

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第四百五十八号**

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月十九日　農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。 | 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分五厘とする。 |

**附　則**

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百九十一号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（令和二年国土交通省告示第千五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈠ア若しくはイ及び一㈣ウ、一㈠エ又は一㈣キの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。 | 一　他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限り、次号に規定する航空機を除く。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈠ア若しくはイ及び一㈣ウ、一㈠エ又は一㈣キの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。 |
| 二　別表の上欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、使用料告示一㈠並びに一㈣ウ、オ及びキ(b)の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額）とする。 | 二　別表の上欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、使用料告示一㈠並びに一㈣ウ、オ及びキ(b)の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間において、同表の下欄に掲げる金額（当該航空機が国内航空に従事する重量が五十トン以下の航空機であるときは、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、当該金額に更に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額）とする。 |
| 三～六　（略） | 三～六　（略） |
| 附　則 | 附　則 |
| 1～10　（略） | 1～10　（略） |
| 別表 | 別表 |

| 航空機 | 期間 | 金額 |
|---|---|---|
| 一　（略） | 平成十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） |
| 二　（略） | 平成二十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） |
| 三　（略） | | |
| 四　（略） | | |

| 航空機 | 期間 | 金額 |
|---|---|---|
| 一　（略） | 平成十五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） |
| 二　（略） | 平成二十年四月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） |
| 三　（略） | | |
| 四　（略） | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五 | 平成二十九年十一月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） | |
| 六 | 平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） | |
| 七 | 平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| 八 | 令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| 九 | 平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） | |
| 十 | 平成九年七月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| 十一 | 平成二十二年七月一日から令和八年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |

備考　（略）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五 | 平成二十九年十一月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） | |
| 六 | 平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） | |
| 七 | 平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| 八 | 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| 九 | 平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） | |
| 十 | 平成九年七月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |
| 十一 | 平成二十二年七月一日から令和七年三月三十一日までの間 | （略） | （略） |
| | | （略） | （略） |

備考　（略）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第百九十二号**

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する告示

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号。以下「航援料告示」という。）二㈡イ(a)に規定する航空機（二㈡イ(a)ただし書きに規定するものを除く。）又は二㈡イ(b)若しくは二㈢に規定する航空機であって、沖縄島に所在する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）に着陸するもの又は直前に当該空港等を離陸したもの（いずれも国際航空に従事するものに限る。）のうち、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成二十二年七月一日から令和八年三月三十一日までの間、航援料告示二㈡又は二㈢の規定にかかわらず、次のとおりとする。<br>㈠・㈡　（略）<br>二　航援料告示二㈣イに規定する航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成九年七月一日から令和八年三月三十一日までの間、同規定にかかわらず、同規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額とする。<br>三～六　（略） | 一　航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号。以下「航援料告示」という。）二㈡イ(a)に規定する航空機（二㈡イ(a)ただし書きに規定するものを除く。）又は二㈡イ(b)若しくは二㈢に規定する航空機であって、沖縄島に所在する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）に着陸するもの又は直前に当該空港等を離陸したもの（いずれも国際航空に従事するものに限る。）のうち、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成二十二年七月一日から令和七年三月三十一日までの間、航援料告示二㈡又は二㈢の規定にかかわらず、次のとおりとする。<br>㈠・㈡　（略）<br>二　航援料告示二㈣イに規定する航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成九年七月一日から令和七年三月三十一日までの間、同規定にかかわらず、同規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額とする。<br>三～六　（略） |

**附　則**

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

**○国土交通省告示第百九十三号**

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十条第三項及び貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三十三条第五項の規定に基づき、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示

（標準貨物自動車運送約款の一部改正）

**第一条**　標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運送の申込み）<br>**第六条**　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第七号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、申込者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第一項に規定する真荷主又は個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。）（以下「真荷主等」という。）であるときは、運送申込書に記載することを要しません。<br>一　（略）<br>二　当店の商号並びに住所及び電話番号<br>三～六　（略）<br>七　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に | （運送の申込み）<br>**第六条**　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。<br>一　（略）<br>（新設）<br>二～五　（略）<br>六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に |

規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額及び支払方法

八～十　（略）

十一　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

十二～十四　（略）

十五　運送申込書の提出年月日

十六　（略）

2　（略）

（運送の引受け）

**第七条**　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者が申込者であるときは、この限りではありません。

一　（略）

二　申込者より第六十一条に規定する貨物の積込み又は取り卸しの委託があったときは、その旨

三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付年月日

2　（略）

（運賃、料金等）

**第三十二条**　（略）

2・3　（略）

4　個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七～九　（略）

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一～十三　（略）

（新設）

十四　（略）

2　（略）

（運送の引受け）

**第七条**　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　（略）

二　運賃、料金等の額

（新設）

2　（略）

（運賃、料金等）

**第三十二条**　（略）

2・3　（略）

4　個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（標準宅配便運送約款の一部改正）

**第二条**　標準宅配便運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運賃等の収受） | （運賃等の収受） |
| **第八条**　（略） | **第八条**　（略） |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |
| 4　運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。 | 4　運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。 |

（標準引越運送約款の一部改正）

**第三条**　標準引越運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運賃及び料金） | （運賃及び料金） |
| **第十八条**　（略） | **第十八条**　（略） |
| 2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。 | 2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。 |
| 3　（略） | 3　（略） |

（標準貨物軽自動車運送約款の一部改正）

**第四条**　標準貨物軽自動車運送約款（平成十五年国土交通省告示第百七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運送の申込み） | （運送の申込み） |
| **第六条**　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第七号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、申込者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第一 | **第六条**　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。 |

項に規定する真荷主又は個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。）（以下「真荷主等」という。）であるときは、運送申込書に記載することを要しません。

一　（略）

二　当店の商号並びに住所及び電話番号

三～六　（略）

七　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十条に規定する積込料又は取卸料及び第六十一条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額及び支払方法

八～十　（略）

十一　第六十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

十二・十三　（略）

十四　本約款の内容について承諾する旨

十五　運送申込書の提出年月日

十六　（略）

2　（略）

（運送の引受け）

**第七条**　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者が申込者であるときは、この限りではありません。

一　（略）

二　申込者より第六十条に規定する貨物の積込み又は取卸しの委託があったときは、その旨

三　第六十一条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容

四　運送引受書の交付年月日

2　（略）

一　（略）

（新設）

二～五　（略）

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十条に規定する積込料又は取卸料及び第六十一条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七～九　（略）

十　第六十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一・十二　（略）

（新設）

（新設）

十三　（略）

2　（略）

（運送の引受け）

**第七条**　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　（略）

二　運賃、料金等の額

（新設）

（新設）

2　（略）

（標準霊きゅう運送約款の一部改正）

**第五条**　標準霊きゅう運送約款（平成十八年国土交通省告示第千四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （引受拒絶）<br>**第六条**　当店は、次の各号に掲げる場合には、遺体の運送の引受けを拒絶することがあります。<br>一　（略）<br>二　依頼人が、前条の通知をせず、又は第九条第二項の要求に応じなかったとき。<br>三～六　（略）<br>（運送の申込み）<br>**第七条**　依頼人は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第四号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、依頼人が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第一項に規定する真荷主又は個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。）（以下「真荷主等」という。）であるときは、運送申込書に記載することを要しません。<br>一　依頼人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号<br>二　当店の商号並びに住所及び電話番号<br>三　出発地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）<br>四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という）の支払いに関する事項 | （引受拒絶）<br>**第六条**　当店は、次の各号に掲げる場合には、遺体の運送の引受けを拒絶することがあります。<br>一　（略）<br>二　依頼人が、前条の通知をせず、又は第八条第二項の要求に応じなかったとき。<br>三～六　（略）<br>（運送に関する通知）<br>**第七条**　依頼人は、当店に次の事項を通知しなければなりません。<br>一　出発地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）<br>二　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という）の支払いに関する事項<br>三　依頼人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号<br>四　その他遺体の運送に関し必要な事項 |

五　附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容
六　運送申込書の提出年月日
七　その他遺体の運送に関し必要な事項
2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、同項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

**第八条**　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、同項第一号から第四号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者が依頼人であるときは、この限りではありません。
一　附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
二　運送引受書の交付年月日
2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

**第九条～第十二条**　（略）

**第十三条**　当店は、第七条第一項の運送申込書に記載された出発地において依頼人又はその指定する者（以下「依頼人等」という。）から遺体を受け取るとともに、通知された到着地において当該依頼人等に遺体を引き渡します。

**第十四条～第十六条**　（略）

（新設）

**第八条～第十一条**　（略）

**第十二条**　当店は、通知された出発地において依頼人又はその指定する者（以下「依頼人等」という。）から遺体を受け取るとともに、通知された到着地において当該依頼人等に遺体を引き渡します。

**第十三条～第十五条**　（略）

（運賃及び料金）

**第十七条**　（略）
2　個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃及び料金は、主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。
3　（略）

**第十八条～第二十条**　（略）

（事故等と運賃、料金等）

**第二十一条**　当店は、第十四条及び第十六条の規定により対応をしたときは、その対応に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその運送について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合においては、当該運賃、料金等の不足があるときは依頼人にその支払いを請求し、当該運賃、料金等の余剰があるときはこれを依頼人に払い戻します。

（中止手数料）

**第二十二条**　（略）
2　前項の中止手数料は、第十八条の規定により提示した運賃及び料金の項目のうち、基本額及び乗車定員加算額並びに特殊仕様車料金の合算額の五割とします。

**第二十三条・第二十四条**　（略）

（運送申込書等の不完全等の責任）

**第二十五条**　当店は、第七条第一項の運送申込書の記載が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。
2　（略）

**第二十六条～第三十一条**　（略）

（運賃、料金等の収受）

**第三十二条**　（略）
2　（略）
3　第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第十九条第二項の規定を準用します。

**第三十三条～第三十五条**　（略）

（運賃及び料金）

**第十六条**　（略）
2　運賃及び料金は、主たる事務所その他の営業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
3　（略）

**第十七条～第十九条**　（略）

（事故等と運賃、料金）

**第二十条**　当店は、第十三条及び第十五条の規定により対応をしたときは、その対応に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその運送について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合においては、当該運賃、料金等の不足があるときは依頼人にその支払いを請求し、当該運賃、料金等の余剰があるときはこれを依頼人に払い戻します。

（中止手数料）

**第二十一条**　（略）
2　前項の中止手数料は、第十七条の規定により提示した運賃及び料金の項目のうち、基本額及び乗車定員加算額並びに特殊仕様車料金の合算額の五割とします。

**第二十二条・第二十三条**　（略）

（運送に関する通知の不完全等の責任）

**第二十四条**　当店は、第七条の規定による依頼人の通知が不実であったために生じた損害については、その責任を負いません。
2　（略）

**第二十五条～第三十条**　（略）

（運賃、料金等の収受）

**第三十一条**　（略）
2　（略）
3　第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第十八条第二項の規定を準用します。

**第三十二条～第三十四条**　（略）

（損害賠償事務の処理）

**第三十六条**　連絡運輸の場合には、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が第二十八条の規定により決定された損害賠償の額を支払います。

（損害賠償請求権の留保）

**第三十七条**　連絡運輸の場合における第二十八条第一項の留保は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

**第三十八条**　（略）

（損害賠償事務の処理）

**第三十五条**　連絡運輸の場合には、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が第二十七条の規定により決定された損害賠償の額を支払います。

（損害賠償請求権の留保）

**第三十六条**　連絡運輸の場合における第二十七条第一項の留保は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

**第三十七条**　（略）

（標準貨物自動車特定信書便運送約款の一部改正）

**第六条**　標準貨物自動車特定信書便運送約款（平成二十七年国土交通省告示第千百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （料金の収受）<br>**第十三条**　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当社のウェブサイトに掲載します。 | （料金の収受）<br>**第十三条**　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。 |

**附　則**

（施行期日）

１　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準貨物自動車運送約款、標準宅配便運送約款、標準引越運送約款、標準貨物軽自動車運送約款、標準霊きゅう運送約款及び標準貨物自動車特定信書便運送約款の適用については、なお従前の例による。

**○関東地方整備局告示第百三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
| --- | --- | --- |
| 三百五十七号 | 千葉市中央区川崎町五二番五地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局千葉国道事務所 |

供用開始の期日　令和七年三月十九日

**○関東地方整備局告示第百四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第二千八百三号多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道事業多摩川右岸南多摩流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十三年九月二十六日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十三年建設省告示第二千八百三号、昭和四十四年建設省告示第二千六百八十三号、昭和四十九年建設省告示第六百三十八号、昭和五十四年建設省告示第三百八十七号、昭和五十五年建設省告示第十四号、昭和五十八年建設省告示第千百四十三号、平成元年建設省告示第千九百七十八号、平成六年建設省告示第千四百三十三号、平成六年建設省告示第二千九号、平成八年建設省告示第六十五号、平成十二年建設省告示第千百三十八号、平成十三年関東地方整備局告示第二十二号、平成十八年関東地方整備局告示第百九十三号、平成二十三年関東地方整備局告示第百八十六号、平成二十八年関東地方整備局告示第百四十号、平成二十九年関東地方整備局告示第九十八号及び令和三年関東地方整備局告示第百十一号のうち多摩市連光寺五丁目、聖ヶ丘一丁目、聖ヶ丘二丁目、馬引沢一丁目、馬引沢二丁目、諏訪一丁目、永山一丁目及び貝取一丁目地内において事業地を変更し、多摩市乞田を削る。

**○関東地方整備局告示第百五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千九十七号日野都市計画及び八王子都市計画下水道事業多摩川右岸浅川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十五年六月三日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第百七号八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道事業多摩川右岸秋川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十八年二月七日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千二百八十七号青梅都市計画、福生都市計画、昭島都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸多摩川上流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十七年七月十七日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千七百十三号府中都市計画、小金井都市計画、国分寺都市計画、立川都市計画、小平都市計画及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月十日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第千六百二十号国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十年十二月二十三日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第四百八号東村山都市計画、西東京都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道事業荒川右岸東京流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年三月七日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○近畿地方整備局告示第三十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　近畿地方整備局長　長谷川明弘

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年近畿地方整備局告示第二百号大津湖南都市計画道路事業三・三・十四号片岡栗東線
三　事業施行期間　自平成二十九年十二月七日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第三十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百二十三号彦根長浜都市計画道路事業三・四・十九号原松原線
三　事業施行期間　自平成二十二年四月一日至令和八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○近畿地方整備局告示第三十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　近畿地方整備局長　長谷川朋弘

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千三百二十五号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百二十二―一号八尾富田林線及び三・三・二百一―七十一号八尾富田林線
三　事業施行期間　自平成八年十二月二十七日至令和十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成八年建設省告示第二千三百二十五号及び平成二十六年近畿地方整備局告示第十八号の事業地のうち、羽曳野市学園前五丁目地内において、事業地を変更する。
使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年四国地方整備局告示第七十七号松山広域都市計画道路事業七・七・七号松山駅北一号高架側道東線
三　事業施行期間　自平成二十九年九月八日至令和八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十六号松山広域都市計画道路事業七・七・八号松山駅北二号高架側道東線
三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十七号松山広域都市計画道路事業七・七・九号松山駅南一号高架側道東線
三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月十九日　四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年四国地方整備局告示第二十八号松山広域都市計画道路事業七・七・十号松山駅南二号高架側道東線
三　事業施行期間　自令和五年三月十四日至令和八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第三十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項の規定により本整備局長において実施中の薩摩川内市道隈之城・高城線における天大橋の修繕工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和七年三月十九日　九州地方整備局長　森田　康夫

| 路線名 | 工事区間 | 工事の種類 | 工事完了の期日 |
|---|---|---|---|
| 隈之城・高城線 | 薩摩川内市平佐町字石崎から同市東大小路町まで（天大橋） | 修繕 | 令和七年三月十九日 |

**○北海道開発局告示第十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十九日　北海道開発局長　坂場　武彦

| 路線名 | 供用開始の期日 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百三十八号及び二百三十九号 | 令和七年三月十九日 | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |

**○北海道開発局告示第二十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十九日　北海道開発局長　坂場　武彦

| 路線名 | 供用開始の期日 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二十九号 | 令和七年三月十九日 | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |

**○北海道開発局告示第二十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十九日　北海道開発局長　坂場　武彦

| 路線名 | 供用開始の期日 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五号 | 令和七年三月十九日 | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |

**○北海道開発局告示第二十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年三月十九日　北海道開発局長　坂場　武彦

一　道路の種類、路線名及び道路の位置
一般国道　２３５号　北海道沙流郡日高町厚賀から新冠郡新冠町大狩部まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　株式会社ＮＴＴドコモ東北支社　ネットワーク部長　松浦　聖
住所　北海道札幌市中央区北一条西十四丁目六
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載
四　管理の期間
令和七年一月十五日から当該協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第二十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年三月十九日　北海道開発局長　坂場　武彦

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　２３５号　北海道沙流郡日高町厚賀から新冠郡新冠町大狩部まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　コア技術統括本部アクセス技術本部インフラシステム設計部長　高橋英司

住所　東京都新宿区西新宿二丁目三番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年一月十五日から当該協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第二十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年三月十九日　北海道開発局長　坂場　武彦

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　２３５号　北海道沙流郡日高町厚賀から新冠郡新冠町大狩部まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ソフトバンク株式会社　代表取締役社長執行役員兼ＣＥＯ　宮川　潤一

住所　東京都港区海岸一丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年一月十五日から当該協定の存続する日まで

**○北海道開発局告示第二十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年三月十九日　北海道開発局長　坂場　武彦

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　２３５号　北海道沙流郡日高町厚賀から新冠郡新冠町大狩部まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　楽天モバイル株式会社　基地局設置統括本部　統括本部長　田邉　誠二

住所　東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道２３５号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年一月十五日から当該協定の存続する日まで

# 官　庁　報　告

## 官　庁　事　項

### 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画変更の公表について

消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の計画に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年２月６日策定）の全部を変更したので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和７年３月19日　総務大臣　村上誠一郎

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目　次

第１章　総則
第１節　本計画の目的
第２節　緊急消防援助隊の任務
第２章　緊急消防援助隊の編成
第１節　緊急消防援助隊の構成単位
第２節　都道府県大隊の編成
第３節　都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務
第４節　小隊の装備等の基準
第５節　部隊の任務
第６節　部隊の隊の装備等の基準
第３章　緊急消防援助隊の登録
第４章　緊急消防援助隊の出動計画等
第５章　緊急消防援助隊の施設の整備等
第６章　緊急消防援助隊の教育訓練
第１節　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等
第２節　消防大学校における教育訓練等
第７章　その他

**第１章**　総則

**第１節**　本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

**第２節**　緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

**第２章**　緊急消防援助隊の編成

**第１節**　緊急消防援助隊の構成単位

１　基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

２　部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、

救急特別編成部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長とする。ただし、航空部隊にあっては、部隊の長を設けないものとする。

**第２節**　都道府県大隊の編成

1　都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2　長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3　都道府県大隊長

⑴　都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。

⑵　都道府県大隊長は、２の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合その他特別の事情がある場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

**第３節**　都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

1　都道府県大隊指揮隊　主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。

2　消火中隊　主として被災地における消火活動を行うこと。

3　救助中隊　主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

4　救急中隊　主として被災地における救急活動を行うこと。

5　後方支援中隊　主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。

6　通信支援中隊　主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。

7　水上中隊　主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。

8　特殊災害中隊　主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。

9　特殊装備中隊　主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

**第４節**　小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1　都道府県大隊指揮隊

⑴　都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2　消火小隊

⑴　消火中隊を構成する消火小隊は、隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。

⑶　消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。

3　救助小隊

⑴　救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第３号）第６条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）５人以上で編成されるものであること。ただし、⑵イ及びウの車両を備える救助小隊は、この限りでない。

⑵　救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。

ア　ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車

イ　四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両

ウ　長官が別に定める要件を満たす車両

⑶　救助小隊は、⑵の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。

ア　⑵アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第１及び別表第２に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材

イ　⑵イの津波・大規模風水害対策車両

浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

ウ　⑵ウの車両

長官が別に定める要件を満たす資機材

4　救急小隊

⑴　救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成３年法律第36号）第２条第２項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第２号）第２条第１項に規定する隊員３人以上で編成されるものであること。

⑵　救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

⑶　救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5　後方支援小隊

⑴　後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。

⑵　後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6　通信支援小隊

⑴　通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。

⑵　通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7　水上小隊

⑴　水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び２人以上の隊員で編成されるものであること。

⑵　水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8　特殊災害小隊

⑴　特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。

⑵　毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9　特殊装備小隊

⑴　特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。

⑵　遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

**第５節**　部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ１から８までのとおりとする。

1　指揮支援部隊

⑴　指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

⑵　指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長、航空指揮支援隊長及び情報統括支援隊長とする。

⑶　指揮支援部隊長

ア　指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。

ウ　指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。

エ　指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

オ　指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動に関して、災害に係る情報の収集及び管理を情報統括支援隊長に委任することができる。

⑷　指揮支援隊長

ア　指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。

⑸　航空指揮支援隊長

ア　航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

イ　航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

⑹　情報統括支援隊長

ア　情報統括支援隊長は、指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする。

イ　情報統括支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより情報統括支援隊を編成するものとする。

2　統合機動部隊

⑴　統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。

⑵　統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　統合機動部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

3　エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

⑴　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

4　ＮＢＣ災害即応部隊

⑴　ＮＢＣ災害即応部隊は、ＮＢＣ災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年８月29日政令第379号）第１条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　ＮＢＣ災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　ＮＢＣ災害即応部隊長は、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

5　土砂・風水害機動支援部隊

⑴　土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

⑵　土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。

6　安全管理部隊

⑴　安全管理部隊は、被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。

⑵　安全管理部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　安全管理部隊長は、安全管理部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、安全管理部隊指揮隊を編成するものとする。

7　救急特別編成部隊

⑴　救急特別編成部隊は、多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。

⑵　救急特別編成部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

⑶　救急特別編成部隊長は、統括救急隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、救急特別編成部隊統括救急隊を編成するものとする。

8　航空部隊

⑴　航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。

⑵　航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。

⑶　航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。

⑷　航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

**第６節**　部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、安全管理部隊指揮隊、救急特別編成部隊統括救急隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1　統括指揮支援隊及び指揮支援隊

⑴　指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2　航空指揮支援隊
⑴　指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員３人以上で編成されるものであること。
⑵　航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
3　情報統括支援隊
⑴　指揮支援部隊を構成する情報統括支援隊は、災害に係る情報の収集及び管理を担当する隊員２名以上で編成されるものであること。
⑵　情報統括支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を可能な設備等及び車両を備えること。
4　統合機動部隊指揮隊
⑴　統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
5　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊
⑴　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
6　ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊
⑴　ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊は、ＮＢＣ災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員３人以上で編成されるものであること。
⑵　ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
7　土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
⑴　土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
8　安全管理部隊指揮隊
⑴　安全管理部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
⑵　安全管理部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
9　救急特別編成部隊統括救急隊
⑴　救急特別編成部隊統括救急隊は、救急活動の管理等を担当する隊員３人以上で編成されるものであること。
⑵　救急特別編成部隊統括救急隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
10　航空小隊
⑴　航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
⑵　航空小隊は、航空機を備えること。
⑶　航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。
11　航空後方支援小隊
⑴　航空後方支援小隊は、隊員２人以上で編成されるものであること。
⑵　航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

**第３章**　緊急消防援助隊の登録
1　長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
2　登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2028年度（令和10年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第１のとおり、おおむね7,200隊規模とすることを目標とする。

**第４章**　緊急消防援助隊の出動計画等
1　出動決定のための措置等
⑴　長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又はＮＢＣ災害に対し、速やかに同条第５項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第23条の３に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
⑵　緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
⑶　大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
2　基本的な出動計画
⑴　大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第２のとおりとする。
⑵　⑴の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第３のとおりとする。
　ただし、別表第３に規定する出動準備都道府県大隊が、災害の状況等により応援出動の準備ができない場合には、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮し、別表第３に規定する災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊以外の都道府県大隊が、応援出動の準備を行うこととする。
⑶　都道府県大隊が被災地に出動した場合において、当該被災地以外の他の被災地の的確かつ迅速な消防の応援のために必要があるときは、当該被災地の被害状況等を考慮し、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又は小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成し、当該他の被災地に出動することとする。
3　出動及び活動における重要関係機関との連携
　緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るとともに、第６章第１節に規定する全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練をはじめ、平時からの連携強化に努めるものとする。
⑴　自衛隊、警察、海上保安庁、日本ＤＭＡＴ（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「ＤＭＡＴ」という。）等
⑵　緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4　南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記２⑴及び⑵の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

5　ＮＢＣ災害についての出動の考え方

ＮＢＣ災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にＮＢＣ災害即応部隊等が出動するものとする。

6　出動にあたっての留意事項

⑴　長官は、緊急消防援助隊の出動を求め、又は指示する場合において、災害の状況等を考慮して特に必要と認めるときは、出動すべき部隊及び都道府県大隊に編成すべき中隊又は小隊を定めて求め又は指示を行うものとする。

⑵　出動する都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、災害の状況、気象の状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に選定するものとする。

⑶　緊急消防援助隊（水上小隊及び航空小隊を除く。）は車両により進出し、活動を行うものとする。ただし、的確かつ迅速な活動のため必要と認める場合には、車両以外の手段により進出し、活動を行うものとする。

**第５章**　緊急消防援助隊の施設の整備等

1　緊急消防援助隊の施設の整備

第２章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第２項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2024年度（令和６年度）から2028年度（令和10年度）未までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第４のとおりとし、その他別表第５に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2　消防用の国有財産・物品の無償貸与

大規模災害又は特殊災害が発生した場合における緊急消防援助隊の被災地での迅速かつ円滑な活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

**第６章**　緊急消防援助隊の教育訓練

**第１節**　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的に実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2026年度（令和８年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2　地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

**第２節**　消防大学校、都道府県及び市町村における教育訓練等

1　消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2　都道府県及び市町村における教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

**第７章**　その他

1　緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2　この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

**附　則**

この計画は、令和７年４月１日から施行する。

**別表第１**（登録する隊の規模）

| 区分 | | 登録規模 |
|---|---|---|
| 統括指揮支援隊及び指揮支援隊 | | 60　隊程度 |
| 航空指揮支援隊 | | 60　隊程度 |
| 情報統括支援隊 | | 10　隊程度 |
| 統合機動部隊指揮隊 | | 100　隊程度 |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊 | | 10　隊程度 |
| ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊 | | 50　隊程度 |
| 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊 | | 50　隊程度 |
| 安全管理部隊指揮隊 | | 50　隊程度 |
| 救急特別編成部隊統括救急隊 | | 50　隊程度 |
| 都道府県大隊 | 都道府県大隊指揮隊 | 160　隊程度 |
| | 消火小隊 | 2,530　隊程度 |
| | 救助小隊 | 800　隊程度 |
| | 救急小隊 | 1,620　隊程度 |
| | 後方支援小隊 | 990　隊程度 |
| | 通信支援小隊 | 50　隊程度 |
| | 水上小隊 | 20　隊程度 |
| | 特殊災害小隊 | 370　隊程度 |
| | 特殊装備小隊 | 500　隊程度 |
| 航空隊 | 航空小隊 | 85　隊程度 |
| | 航空後方支援小隊 | 60　隊程度 |
| 計 | | 7,200　隊程度（重複を除く） |

**別表第２**（第一次出動都道府県大隊）

| 災害発生都道府県 | 第一次出動都道府県大隊 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 |
| 青　森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 |
| 岩　手 | 青森 | 宮城 | 秋田 | 山形 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 宮　城 | 岩手 | 秋田 | 山形 | 福島 |
| 秋　田 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 山形 |
| 山　形 | 宮城 | 秋田 | 福島 | 新潟 |
| 福　島 | 宮城 | 山形 | 栃木 | 新潟 |
| 茨　城 | 福島 | 栃木 | 埼玉 | 千葉 |
| 栃　木 | 福島 | 茨城 | 群馬 | 埼玉 |
| 群　馬 | 栃木 | 埼玉 | 新潟 | 長野 |
| 埼　玉 | 茨城 | 群馬 | 千葉 | 東京 |
| 千　葉 | 茨城 | 埼玉 | 東京 | 神奈川 |
| 東　京 | 埼玉 | 千葉 | 神奈川 | 山梨 |
| 神奈川 | 千葉 | 東京 | 山梨 | 静岡 |
| 新　潟 | 山形 | 福島 | 群馬 | 長野 |
| 富　山 | 新潟 | 石川 | 長野 | 岐阜 |
| 石　川 | 富山 | 福井 | 岐阜 | 滋賀 |
| 福　井 | 石川 | 岐阜 | 滋賀 | 京都 |
| 山　梨 | 東京 | 神奈川 | 長野 | 静岡 |
| 長　野 | 群馬 | 新潟 | 山梨 | 岐阜 |
| 岐　阜 | 富山 | 福井 | 長野 | 愛知 |
| 静　岡 | 神奈川 | 山梨 | 長野 | 愛知 |
| 愛　知 | 岐阜 | 静岡 | 三重 | 滋賀 |
| 三　重 | 愛知 | 滋賀 | 奈良 | 和歌山 |
| 滋　賀 | 福井 | 岐阜 | 三重 | 京都 |
| 京　都 | 福井 | 滋賀 | 大阪 | 兵庫 |
| 大　阪 | 京都 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 |
| 兵　庫 | 京都 | 大阪 | 鳥取 | 岡山 |
| 奈　良 | 三重 | 京都 | 大阪 | 和歌山 |
| 和歌山 | 三重 | 京都 | 大阪 | 奈良 |
| 鳥　取 | 兵庫 | 島根 | 岡山 | 広島 |
| 島　根 | 鳥取 | 岡山 | 広島 | 山口 |
| 岡　山 | 兵庫 | 鳥取 | 広島 | 香川 |
| 広　島 | 島根 | 岡山 | 山口 | 愛媛 |
| 山　口 | 島根 | 岡山 | 広島 | 福岡 |
| 徳　島 | 兵庫 | 香川 | 愛媛 | 高知 |
| 香　川 | 岡山 | 徳島 | 愛媛 | 高知 |
| 愛　媛 | 広島 | 徳島 | 香川 | 高知 |
| 高　知 | 広島 | 徳島 | 香川 | 愛媛 |
| 福　岡 | 山口 | 佐賀 | 熊本 | 大分 |
| 佐　賀 | 福岡 | 長崎 | 熊本 | 大分 |
| 長　崎 | 福岡 | 佐賀 | 熊本 | 大分 |
| 熊　本 | 福岡 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 |
| 大　分 | 福岡 | 佐賀 | 熊本 | 宮崎 |
| 宮　崎 | 福岡 | 熊本 | 大分 | 鹿児島 |
| 鹿児島 | 福岡 | 熊本 | 大分 | 宮崎 |
| 沖　縄 | 福岡 | 熊本 | 宮崎 | 鹿児島 |

**別表３**（出動準備都道府県大隊）

| 災害発生都道府県 | 出動準備都道府県大隊 |
|---|---|
| 北海道 | 山形　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　石川 |
| 青　森 | 北海道　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　石川 |
| 岩　手 | 北海道　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　山梨 |
| 宮　城 | 北海道　青森　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　山梨 |
| 秋　田 | 北海道　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　富山　石川 |
| 山　形 | 北海道　青森　岩手　茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　石川 |
| 福　島 | 北海道　青森　岩手　秋田　茨城　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　長野 |
| 茨　城 | 青森　岩手　宮城　秋田　山形　群馬　東京　神奈川　新潟　山梨　長野　静岡 |
| 栃　木 | 青森　岩手　宮城　秋田　山形　千葉　東京　神奈川　新潟　山梨　長野　静岡 |
| 群　馬 | 岩手　宮城　秋田　山形　福島　茨城　千葉　東京　神奈川　富山　山梨　静岡 |
| 埼　玉 | 岩手　宮城　秋田　山形　福島　栃木　神奈川　新潟　富山　山梨　長野　静岡 |
| 千　葉 | 岩手　宮城　秋田　山形　福島　栃木　群馬　新潟　山梨　長野　静岡　愛知 |

| | |
|---|---|
| 東　京 | 宮城　山形　福島　茨城　栃木　群馬　新潟　富山　長野　岐阜　静岡　愛知 |
| 神奈川 | 宮城　山形　福島　茨城　栃木　群馬　埼玉　新潟　長野　岐阜　愛知　滋賀 |
| 新　潟 | 宮城　秋田　茨城　栃木　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　石川　福井　山梨 |
| 富　山 | 群馬　埼玉　東京　神奈川　福井　山梨　愛知　三重　滋賀　京都　大阪　奈良 |
| 石　川 | 新潟　群馬　山梨　長野　静岡　愛知　三重　京都　大阪　奈良　和歌山　鳥取 |
| 福　井 | 新潟　富山　山梨　長野　静岡　愛知　三重　大阪　兵庫　奈良　和歌山　鳥取 |
| 山　梨 | 茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　新潟　富山　石川　福井　岐阜　愛知　三重 |
| 長　野 | 栃木　茨城　埼玉　千葉　東京　神奈川　富山　石川　福井　静岡　愛知　三重 |
| 岐　阜 | 東京　神奈川　石川　山梨　静岡　三重　滋賀　京都　大阪　兵庫　奈良　和歌山 |
| 静　岡 | 栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　石川　福井　岐阜　三重　滋賀　京都　大阪 |
| 愛　知 | 東京　神奈川　富山　石川　福井　山梨　長野　京都　大阪　兵庫　奈良　和歌山 |
| 三　重 | 富山　石川　福井　山梨　長野　岐阜　静岡　京都　大阪　兵庫　徳島　香川 |
| 滋　賀 | 富山　石川　山梨　長野　静岡　愛知　大阪　兵庫　奈良　和歌山　鳥取　徳島 |
| 京　都 | 富山　石川　岐阜　静岡　愛知　三重　奈良　和歌山　鳥取　岡山　徳島　香川 |
| 大　阪 | 石川　福井　岐阜　静岡　愛知　三重　滋賀　鳥取　岡山　広島　徳島　香川 |
| 兵　庫 | 石川　福井　岐阜　愛知　三重　滋賀　奈良　和歌山　島根　広島　徳島　香川 |
| 奈　良 | 富山　石川　福井　岐阜　静岡　愛知　滋賀　兵庫　鳥取　岡山　徳島　香川 |
| 和歌山 | 石川　福井　岐阜　静岡　愛知　滋賀　兵庫　鳥取　島根　岡山　徳島　香川 |
| 鳥　取 | 福井　愛知　三重　滋賀　京都　大阪　奈良　和歌山　山口　徳島　香川　愛媛 |
| 島　根 | 愛知　三重　滋賀　京都　大阪　兵庫　奈良　香川　愛媛　高知　福岡　佐賀 |
| 岡　山 | 愛知　三重　滋賀　京都　大阪　奈良　和歌山　島根　山口　徳島　愛媛　福岡 |
| 広　島 | 大阪　兵庫　奈良　鳥取　徳島　香川　高知　福岡　佐賀　長崎　熊本　大分 |
| 山　口 | 兵庫　鳥取　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島 |
| 徳　島 | 滋賀　京都　大阪　奈良　和歌山　鳥取　島根　岡山　広島　山口　福岡　佐賀 |
| 香　川 | 滋賀　京都　大阪　兵庫　奈良　和歌山　鳥取　島根　広島　山口　福岡　佐賀 |
| 愛　媛 | 滋賀　京都　大阪　兵庫　鳥取　島根　岡山　山口　福岡　佐賀　長崎　大分 |
| 高　知 | 滋賀　京都　大阪　兵庫　鳥取　島根　岡山　山口　福岡　佐賀　長崎　大分 |
| 福　岡 | 兵庫　鳥取　島根　岡山　広島　徳島　香川　愛媛　高知　長崎　宮崎　鹿児島 |
| 佐　賀 | 兵庫　鳥取　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　宮崎　鹿児島 |
| 長　崎 | 兵庫　鳥取　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　宮崎　鹿児島 |
| 熊　本 | 兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　沖縄 |
| 大　分 | 兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　長崎　鹿児島　沖縄 |
| 宮　崎 | 兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　沖縄 |
| 鹿児島 | 兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　沖縄 |
| 沖　縄 | 兵庫　島根　岡山　広島　山口　徳島　香川　愛媛　高知　佐賀　長崎　大分 |

備考　出動準備都道府県大隊が災害の状況等により応援出動の準備ができない場合には、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮して、出動準備都道府県を同表によらないこととする。

**別表第４**（車両及び航空機等の整備規模）

| 区　　分 | | 整　備　規　模 |
|---|---|---|
| 車　　両 | 消防ポンプ自動車 | 513台 |
| | 救助工作車 | 73台 |
| | 救急自動車 | 766台 |
| | その他の消防用自動車 | 102台 |
| | 小　計 | 1,454台 |
| 航　空　機　等 | ヘリコプター | ２機 |
| | 消防艇 | ２艇 |
| | 小　計 | ４機（艇） |

備考

１　この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。

２　この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。

３　この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

**別表第５**（その他の整備を推進する施設）

| 区　　分 | 施　　設 |
|---|---|
| 資　　機　　材 | 救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話 |
| 無線その他の情報通信を行うための施設 | 消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム |

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和７年（フ）第１０１８号**
代替住所Ａ（旧住所　北海道札幌市豊平区平岸三条６丁目１―17―207）
債務者　大沼　智陽
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　万作
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０７０号**
東京都足立区青井４丁目21―２―402
債務者　染谷　恵梨
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅利　美幸
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０８４号**
東京都八王子市椚田町578―３―201、住民票上の住所東京都新宿区中落合２丁目20―10―706
債務者　杉山　凌介
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市瀬　智己
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０９８号**
東京都豊島区雑司が谷２丁目８―36―101
債務者　吉原　康平
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜井　英法
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０９９号**
東京都板橋区常盤台２丁目28―11―601
債務者　鎌田　尚子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上壮太郎
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１００号**
東京都新宿区西新宿４丁目17―６―203
債務者　齋藤あやの
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小河　洋介
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１０１号**
東京都大田区南馬込５丁目36―４―201
債務者　杉橋　一禎
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　雄平
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１０８号**
東京都品川区大井５丁目23―２―105
債務者　ニイダ　レディー　リン　ツワソン
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井村　華子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１１１号**
東京都江戸川区西葛西８丁目２―２―601
債務者　森　哲夫
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　翔太
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１２９号**
東京都練馬区大泉町２丁目26―46―101
債務者　柴田　和幸
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　法師人久江
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１４３号**
東京都墨田区東向島５丁目24―11―202
債務者　石倉　昌利
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八藤後　淳
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１４６号**
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代団地41―206
債務者　岡久　武司
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　元寿
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１７９号**
東京都足立区青井６丁目25―23―303
債務者　佐藤　啓太
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　康史
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１８６号**
東京都葛飾区東金町５丁目18―13―202
債務者　福田　正吉
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保井裕子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１８８号**
東京都調布市飛田給１丁目49―１―205
債務者　原田　貴実
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　篤史
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１８９号**
東京都江戸川区南葛西３丁目19―18　ドエリングＳＵＧＡ　Ｉ206
債務者　大星　織江（旧姓湯谷）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　在間　文康
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１９３号**
東京都府中市緑町３丁目８―５―601
債務者　中尾　優介
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　行雄
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２１４号**
東京都大田区大森中３丁目９―１―302
債務者　高橋　一郎
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥羽　浩司
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２１８号**
東京都調布市菊野台２丁目４―２―102
債務者　横田絵理香
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　俊介
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２６４号**
東京都品川区荏原５丁目８―10　フドウメゾンパート３　209
債務者　坂野　則幸
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　奏子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２６５号**
東京都新宿区山吹町340番地　プレジオ早稲田３Ｆ
債務者　岡本　達也
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　宜彦
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２６８号**
東京都荒川区東尾久６丁目20―12
債務者　冨塚　広恵
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山圭一郎
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２７１号**
東京都北区東十条１丁目７―12―305
債務者　須藤　亮典
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　俊彦
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２７４号**
東京都足立区保木間５丁目38―２―404　第27新井ビル
債務者　箱田　義則
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　健介
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２８９号**
東京都世田谷区深沢６丁目１―10―203
債務者　相模　純平
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　各務　武希
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０９４号**
東京都練馬区富士見台１丁目23―６―101
債務者　田村　　龍
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　博昭
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１０９号**
東京都東村山市青葉町３丁目25―３
債務者　神田　将人
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　　純
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１４５号**
千葉県浦安市当代島１丁目21―16
債務者　武田　絵美
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　美和
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１９５号**
東京都東久留米市学園町２丁目18―23―102
債務者　竹森　章夫
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　禎周
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２１２号**
東京都江戸川区江戸川６丁目47―22
債務者　大川　直樹
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和加代子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２８６号**
東京都足立区扇２丁目13―１―206
債務者　柳下　和真
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　哲
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２８７号**
東京都目黒区南１丁目11―２―105　区営南一丁目アパート２号棟
債務者　清水　正一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野みゆき
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０６９号**
東京都江戸川区平井７丁目25―40　第３植種荘３号
債務者　佐藤　定義
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　倫子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１４８号**
東京都足立区谷中１丁目22―11―410
債務者　水野　　了
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下田　正彦
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１７２号**
東京都中野区江原町１丁目５―15―106
債務者　細井　竜太
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野大滋郎
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１９４号**
東京都荒川区荒川４丁目56―４―102
債務者　木村　和美
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　秀明
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２２８号**
東京都大田区東蒲田２丁目29―８
債務者　佐藤　貴人
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　行弘
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２４７号**
東京都大田区東六郷３丁目24―７―101
債務者　眞﨑　利博
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　竜也
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２６２号**
東京都豊島区要町１丁目５―13　英山ハイツ１号
債務者　佐藤　敏彦
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加治　梓子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２７６号**
埼玉県川越市今成１丁目21―23
債務者　岸川　佳史
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多湖　　章
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第２８９号**
東京都八王子市東浅川町529番地19
債務者　串田　玲子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　亮介
4　破産債権の届出期間　令和７年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第１３８号**
東京都西東京市芝久保町５丁目４番46号１―103
債務者　田中　　勤
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第２８６号**
東京都昭島市玉川町５丁目９番32号
債務者　池田　隼人
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　　英準
4　破産債権の届出期間　令和７年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月28日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第１０７５号**
東京都練馬区高松５丁目４－３－205
債務者　河島　　亮（旧姓堂屋敷・長谷川）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　稔
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１１６号**
東京都杉並区高円寺南５丁目24－６
債務者　篠崎敬一郎
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樫谷　典男
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月29日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１５６号**
東京都世田谷区北沢１丁目39－７－305
債務者　瀬川　祐一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　健太
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月29日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２０２号**
東京都青梅市師岡町３丁目19－８－201
債務者　桑田　久代
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐原　祥太
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月29日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２４４号**
東京都渋谷区神宮前６丁目28－５　宮崎ビルＡ602
債務者　内田　雅也
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生田　和也
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２８１号**
神奈川県大和市下鶴間655－３－106
債務者　土屋　裕己
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高澤　文俊
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１３４２号**
東京都江東区南砂２丁目３－２－411
債務者　中澤　直樹
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　悠介
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月29日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０４３号**
東京都練馬区桜台２丁目47－11－206
債務者　岡田　芳明
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　一磨
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０４４号**
東京都練馬区桜台２丁目47－11－206
債務者　岡田　詩子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　一磨
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１５０号**
東京都荒川区南千住３丁目41－３－901
債務者　山中　　裕
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　洋行
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１５４号**
東京都大田区北糀谷１丁目３－17－203
債務者　中山　智規
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　真央
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１７１号**
東京都杉並区上荻３丁目20－９
債務者　田代　　啓
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　貴朗
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２２０号**
長野県小諸市大字御影新田1934－９　カーサ・ドマーニＢ102
債務者　佐々木範夫
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　正章
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２４６号**
東京都杉並区高井戸東２丁目15－14－202
債務者　須賀　昌男
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田祐太郎
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２５４号**
東京都中央区新川２丁目25―13―207
債務者　池田　惠一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美奈子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２９２号**
東京都足立区千住大川町42―５
債務者　栗原　　敏
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波里　好彦
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年５月30日午後３時
6　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１９２号**
静岡県掛川市駅前５―12―307
債務者　堀江　健一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝田規与至
4　破産債権の届出期間　令和７年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月２日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０５号**
栃木県栃木市大平町富田382番地５
債務者　指出　孝則
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　徹
4　破産債権の届出期間　令和７年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第１１６３号**
香川県綾歌郡綾川町山田上甲1469―５
債務者　池田　周作
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守永真智子
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１４２号**
東京都板橋区栄町26―６　プレミール板橋
債務者　三浦　芳仁
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中江　民人
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２７８号**
東京都渋谷区恵比寿１丁目25―３―406
債務者　池田　耕輔
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永辻　　航
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月６日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１３４０号**
東京都目黒区洗足１丁目９―16
債務者　山室　　稔
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村尾　治亮
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月６日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第９０４号**
横浜市青葉区恩田町2209番地　細井ガーデンハウス202
債務者　藏重　　拓
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳町　大介
4　破産債権の届出期間　令和７年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和７年（フ）第５６号**
川崎市川崎区大師駅前２丁目10番１号　日油川崎寮　107
債務者　石井　淳也
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬沼　一成
4　破産債権の届出期間　令和７年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年６月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和７年（フ）第７０号**
川崎市川崎区四谷上町14番４―２号　ルミナス四谷　101
債務者　松井　　学（旧姓小島）
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢口　統一
4　破産債権の届出期間　令和７年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月11日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和７年６月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和７年（フ）第４７号**
静岡県磐田市前野2793番地５
債務者　一木　信一
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高貝　　亮
4　破産債権の届出期間　令和７年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和７年（フ）第４８号**
静岡県磐田市前野2793番地５
債務者　一木恵美子
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高貝　　亮
4　破産債権の届出期間　令和７年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和６年（フ）第１６５号**
富山県射水市南太閤山８丁目22番地
債務者　森　　淳子
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　利光
4　破産債権の届出期間　令和７年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

**令和７年（フ）第１１１３号**
東京都江東区枝川１丁目８―15―913
債務者　中山　　泉
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大熊　　新
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２８５号**
東京都練馬区田柄５丁目６－９－202
債務者　戸田　浩二
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　知史
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０７３号**
東京都足立区東伊興２丁目１－11－101
債務者　川崎　大樹
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　裕
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１５２号**
東京都中野区中央１－26－７－203、住民票上の住所京都府長岡京市奥海印寺谷田30－61
債務者　藤田　晃弘
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　裕之
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０３号**
静岡市葵区籠上８番52号、旧住所静岡市葵区田町６丁目39番地の13
債務者　土屋　郁乃
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　健二
4　破産債権の届出期間　令和７年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月16日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年６月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第７７号**
川崎市中原区新城５－４－６　アーバンライフ新城101号室、住民票上の住所川崎市高津区梶ケ谷３丁目10番地１　ラヴィッサン204
債務者　三沢　　修
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿　琢生
4　破産債権の届出期間　令和７年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年６月25日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年６月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和７年（フ）第１０８８号**
東京都中野区上高田２丁目44－５－305
債務者　寺島亜矢子（旧姓大西）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　魚住　智哉
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１２０７号**
埼玉県和光市丸山台２丁目29－12－207
債務者　本間瀬里奈
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　正太
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１０９５号**
東京都板橋区赤塚４丁目39－28－301
債務者　櫻井　康則
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛之
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１４７号**
東京都目黒区中町２丁目８－８　初雁興業マンションＢ－２
債務者　阿部　龍介
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　貴之
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１８２号**
東京都江東区亀戸２丁目６－６－1020
債務者　鈴木　康文
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　智貴
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１８７号**
東京都江東区北砂３丁目10－８－202
債務者　石渡　　励
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　果南
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（フ）第１１６９号**
東京都葛飾区亀有２丁目21－２　サンハイツＢ棟202
債務者　海老澤和実
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　成貴
4　破産債権の届出期間　令和７年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第１７６３号**
札幌市白石区本郷通６丁目北３番12－402号
債務者　小林　竜一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪瀬健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第３３号**
仙台市若林区六丁の目北町15番18－105号
債務者　小林　雅夫
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月23日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１５２号**
仙台市太白区四郎丸字落合20番地の８　リヤンド仙台太白、従前の住所宮城県亘理郡亘理町字上浜街道９番地１　町営住宅１－108
債務者　小野　友市
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１５３号**
宮城県亘理郡亘理町字上浜街道９番地１　町営住宅１―108
債務者　小野はる子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午前10時50分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１６５号**
仙台市青葉区小松島３丁目３番８号　浅野ビル305、従前の住所宮城県塩竈市貞山通２丁目３番８号　さざなみ寮
債務者　竹野新一朗
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１９２号**
仙台市青葉区上杉２丁目４番８―1206号
債務者　秋山のぞみ
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　琢朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月30日午後２時25分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１９３号**
仙台市太白区東中田２丁目９番33号　斉藤アパートＡ―２Ｆ
債務者　佐藤　浩美
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月６日午前11時５分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第２００号**
仙台市宮城野区新田３丁目15番６号　フォーチュン弐番館101
債務者　白井　宏幸
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮　悠理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第２０３号**
仙台市泉区南光台４丁目18番22号　サンライフ南光台101、従前の住所仙台市青葉区藤松12番12号　パナハイツ光峰201
債務者　木村　博樹
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板垣　雄大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第２０４号**
仙台市泉区南光台４丁目18番22号　サンライフ南光台101、従前の住所仙台市青葉区藤松12番12号　パナハイツ光峰201
債務者　木村　直美
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板垣　雄大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月27日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第４４号**
京都市山科区西野楳本町20番地28
債務者　藤本工務店こと　藤本　昌弘
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　友彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月21日午後２時45分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和６年（フ）第４７７２号**
大阪市天王寺区上本町９丁目２番25号
債務者　山本　博文
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾﨑　由香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月19日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第６４号**
神戸市東灘区住吉東町５丁目２番２―1601号
債務者　松井　一矢
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　羽田　由可
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第１８号**
高知市薊野西町２丁目11番15号
債務者　上村　洋子
１　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中内　大河
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

**令和７年（フ）第４号**
大分県佐伯市大字鶴望5158番地１　市営野口団地Ａ棟802号
債務者　河野　眞臣
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月15日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**令和７年（フ）第１２号**
大分県佐伯市大字鶴望2379番地１
債務者　木村　奈菜
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣瀬　和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月15日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**令和６年（フ）第４９５号**
鹿児島市上荒田町２番１号　Ａ＆Ｔビル301号
債務者　勇　セツ子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　学
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和６年（フ）第３９２号**
沖縄県石垣市崎枝高田182―17　ピースリーイン崎枝　307、住民票上の住所沖縄県那覇市首里寒川町２丁目18番地　201
債務者　磯崎　建見
１　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上原　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月29日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**令和６年（フ）第３９３号**
沖縄県那覇市首里寒川町２丁目18番地　201
債務者　磯崎さやか
１　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上原　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月29日午前10時
５　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**令和６年（フ）第６１３６号**
大阪市都島区高倉町１丁目３番８号　ボワソルテ202号
債務者　上谷　　拓
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月22日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第３０号**
茨城県水戸市千波町1959番地の10
債務者　橋本　凌雅
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月12日まで
水戸地方裁判所

**令和７年（フ）第１８５号**
さいたま市岩槻区西町３丁目５番24号　西町グリーンハイツ　205号、旧住所東京都八王子市中野山王２丁目12番21―110号
債務者　吉田　愛美
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔之内　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第２０９号**
さいたま市南区大字広ヶ谷戸537番地２
債務者　新井　昌彦
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和７年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第１０１号**
静岡市駿河区みずほ２丁目18番地の６　ジュネスＫⅡ101号
債務者　村上　裕介
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　克樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第４５０９号**
大阪市淀川区木川東１丁目10番22号　新大阪ファミール　403号
債務者　秋元　哲司
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　尚史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和６年（フ）第５９４３号**
大阪市東淀川区南江口２丁目２番３号南江口住宅３号館401号、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐１丁目７番31―102号
債務者　下垣　浩一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清洲　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第８号**
茨城県水戸市元吉田町1160番地の13　レジデンス吉田ヶ丘206号
債務者　阿内　　稔
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで
水戸地方裁判所

**令和６年（フ）第１０８８号**
堺市中区深井畑山町419番地１　エレガントヒルＢ203号
債務者　諸藏　和枝
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　稔郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第９２号**
鹿児島市清和３丁目25番２号
債務者　古江　功二
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和７年（フ）第８９号**
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保599番地39
債務者　堤　　克枝
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　達人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和７年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和７年（フ）第１９０号**
名古屋市北区喜惣治１丁目112番地の１　フロレスタ101号、従前の住所名古屋市北区駒止町２丁目69番地の３
債務者　土屋　隆之
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第３１０号**
愛知県稲沢市平細工蔵町６番地１　ユースハイツ橋本205
債務者　平田　　勉
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和６年（フ）第３２７号**
沖縄県宜野湾市志真志３丁目４番12―307号　コーポＪＵＮ
債務者　儀間　達広
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和７年（フ）第１０号**
青森市古川３丁目18番14号
債務者　成田　星弥
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**令和７年（フ）第１４０号**
名古屋市昭和区安田通２丁目８番地　セゾンドアマノ３Ｂ号、従前の住所名古屋市千種区竹越１丁目２番12号　メゾン和幸202号
債務者　山田　知香
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　亮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第７１７号**
大阪市東成区東中本３丁目２番17―701号
債務者　ＧＴＯ　Ｔａｘｉこと　岡崎　一博
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第１３５号**
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目３番34号吉岡メゾネット101号
債務者　内藤　　誠
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮西　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第１５３号**
埼玉県越谷市レイクタウン６丁目16番地２メゾンブリヤーント103
債務者　國分　浩二
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　千恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第１８３号**
埼玉県川口市大字東内野526番地の17
債務者　菅原由美子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　建良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和７年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第３０５７号**
横浜市磯子区森が丘２丁目３番18号　ポルックス上大岡203号
債務者　柏崎　大輔
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　爰地　紗佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第３７０６号**
大阪市港区田中２丁目11番19号
債務者　直井多惠子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和６年（フ）第６１０９号**
大阪府箕面市桜５丁目12番15号　（208号）、前住所大阪府箕面市粟生外院１丁目16番Ａ―606号
債務者　石川　将久
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　典嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和６年（フ）第２７４０号**
名古屋市中村区草薙町１丁目75番地　レオパレス藤久ハイツⅡ105号、従前の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈242番地１　ラ・グラシューズ田代Ｃ217号
債務者　畑中　灯志
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月３日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第９０号**
埼玉県川越市大字上戸273番地12　（ベル・ボヌールＡ―103号室）
債務者　小林　和彦
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永翔太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月４日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和７年（フ）第１０号**
愛知県一宮市北方町北方字新屋敷郷143番地２
債務者　和田　真紀
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細野　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和７年（フ）第６１号**
京都市山科区小野蚊ケ瀬町76番地　ＡＰＴ小野　302
債務者　藤山　通子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　彰俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和５年（フ）第１７５号**
茨城県牛久市神谷５丁目８番地３
債務者　市川　圭一
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和７年（フ）第１２０号**
栃木県宇都宮市上籠谷町3715番地１、前住所栃木県宇都宮市西原町3554番地６
債務者　松本　栄二
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月23日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第３２３号**
名古屋市北区黒川本通５丁目31番地の２　ツインスクエア403号
債務者　井上　義久
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第５７０４号**
大阪市鶴見区中茶屋１丁目１番28号
債務者　岸本ひとみ
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　崇史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月５日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５１号**
埼玉県八潮市大字柳之宮210番地１　アイダドミールⅡＡ202
債務者　髙橋　　了
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨永　大右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第３５５号**
横浜市青葉区奈良町842番地12
債務者　林　　道陽
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　侑希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第１０２号**
静岡市駿河区中田本町８番10号
債務者　殿岡かなみ
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２１１５号**
埼玉県川口市芝西２丁目18番６号　コンフォート芝西106号、旧住所埼玉県草加市新栄１丁目６番地７
債務者　神林　大蔵
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第２１１６号**
埼玉県草加市新栄１丁目13番地４　プレジデント新栄Ⅱ番館Ｇ号、旧住所埼玉県草加市新栄１丁目６番地７
債務者　神林　芳明
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第２１１７号**
埼玉県草加市新栄１丁目13番地４　プレジデント新栄Ⅱ番館Ｇ号、旧住所埼玉県草加市新栄１丁目６番地７
債務者　神林　京子
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第５６４号**
大阪府東大阪市稲田上町１丁目19番17―404号
債務者　河野　洋伸
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　哲弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第６４５号**
大阪市平野区瓜破東２丁目７番10号
債務者　中村寿一こと　ＫＩＭ　ＳＯＯ　ＳＵＫ　金　　壽錫
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　　涼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第６４６号**
大阪市平野区瓜破東２丁目７番10号
債務者　中村眞弓こと　ＹＯＯＮ　ＪＵＮＧ　ＳＯＯＫ　尹　　貞淑
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　　涼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月９日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和６年（フ）第３１号**
熊本県阿蘇市小里282番地７、前住所熊本県阿蘇市三久保578番地２　グランデ小山Ｂ101
債務者　吉良　　璃（旧姓清水）
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　康正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月26日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

**令和７年（フ）第１６号**
北海道旭川市豊岡12条２丁目３番19号　ＮＦビル２Ｆ
債務者　涌井　高幸
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　祐大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月４日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
旭川地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２８号**
茨城県神栖市大野原３丁目13番23号　アネシス206号、前住所茨城県神栖市溝口5792番地１
債務者　向井　稔彦
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　雅晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和７年（フ）第３号**
茨城県鹿嶋市大字荒野1549番地33
債務者　東島　裕介
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　碧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月11日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和７年（フ）第４５号**
埼玉県狭山市広瀬台１丁目34番26号
債務者　染野　暢之
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**令和７年（フ）第２２２号**
愛知県日進市浅田町上ノ山21番地１　レジデンス浅田203
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　裕行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第３５２号**
愛知県江南市天王町駒野112番地
債務者　小原　健司
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　紀裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年５月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和７年（フ）第８号**
北海道旭川市春光５条７丁目８番９号　ハイツルシール203号室
債務者　城　　一範
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岡　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月５日午後３時20分
5　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
旭川地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第４８号**
栃木県日光市土沢2054番地５　高山貸家１号棟
債務者　新藤　雅人
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　拓矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月30日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和７年５月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第５９号**
兵庫県西宮市熊野町８番13―612号
債務者　豊田　順也
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　裕香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第３１７号**
埼玉県川口市本前川２―34―35―102、住民票上の住所埼玉県蕨市塚越７丁目20番２号
債務者　小田　泰生
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第８３号**
三重県志摩市浜島町浜島3246番地
債務者　中井　德雄
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和７年（フ）第１１８号**
栃木県那須郡那須町大字高久甲1283番地１、住民票上の住所栃木県那須塩原市東原３番地791
債務者　相馬　麗子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　一星
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和７年６月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第８２号**
埼玉県春日部市大枝842番地10　原第５マンション306、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2797番地５
債務者　春木　　卓
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和７年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第８３号**
埼玉県春日部市大枝842番地10　原第５マンション306、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2797番地５
債務者　春木　修代
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和７年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第１３５号**
栃木県宇都宮市岩曽町1511―４　アーバンハイツ103号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市鶴田町1518番地１
債務者　高梨祐一郎
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　昭吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年６月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和６年（フ）第２１３１号**
札幌市白石区北郷２条11丁目８番32号　ノルドパーチェＤ号
債務者　河上　　裕
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第２２７８号**
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目14番５号　ＡＭＳ新札幌Ⅰ―102号
債務者　平内　裕也
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第２３８１号**
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目９番17―201号
債務者　今野　智博
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第５０号**
北海道恵庭市恵み野北６丁目２番１　（ボナール恵み野Ⅱ205号）
債務者　朴　　雄司
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第７９号**
札幌市清田区真栄３条２丁目９番１―307号
債務者　榎本　直樹
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第１１８号**
札幌市東区北34条東３丁目１番12号　ＰＬＡＺＡＩＮ　N34―202号
債務者　遠藤　幸雄
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第１９２号**
札幌市中央区南10条西９丁目１番８号　中村マンション２階６号
債務者　池　　信夫
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第２１２号**
札幌市北区篠路町上篠路110番地179
債務者　高木　一喜（旧姓齋藤・小野寺・松田・武井）
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第２９号**
釧路市武佐３丁目12番348号　若草501マンション４―１
債務者　横山　法子
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
釧路地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第４０３号**
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割290番地　シャーメゾン矢巾Ｅ102号、前住所東京都大田区南久が原１丁目１番４号　久が原コーポ103
債務者　玉川　竹美
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**令和７年（フ）第７号**
山形県鶴岡市みどり町22番43号
債務者　早坂　繭子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

**令和７年（フ）第１０号**
群馬県みどり市大間々町大間々2003番地11　スクエアパークアパートメントⅠ　201
債務者　濱邊　涼平
１　決定年月日時　令和７年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　前橋地方裁判所桐生支部

**令和７年（フ）第８１号**
東京都八王子市並木町29番14号　ＬＡＧＯ西八王子310号
債務者　小林　　新
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第１６１号**
東京都青梅市東青梅３丁目１番地の６
債務者　吉澤都美子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第３７号**
相模原市南区磯部920番地２
債務者　石嶋　大輝
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第５７号**
神奈川県座間市栗原1261－１　ベルホーム居宅支援センター、住民票上の住所神奈川県座間市南栗原４丁目５番25号　レピュートさがみ野106号
債務者　後條　典子（旧姓安藤・相澤）
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第６２号**
相模原市中央区田名5810番地１
債務者　千坂　充典
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第８０号**
相模原市緑区下九沢540番地10
債務者　工藤　　寛
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第８３号**
相模原市南区上鶴間６丁目５番１号　ジュネス・アイ　201
債務者　島　　滉斗
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第８６号**
相模原市南区麻溝台８丁目30番８号　なつみハイツ205
債務者　影山　正義
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第８７号**
相模原市中央区陽光台２丁目５番10号　ビーナスハイツ103
債務者　星　　輝雄
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第８８号**
相模原市中央区淵野辺本町４丁目17番18号
債務者　佐久間あゆ
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**令和７年（フ）第４号**
新潟県妙高市大字関川787番地24
債務者　奥野　和子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　新潟地方裁判所高田支部

**令和７年（フ）第５２号**
静岡県裾野市御宿423番地の２　コーポリーチＡ－201
債務者　計盛　桂子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和７年（フ）第５４号**
静岡県沼津市我入道秋葉町430番地の５
債務者　鈴木　秀治
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和６年（フ）第１０４６号**
大阪府富田林市錦織中１－３－３、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町大字中740番地
債務者　松井　義範
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和６年（フ）第１０９６号**
堺市西区草部236番地　草愛マンションＡ302号
債務者　速水　宣子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和６年（フ）第１１２６号**
大阪府藤井寺市沢田４丁目８番57号、前住所大阪市生野区林寺４丁目７番26号　Ｌａｕｌｅ’ａ天王寺東　406号
債務者　打越　拓海
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第３５号**
堺市堺区中安井町１丁４番10―806号
債務者　中林　　勇
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第４８号**
大阪府藤井寺市大井３丁目12番19号
債務者　船越　　凌
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第５３号**
堺市北区新金岡町４丁４番６―106号
債務者　アスティトータルサポートサービスこと　景利　修久
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第６３号**
大阪府河内長野市楠ケ丘34番17号
債務者　江崎　博文
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第８４号**
堺市堺区出島海岸通２丁２番５号
債務者　松波　洋子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第８９号**
堺市西区浜寺船尾町西１丁45番地１
債務者　江口　昌利
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第９０号**
大阪府松原市小川５丁目６番25号、前住所大阪府松原市一津屋３丁目７番32―101号
債務者　小林　　凌
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第１０２号**
大阪府河内長野市小山田町582番地の７
債務者　南島とみ子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第１３１号**
大阪府藤井寺市沢田２丁目８番14―301号
債務者　佐藤　幸広
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和７年（フ）第１３５号**
大阪府柏原市玉手町18番61―401号　玉手山グリーンハイツ
債務者　中村　徹朗
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和６年（フ）第４３８号**
奈良市西登美ヶ丘６丁目26番40―103号
債務者　Ｎｓｔｙｌｅこと　中城　　涼
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　奈良地方裁判所破産係

**令和６年（フ）第４４２号**
奈良市鳥見町４丁目１番地の２　富雄団地５―303号
債務者　伊藤　　燈
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　奈良地方裁判所破産係

**令和７年（フ）第１１号**
奈良県大和郡山市西田中町10番地１　エミフル大和郡山212号室
債務者　高岡　紗希
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　奈良地方裁判所破産係

**令和６年（フ）第３１６号**
奈良県橿原市常盤町151番地の１　常盤マンション西棟101、前住所奈良県橿原市山之坊町28番地の７　ローズハイツ201号
債務者　豊留　孝一
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和６年（フ）第２６９号**
高知市鴨部921番地５　第５つくもコーポ221号室、住民票上の住所高知市北高見町42番地１
債務者　久保　寛倫
１　決定年月日時　令和７年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　高知地方裁判所破産係

**令和７年（フ）第７号**
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲636番地
債務者　鳥山　茂雄
１　決定年月日時　令和７年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和７年（フ）第８号**
長崎県南島原市西有家町須川489番地３
債務者　林田　裕二
１　決定年月日時　令和７年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和７年（フ）第９号**
長崎県雲仙市吾妻町阿母名783番地３　福島アパート201号
債務者　松尾　杏子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和６年（フ）第５５３４号**
大阪市此花区伝法２丁目２番２－210号
債務者　山田　陽子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第３９１号**
大阪市住之江区西住之江３丁目14番25号　Ｆｍａｉｓｏｎ　ＳＱＵＡＲＥ　Ｉ番館　302
債務者　橋本　明仁
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第４２３号**
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番108－301号
債務者　栗本ふみ代
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第４８０号**
大阪市西成区萩之茶屋１丁目11番２－801号
債務者　的場　弘美
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第４８３号**
大阪府東大阪市永和２丁目７番30号　救護施設フローラ、前住所大阪府茨木市宮元町６番１号　宮元７番館　210号
債務者　髙橋　幸恵
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５２２号**
大阪市東淀川区大道南３丁目10番18号　清和ハイツ　205号
債務者　若林　信雄
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５２３号**
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目14番13－213号
債務者　松井　寿子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５４５号**
大阪市平野区加美北８丁目19番３－407号
債務者　松井　裕子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第６１０号**
大阪府門真市石原町36番14号　メゾン・アン302号
債務者　樋口　幸子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第６６１号**
大阪市港区磯路１丁目１番７号　灘浜ビル302号
債務者　石川　昌夫
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第７２３号**
大阪市西成区橘１丁目３番14号　ハイツさくら　104号
債務者　松本　俊明
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第７４８号**
大阪市天王寺区上本町５丁目４番22号　Ｌｕｆｔ702号
債務者　本城あゆみ（旧姓犬丸）
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第７８５号**
大阪市西成区天下茶屋北１丁目３番19号　ひきふね
債務者　富永　民世
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第８１０号**
大阪府茨木市橋の内１丁目５番６号　ＰＡＬＭＳ　201号、前住所大阪府吹田市岸部中１丁目21番17―306号
債務者　繁田　良真
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第２０号**
山口県下関市彦島塩浜町２丁目13番28号
債務者　浦木　幸江（旧姓永田）
1　決定年月日時　令和７年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

**令和６年（フ）第２４７号**
三重県津市河芸町東千里247番地１　ザ・レジデンス河芸205
債務者　彫志誠こと　志村　誠信
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月６日まで　津地方裁判所破産係

**令和６年（フ）第２７９号**
三重県津市野田21番地323
債務者　コウノ直販こと　河野　守彦
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月６日まで　津地方裁判所破産係

**令和７年（フ）第３１号**
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目３番17―605号
債務者　大竹　和俊
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第１０１号**
札幌市厚別区厚別南２丁目23番10号　ホワイトピアひばりが丘Ａ―103号
債務者　三澤　亮
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第１４３号**
札幌市西区発寒１条４丁目４番18―301号
債務者　上林　未記
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第１５９号**
さいたま市中央区上峰２丁目３番18号　ロイヤルセゾン201
債務者　長野　楓花
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第２３０号**
さいたま市岩槻区美幸町４番38号　寿荘１―201
債務者　鈴木　未夢（旧姓山村・板橋）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第５４号**
埼玉県越谷市越ヶ谷3055番地１　アプリコットガーデン越谷307
債務者　冨田　利恵
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第７０号**
埼玉県春日部市粕壁6918番地３　県営八木崎団地２―304
債務者　坂巻　知子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第１００号**
埼玉県春日部市南４丁目16番17号　わおん春日部南、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地武里団地１街区34棟303号
債務者　牛山　豊
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第１１５号**
埼玉県春日部市上蛭田67番地１　エテルノ豊春506号室、旧住所埼玉県蕨市北町４丁目10番11号
債務者　齊藤　幸恵
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第１１６号**
埼玉県春日部市水角863番地３
債務者　森田　誠
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和７年（フ）第６４号**
埼玉県飯能市大字川寺200番地11
債務者　佐々木淳一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**令和７年（フ）第１１０号**
埼玉県所沢市小手指元町１丁目12番地の13
債務者　堀　和子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

**令和７年（フ）第２４号**
千葉県東金市田間１丁目15番地16　タウンコート田間Ｂ―103
債務者　安藤　友美
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和７年（フ）第２５号**
千葉県旭市鎌数5146番地　香取住宅48号
債務者　須田　弘子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和７年（フ）第４号**
東京都町田市金森７丁目18番４―909号
債務者　米永　周見
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第１００号**
東京都西東京市北原町３丁目２番25―210号
債務者　齋藤　紫織
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第１０３号**
岐阜県中津川市手賀野643番地の２
債務者　池元　由衣
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

**令和７年（フ）第１８号**
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団122―501号
債務者　渡名喜庸信
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和７年（フ）第９号**
兵庫県加西市北条町古坂７丁目100番地ヒューマンプレイス201号室、従前の住所兵庫県小野市天神町1073番地の２
債務者　武田　海斗
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　神戸地方裁判所社支部

**令和７年（フ）第５号**
高知市神田73番地　北村第一マンション105号
債務者　織田　武志
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで　高知地方裁判所破産係

**令和７年（フ）第１７号**
北海道帯広市西12条南34丁目１番地11　千里館510
債務者　髙橋　克典
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和７年（フ）第１５号**
栃木県佐野市堀米町3818番地３　ビレッジハウス佐野菊川　１―101号室、旧住所栃木県佐野市赤見町3226番地２
債務者　池田　　貴
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

**令和７年（フ）第１４号**
香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁105番地２（コモドカーサＢ―203）、前住所香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁69番地２　（スマイル六番丁101）
債務者　加藤　　奨
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで　高松地方裁判所丸亀支部

**令和７年（フ）第６号**
大分県日田市大字日高1751番地56、前住所大分県日田市大字十二町251番地　コンフォールＢ207号
債務者　藥師寺菜摘
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで　大分地方裁判所日田支部

**令和７年（フ）第４４号**
栃木県那須烏山市横枕508番地１、前住所栃木県那須烏山市城東16番14号　フェリーチェ・パルテンツァ103号室
債務者　前澤　健太
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第６８号**
栃木県さくら市草川６番地10　ハイツニューワン102号、前住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢85番地　サザンクロス107
債務者　西潟　祐樹
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和６年（フ）第１７９７号**
千葉市花見川区浪花町910番地１　リブリ・プランドールＮＡ105号
債務者　秋山　貴宏
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１００号**
千葉県市川市本行徳27番７―204号　（グロリアス竹沢）
債務者　大宮　三佳
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１０１号**
千葉県市原市藤井２丁目181番地１　Ｄ－ｒｏｏｍイースト102
債務者　岸川　　牧（旧姓荒木）
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１０２号**
千葉県市川市高谷３丁目１番７－203号（ベイガーデンハヤシ）
債務者　橘田　　藍
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１２２号**
千葉県市川市下貝塚１丁目14番11号　（ペアーヒルズＡ　202号）
債務者　玉木　真実
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１３５号**
千葉県市川市宮久保５丁目14番16号（キングヒル大桝101号）
債務者　相河　弘美
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１４０号**
千葉市緑区誉田町１－45－２　千葉リハビリテーションセンター　更生園、住民票上の住所千葉市中央区葛城２丁目４番２号　スカイハイツ葛城103号
債務者　山口　　淳
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１４６号**
千葉県船橋市薬円台３丁目21番４－302号
債務者　田中久美子
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１５６号**
千葉県船橋市馬込西１丁目４番37号　セキモトサンハイツ102号
債務者　三木　常男
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１７７号**
千葉県市原市藤井２丁目157番地　リアン203
債務者　囲　みら乃
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１８０号**
千葉市緑区おゆみ野１丁目14番地７　フレンズホームおゆみ野
債務者　佐藤　茂雄
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１８８号**
千葉県市川市高谷１丁目13番７－204号（パルアネックス）
債務者　福田　真也
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１９６号**
千葉市花見川区花見川２番14棟302号
債務者　菅原　佑輔
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２０４号**
千葉県船橋市三山１丁目３番６号　サンクレスト三山207号
債務者　新井　妙華
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２０９号**
千葉県市川市幸１丁目23番１号（シャトレー幸101号）
債務者　新井富士子
１　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２２０号**
千葉市花見川区畑町1486番地７
債務者　川上ちひろ（旧姓上野）
１　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１３号**
千葉県富里市御料964番地16（フルーツパーク富里館Ｃ102）、前住所千葉県香取市みずほ台３丁目249番地20
債務者　川嶋　拓也
１　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第１７号**
千葉県八街市八街ほ177番地58
債務者　渡部　信一
１　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第２５号**
千葉県佐倉市上志津1138番地２　マインドムB102
債務者　清水　敬夫
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第３１号**
千葉県佐倉市上志津1644番地３　ＭＴハイム２―205号室
債務者　川松　史奈
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第２８号**
長崎県長崎市上小島２丁目10番20号　森田アパート201号
債務者　中村　泉
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

**令和６年（フ）第４８２号**
沖縄県那覇市字小禄1533番地５
債務者　大城　泰成
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**令和６年（フ）第４８５号**
沖縄県那覇市字小禄1490番地３　いずみマンション401
債務者　譜久里ゆかり
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**令和７年（フ）第１８号**
代替住所Ａ　（旧住所　北海道小樽市花園３丁目４番21号　カーサフローラ104号室）
債務者　荒山　敦子（旧姓髙島）
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部

**令和７年（フ）第２５号**
北海道苫小牧市字錦岡178番地の７
債務者　宮澤　梨沙
1　決定年月日時　令和７年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和７年（フ）第３０号**
北海道苫小牧市日新町５丁目６番18―201号
債務者　三原加奈江
1　決定年月日時　令和７年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和７年（フ）第１１８号**
仙台市宮城野区福室６丁目２番17号　フラワーパーク花長２番館105、従前の住所仙台市宮城野区岩切字堰下67番地の１　エスペランス102
債務者　堀　政昭
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１３３号**
仙台市青葉区中山８丁目24番31号　プリヴェール中山Ｄ
債務者　佐野　裕明
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１４８号**
宮城県名取市閖上中央１丁目22番地　中央第一団地Ａ―607号
債務者　沼田　春子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１５９号**
仙台市青葉区国見１丁目16番６号　コートパレス国見101、従前の住所福島市渡利字小舟62番地の23
債務者　滝口　裕也
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第１号**
宮城県大崎市古川栄町21番７号
債務者　辻　雅彦
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和７年（フ）第２号**
宮城県石巻市流留字一番囲42番地３　ハートランドながる101号
債務者　亀谷　順一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和７年（フ）第９号**
宮城県石巻市中里６丁目13番31号　市営中里六丁目復興住宅１―14号、前住所宮城県石巻市田道町２丁目１番６号　ピュアハウスⅡＤ号
債務者　梶原　理恵
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和７年（フ）第１４号**
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目24番２号　アルコイリス双葉ケ丘弐番館2005、住民票上の住所宮城県石巻市鹿妻南３丁目６番22号
債務者　田畑麻衣子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和７年（フ）第１９号**
宮城県石巻市水押２丁目９番４―20号
債務者　今野とき子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和７年（フ）第４０号**
福島県郡山市大槻町字中ノ平59番地　市営住宅77―２―１―51
債務者　増子　健二
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和７年（フ）第４４号**
茨城県水戸市姫子１丁目78番地の７　トキワハイム101号
債務者　前嶋真喜枝
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所

**令和７年（フ）第２２号**
茨城県牛久市上柏田１丁目22番地10
債務者　大林　貴子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和６年（フ）第１１０号**
茨城県神栖市知手2876番地29　和田荘５号
債務者　根本　義郎
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和７年（フ）第２号**
茨城県神栖市横瀬766番地90　横瀬コーポⅡ102
債務者　長島　由美（旧姓田倉）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和７年（フ）第６号**
茨城県潮来市須賀南403番地３
債務者　関　ゆう子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和７年（フ）第９号**
茨城県神栖市木崎2398番地40　シャルムエコーＣ202号
債務者　大塚　　瞳
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和７年（フ）第１１号**
茨城県潮来市潮来509―１　アイ・マンション潮来103号室、住民票上の住所茨城県稲敷市大島1670番地
債務者　坂本　彪瑠
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**令和７年（フ）第２１号**
茨城県坂東市長谷2709番地72、住民票上の住所茨城県坂東市桐木1045番地２
債務者　飯島　健太
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**令和７年（フ）第２７号**
茨城県古河市下大野2954番地９　シモオオノワコーレ201
債務者　船橋　　洋
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**令和６年（フ）第７５０号**
栃木県鹿沼市村井町15番地10、前住所埼玉県さいたま市見沼区大字東門前37番地３　サンハイツＡ101
債務者　早川　　豊
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第５０号**
栃木県栃木市野中町1368番地12　グリーンパラダイスＰ―Ⅷ　201号室
債務者　谷部　　南
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第８７号**
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1373番地　川添アパートＡ
債務者　藤井　哲哉
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第８８号**
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1373番地　川添アパートＡ
債務者　藤井　佳代
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第８９号**
栃木県那須塩原市睦105番地４号　君島アパートＢ棟８号室、住民票上の住所栃木県大田原市下石上1224番地４
債務者　竹村　信吾
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第１１１号**
栃木県宇都宮市睦町６番５号　メゾンドパルク211
債務者　小杉　達也
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第１２５号**
栃木県さくら市草川50番地８　グループホームオリーブ、前住所栃木県矢板市東町3019番地５　レオパレスごよう208号
債務者　福森美津穂
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和６年（フ）第４１７号**
千葉県白井市冨士18番地の７　マロンハイツⅡ201号
債務者　相澤　正広
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第４２５号**
千葉県成田市西三里塚１番地1574（マジョリテＢ101）
債務者　庄子　翔兵
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第１号**
千葉県成田市猿山1318番地１（浅香ハウス２号）、前住所東京都江戸川区平井６丁目18番19号　ブエナ・ヴィスタ302
債務者　仲村　一夫
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第１９号**
千葉県四街道市美しが丘３丁目26番16号（ミクロコスモスＣ棟101）
債務者　長内　汐音（旧姓海保）
1　決定年月日時　令和７年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第２０号**
千葉県茂原市早野2703番地４（リトルシャンティー206）
債務者　石渡あゆみ
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**令和６年（フ）第２９９２号**
横浜市青葉区たちばな台２丁目７－３　たちばな台寮、住民票上の住所横浜市緑区西八朔町68番地11
債務者　糠澤　篤史
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第３１１号**
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート５棟411号
債務者　大山　鶴彦
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第７３号**
川崎市宮前区東有馬５丁目20番12―501号
債務者　上田　雄一
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和７年（フ）第９７号**
川崎市麻生区上麻生５丁目45番46号　エクセルハイツ柿生Ｂ　112
債務者　菅　　隼人
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和７年（フ）第１１１号**
川崎市川崎区池上町４番12号　第２コーポ木村　101
債務者　松岡　　楓（旧姓安藤・木村）
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和７年（フ）第２６号**
富山県小矢部市泉町８番75号、前住所富山県小矢部市石坂６番地
債務者　杉澤　信幸
法定代理人保佐人　髙坂　愛理
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

**令和７年（フ）第６号**
長野県松本市寿北７丁目10番15号　アークアポロ102
債務者　所　美代子
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部

**令和７年（フ）第３号**
長野県茅野市ちの2767―２　ルメルシェ・サンレミ402、住民票上の住所長野県東筑摩郡筑北村坂北13901番地
債務者　柳澤　彩香
1　決定年月日時　令和７年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**令和７年（フ）第４号**
長野県飯田市鼎上山2736番地１（メゾンドシュヴァリエＥ101号）
債務者　澤木　　藍
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

**令和６年（フ）第７０３号**
静岡市清水区長崎新田403番地の６
債務者　宮本　幸子
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第８１号**
静岡県島田市南２丁目２番13号　ＢＳマンションα　405号室
債務者　中村　正紀
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第１４６３号**
京都府長岡京市井ノ内広海道13番地14　パティオプラスパ№３　402、前住所京都府向日市物集女町南条３番地の２　カサ・フィレンツェ　105号室
債務者　渡邉　康成
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和６年（フ）第１４７３号**
京都府長岡京市今里更ノ町６番地３
債務者　千藤　圭吾
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第１２７号**
京都府向日市上植野町円山３番地　ルミエール円山Ｃブロック101号室
債務者　河野　康政
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第１４４号**
京都市伏見区中島河原田町120番地25
債務者　中村和代子（旧姓中島・柳本・岡田）
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第１４７号**
京都市右京区西京極中町３番地１　西京極ユナイトハイツ203号
債務者　笠岡　繁規
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第１５２号**
京都府八幡市男山金振６番地２　国見マンション１－Ａ
債務者　田中　会子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第１６５号**
京都市伏見区向島本丸町37番地　タケトミ観月橋　308号
債務者　日野　　茂
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第３９０号**
大阪府門真市城垣町22番５号　ロイヤル富士302号
債務者　中村　大造
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第４４９号**
大阪市生野区新今里４丁目10番10―609号
債務者　中川　勇二
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５１２号**
大阪府寝屋川市秦町38番22号（202号）
債務者　植村工業こと　植村　　卓
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５１５号**
大阪市住吉区我孫子５丁目７番１―506号、前住所大阪市住吉区杉本１丁目２番１―705号
債務者　豊嶋　伸敏
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５２９号**
大阪府東大阪市大蓮東１丁目12番24号　ファヴール弥刀　203号
債務者　小西　愛子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５４７号**
大阪市西淀川区歌島２丁目９番15号　林文化106号室
債務者　小谷　法子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５５０号**
大阪府八尾市南本町３丁目１番５―502号、前住所大阪府八尾市北亀井町２丁目７番23号２Ｆ
債務者　竹本　英司
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５６０号**
大阪市東成区中本２丁目３番18―1013号
債務者　木下　真紀
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５９３号**
大阪府枚方市香里ケ丘５丁目７番地（１―202）
債務者　山本早奈恵
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第６７４号**
大阪市北区長柄中１丁目１番２―305号
債務者　田中　都子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第７０２号**
大阪府豊中市原田元町２丁目18番１号　211号
債務者　木原　　孝
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第７６０号**
大阪市東淀川区豊里２丁目１番１―1102号
債務者　横山　綾視
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**令和６年（フ）第５７３号**
兵庫県西宮市門戸荘18番59号、前住所兵庫県西宮市上大市４丁目８番４―105号（前々住所）兵庫県西宮市山口町船坂1302番地
債務者　阪下興業こと　阪下　真悟
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第７２５号**
兵庫県西宮市松原町11番２―301号、住民票上の住所兵庫県西脇市富田町100番地の４
債務者　藤田　絢奈
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第７６５号**
兵庫県西宮市平木町10番16―101号
債務者　早田　未稀（旧姓竹田）
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第７７４号**
兵庫県西宮市中前田町４番25―204号
債務者　同道　宣英
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第７８９号**
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目30番11―308号
債務者　田中　一雄
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第５号**
兵庫県西宮市南甲子園１丁目９番１―905号
債務者　永吉　優斗
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第２６号**
兵庫県尼崎市小中島３丁目18番12号
債務者　藤岡　勝良
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第４０号**
兵庫県尼崎市今福２丁目１番２号大野文化１階東、前住所兵庫県尼崎市長洲中通３丁目15番８号あまがさきサンライズ202号
債務者　森山　邦照
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第４１号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―306号
債務者　土橋　健二
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第４２号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―306号
債務者　土橋　淳子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第４６号**
兵庫県尼崎市次屋１丁目29番８号シャイニーキューブ207、前住所兵庫県尼崎市若王寺３丁目28番16号
債務者　服部　陽一
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第４９号**
兵庫県尼崎市食満７丁目28番10号103号
債務者　板谷　照正
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第５０号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―1107号
債務者　萩原　和夫
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第５１号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―437号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―927号
債務者　下川　瑞樹
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第５７号**
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目14番７号ハイムM＆M204
債務者　山田　麗夏
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和７年（フ）第７３号**
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番１―1002号
債務者　川崎　正幸
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第２７９号**
奈良県大和高田市南今里町６番23号　今村住宅
債務者　三九加代子（旧姓森口）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和６年（フ）第３９１号**
和歌山県海南市日方1289番地182
債務者　谷口　武史
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和６年（フ）第３９３号**
和歌山市西庄642番地　ヴィアーレ１　101号
債務者　原　　隆志
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和６年（フ）第４０４号**
和歌山県橋本市胡麻生317番地の２　フレグランスハイツ202、前住所大阪府堺市中区土塔町3208番地　103号
債務者　松谷さくら（旧姓住川）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和６年（フ）第４０６号**
和歌山市平井130―10、住民票上の住所和歌山市善明寺706番地96
債務者　尾畑　元章
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第５号**
和歌山県岩出市岡田14番地の１　アーバンハウスⅡ101号、前住所和歌山県岩出市岡田６番地の１（A―103号）
債務者　大磯　　猛
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第７号**
和歌山市相坂128番地
債務者　田中真佐子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第８号**
和歌山市関戸４丁目２番61号　スカイハイツ関戸203
債務者　牛上　一洋
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第１９号**
和歌山市本脇235番地１
債務者　神谷　麻衣
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第２０号**
和歌山市善明寺238番地４
債務者　津田　典克
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第５３号**
和歌山県有田市宮崎町579番地７
債務者　吉本　真知
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第６２号**
和歌山市鷹匠町４丁目21番地３　鷹匠町団地３―２号
債務者　川添　光代
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和６年（フ）第１４１号**
鳥取県米子市目久美町26―４―105、住民票上の住所滋賀県大津市下阪本４丁目14番15―106号
債務者　藤久保真美香（旧姓出口）
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで　鳥取地方裁判所米子支部

**令和７年（フ）第１７号**
鳥取県西伯郡南部町宮前204番地４、旧住所大阪府大阪市淀川区野中南２丁目８番40号ドエル野中601号
債務者　新井　　聡
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**令和７年（フ）第１８号**
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目19番26号Ａ103号、旧住所徳島市北矢三町３丁目６番20―203号グランディール矢三Ｃ
債務者　林　　悟羅
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**令和７年（フ）第１３号**
島根県出雲市平田町7638番地、前住所島根県松江市玉湯町湯町183番地１　レオパレスコマンド1203
債務者　大坪　　亮
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

**令和７年（フ）第３８号**
岡山市北区辰巳43番地105　ミラクル203、旧住所岡山県倉敷市中畝10丁目４番16号　レオパレスウインドワード101
債務者　上口　一也
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第４７号**
岡山市中区倉田663番地61
債務者　坂本　舞衣
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第６５号**
岡山市中区平井1115番地75
債務者　レメス　ヤジマ　ジラ（ＬＥＭＥＳ　ＹＡＪＩＭＡ　ＺＩＬＡ）
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第７１号**
岡山市北区大元駅前５番22号　クレッシェンド大元102、旧住所岡山市北区奥田西町６番24号　ハイツ梅211
債務者　森分　正志
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第８５号**
岡山市中区土田1523番地　レオパレスサンシャイン土田204号、旧住所岡山市中区神下57番地38
債務者　山磨　　守
1　決定年月日時　令和７年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第３０７号**
広島県福山市水呑町4030番地３　グレイスガーデン101、旧住所広島県福山市水呑町三新田１丁目170番地
債務者　松村　良太
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和７年（フ）第３２号**
徳島県板野郡板野町吹田字奥宮118番地　吹田団地２－２－１
債務者　富永　修司
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第３６号**
愛媛県伊予市下吾川731番地　リミエール藤本202号
債務者　藤岡　美鈴
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第１８号**
愛媛県新居浜市垣生６丁目４番43号
債務者　池田由里子
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

**令和７年（フ）第１１号**
熊本県玉名郡長洲町大字長洲241番地　町営住宅井樋内団地７棟２号
債務者　門川　優夢
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**令和７年（フ）第１３号**
大分県佐伯市長島町３丁目21番８号　工藤ハウスＡ棟２号
債務者　渡邉　舞弥
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**令和７年（フ）第１７号**
鹿児島市新屋敷町21番20―602号
債務者　古川　凜奈
1　決定年月日時　令和７年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和６年（フ）第３２６号**
沖縄県宜野湾市字佐真下58番地２　縁　22号
債務者　亀島　克一
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和７年（フ）第８号**
沖縄県うるま市字塩屋293番地３　サニーコートしおや303
債務者　比嘉　仁徳
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和７年（フ）第３３号**
沖縄県沖縄市諸見里１丁目15番７号　青木ＡＰ101
債務者　冨村美智子
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和７年（フ）第１３３号**
東京都西東京市芝久保町２丁目15番２号
債務者　吉岡　勇次
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第２２６号**
東京都町田市木曽東４丁目15番ロ443号
債務者　福田　正勝
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第２４０号**
東京都東久留米市下里３丁目23番13号アズセナ301
債務者　西田きよみ
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第６７号**
長野県伊那市美篶7164番地２　特別養護老人ホームみすず四恩の家
債務者　有賀　聖宗
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

**令和７年（フ）第２４号**
兵庫県明石市藤江85番地の２　第１コーポ富士
債務者　小林　徹平
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和７年（フ）第３９号**
兵庫県明石市新明町８番38号　ベルビュ新明107号、前住所兵庫県明石市太寺３丁目６番５号　シャルル太寺202号
債務者　水元　優衣
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和７年（フ）第４９号**
神戸市西区伊川谷町別府773番地　２―113号
債務者　眞砂　国人
１　決定年月日時　令和７年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和７年（フ）第１１号**
福岡県田川郡福智町金田350番地　町営高見団地７棟129号、前住所福岡県田川郡福智町金田350番地　町営高見団地７棟132号
債務者　松本　　楓
１　決定年月日時　令和７年３月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

**令和７年（フ）第１８号**
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1219番地１　ＳＵＭＣＯ二里第二寮Ａ105号
債務者　村上　智彦
１　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**令和７年（フ）第８８号**
千葉市若葉区貝塚町268番地１　ライトコア貝塚201号
債務者　野崎　哲也
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第９３号**
千葉市若葉区都賀２丁目１番１号　ゴールドサポート若葉402号
債務者　平野　嘉道
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１２３号**
千葉県習志野市東習志野３丁目11番13号　マーキーズ東習志野103号
債務者　小野　純子
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１８６号**
千葉県市川市新井１丁目19番11号（ジュネパレス38―105号）
債務者　大角　康平
１　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２００号**
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区13棟309号
債務者　石川　直哉
１　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２０２号**
千葉県市川市湊新田２丁目６番２―213号(第二アクウェリヤスハイツ)
債務者　金本　美紀
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２０５号**
千葉市緑区茂呂町635番地18
債務者　山内知惠子
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２１２号**
千葉県船橋市宮本１丁目21番10号　ベイステート安間414号
債務者　高久　洸兒
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２１３号**
千葉市若葉区桜木北２丁目17番８号　やすらぎ荘Ⅵ―201号
債務者　若月　輝美
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２２８号**
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目27番15号
債務者　荒尾　幸菜
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第４４８号**
静岡県菊川市本所364番地（上本所団地Ｃ棟105号）
債務者　岩瀬　宗治
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和６年（フ）第１０８４号**
神戸市北区藤原台南町１丁目４番８号　グループホーム　スカイグレイス藤原台、従前の住所神戸市北区有野台２丁目１番地の６201号
債務者　重田　菜月
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０９０号**
神戸市須磨区北落合１丁目１番321―401号、従前の住所神戸市垂水区桃山台５丁目1010番地の18
債務者　木下　郁子
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第２４号**
神戸市兵庫区福原町１番19―610号
債務者　辻田　宏
1　決定年月日時　令和７年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第１６号**
熊本県八代郡氷川町宮原1176番地１　町営桜ヶ丘団地（６－２）、前住所熊本県宇城市松橋町曲野3318番地１　ハイム稲崎301
債務者　中川友樹代（旧姓上村）
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月12日まで　熊本地方裁判所八代支部

**令和７年（フ）第２６１号**
東京都八王子市元八王子町３丁目3037番地１　ラポルテルージュⅢ101号
債務者　小出　瞳
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和７年（フ）第３号**
山口県光市上島田５丁目14番１―103号
債務者　井出奈穂子
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで　山口地方裁判所周南支部

**令和７年（フ）第１２号**
山口県山陽小野田市大字西高泊2366番地１　ハーモニーハイツＣ棟205号
債務者　堀内　謙一
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

**令和７年（フ）第２３号**
山口県宇部市草江２丁目３番18号
債務者　鈴川　嘉和
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

**令和７年（フ）第１７号**
青森県つがる市稲垣町穂積神田５番地
債務者　蝦名美加子
1　決定年月日時　令和７年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月15日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和６年（フ）第７２６号**
神奈川県平塚市東中原２丁目20番10号　クローバーハウスＢ２
債務者　伊藤　眞路
1　決定年月日時　令和７年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和７年（フ）第４４号**
広島県廿日市市梅原２丁目15番24―205号
債務者　芦田美代子
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第１４４号**
広島市安佐北区安佐町飯室921－８、住民票上の住所広島市西区小河内町１丁目４番20－506号
債務者　北崎　典仁
1　決定年月日時　令和７年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

## 破産手続廃止

**令和６年（フ）第１８２２号**
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目17番２号
破産者　株式会社材料検査センター
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１８６９号**
広島市中区住吉町14番３－302号
破産者　株式会社ＮＱ
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和５年（フ）第９１９号**
千葉県市原市瀬又872番地73
破産者　白井食品株式会社
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１０４９号**
千葉県浦安市当代島２丁目16番18－103号
ＣＡＳＡ・ＰＲＩＭＯ
破産者　三浦　智広
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１４２３号**
横浜市鶴見区獅子ヶ谷２－37－12
破産者　株式会社クリエイトシライ
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１４２４号**
千葉県八千代市ゆりのき台２丁目11番地２
Ｄ－ｒｏｏｍゆりのき台101号室
破産者　大下　武義
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５５１号**
千葉県浦安市今川２丁目２番12－206号　イント21
破産者　滝沢　　立
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５９７号**
千葉市稲毛区宮野木町1075番地１　セリジェ105号
破産者　池谷　俊司
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６１０号**
千葉市中央区矢作町283番地４　ＣＯＣＯやはぎ403号
破産者　松元　啓倫
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第２３８号**
茨城県小美玉市大笹470番地の12
破産者　有限会社ロナーセイジ
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**令和６年（フ）第２９９号**
茨城県水戸市梅香２丁目２番42号
破産者　有限会社花咲
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**令和６年（フ）第３２１号**
茨城県水戸市姫子２丁目17番地15
破産者　有限会社ワンダー工業
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**令和６年（フ）第３８９号**
茨城県石岡市総社１丁目７番７号
破産者　株式会社三宝
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**令和６年（フ）第４０３号**
茨城県ひたちなか市高野2387番地120
破産者　合同会社つばさ商工
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**令和６年（フ）第１６６号**
群馬県邑楽郡大泉町大字古海378番地の２
破産者　有限会社中村板金塗装
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

**令和６年（フ）第９４１号**
千葉市美浜区幸町２－11－16－502、開始決定時の住所千葉市美浜区幸町１丁目８番２棟502号
破産者　志賀　正登
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１４００号**
千葉市中央区蘇我５丁目17番２号　レオパレスリベェールＳＯＧＡ108号
破産者　小出　亮太
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６５９号**
千葉県船橋市市場４丁目２番６号　ニューハイツＢ－102号
破産者　奈良敏亜規
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７３９号**
千葉市若葉区加曽利町843番地　グリーンハイツ市原209号
破産者　荻島　伸浩
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第２６２号**
千葉県四街道市小名木86―22
破産者　株式会社小澤建設
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第２６３号**
千葉県四街道市大日871番地２（ＭＬＢ202)、開始決定時の住所千葉県四街道市小名木86番地22
破産者　小澤　優翔
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第３５０号**
千葉県四街道市みのり町７番地１（サニーホームズ102)
破産者　大村　正和
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第１５２号**
千葉県木更津市幸町１丁目６番11号
破産者　株式会社らづワークス
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**令和６年（フ）第１５３号**
千葉県木更津市幸町１丁目６番11号
破産者　株式会社イーエーディワークス
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**令和６年（フ）第１５４号**
千葉県東金市下武射田2403番地２
破産者　椎名　保之
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**令和６年（フ）第１８８９号**
名古屋市緑区大高町字神戸16番地
破産者　シンエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和５年（フ）第３２号**
兵庫県養父市八鹿町八鹿343番地の１
破産者　あがね味噌株式会社
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和６年（フ）第１９９号**
北海道旭川市永山七条４丁目１番６号
破産者　有限会社旭広社
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**令和５年（フ）第１２号**
茨城県鹿嶋市平井2263番地
破産者　株式会社鹿嶋エコプラント
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

**令和５年（フ）第１３号**
茨城県取手市稲1432番地
破産者　株式会社茨城総合環境
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

**令和５年（フ）第７２３号**
埼玉県川越市的場２丁目23番地６
破産者　株式会社髙倉興業
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第６９９号**
埼玉県川越市大字的場1280番地１
破産者　有限会社ジェニュイン
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第７６８号**
埼玉県桶川市大字上日出谷114番地の11
破産者　合同会社Ｋ―Ａｄｖａｎｃｅ
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第１６２０号**
千葉県市川市広尾１丁目４番18―207号（アーバンコート南行徳Ⅱ)
破産者　長谷川秀彦
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第３６７号**
千葉県八街市山田台101
破産者　ＢｉｔｓＳｔｙｌｅ株式会社
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第３６８号**
千葉県八街市山田台101番地
破産者　小林　直人
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第７１６１号**
東京都豊島区東池袋１丁目９―８
破産者　髙山　英司
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第１６３７号**
横浜市港北区新羽町1659番地フラッシュビル302
破産者　株式会社明成工業
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第２５３２号**
名古屋市中川区富田町大字榎津字布部田436番地の12
破産者　株式会社ＬＩＢＥＲＡＬ
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第９９号**
愛知県一宮市栄３丁目８番14号
破産者　株式会社エッセンサンラク
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和６年（フ）第５４３号**
神戸市中央区浜辺通５丁目１番14号神戸商工貿易センタービル８Ｆ
破産者　株式会社グローバルエージェンシー
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１８号**
岡山県高梁市落合町阿部3824番地の１
破産者　有限会社高梁産業資材
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第３０号**
山口県下関市山の田中央町２番８号
破産者　チャリ株式会社
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和６年（フ）第４１３号**
北海道函館市古川町474番地の１
破産者　株式会社イズミ鉄筋工業
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

**令和６年（フ）第２９号**
北海道紋別郡遠軽町東町３丁目３番地94
破産者　株式会社遠軽交通
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和６年（フ）第１６９号**
秋田市中通５丁目１番51号北都ビルディング
破産者　株式会社Ｇｒａｔｓ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２０８号**
山形市白山１丁目５番17号ラビットハウスⅡ１－Ｃ
破産者　企業組合リンクシップ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第９１号**
茨城県取手市白山２丁目23番16号
破産者　株式会社ソウテンイ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和６年（フ）第５１号**
栃木県那須郡那須町大字伊王野288番地４
破産者　株式会社ミクラ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和６年（フ）第５２号**
栃木県那須郡那須町大字伊王野288番地４、前住所神奈川県横浜市旭区さちが丘189番地１ブリリアントさちが丘201
破産者　髙橋　朝男
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和６年（フ）第１５６号**
千葉県匝瑳市栢田7951番地の141
破産者　有限会社現代興業
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１５７号**
千葉県匝瑳市栢田7951番地の141
破産者　有限会社現代マテリアル
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１８０号**
千葉県山武郡横芝光町宮川6593番地１　カンズ・ボヌール305
破産者　進藤　裕介
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１８３号**
千葉県大網白里市大網201番地３
破産者　土屋　秀美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１９００号**
東京都日野市大字川辺堀之内581番地の７
破産者　株式会社アール
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第１９０１号**
東京都日野市大字川辺堀之内581番地の７
破産者　伊藤　辰史
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第１９４４号**
東京都八王子市椚田町528番地の２
破産者　有限会社Ｎ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第１９４５号**
東京都八王子市元横山町２丁目14番15号アサヒビル501号
破産者　新井田直人
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第１６２１号**
横浜市港北区鳥山町５番地
破産者　株式会社シチダ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１１５号**
神奈川県伊勢原市大住台１丁目12番地の14アムールハイツ伊勢原Ｄ－102号
破産者　吉田　悦子
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和６年（フ）第６号**
富山県射水市本町３丁目12番地の28
破産者　新湊商業開発株式会社
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

**令和６年（フ）第１４５号**
富山県高岡市下黒田845番地
破産者　株式会社今川雑穀店
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

**令和６年（フ）第１５１号**
富山県氷見市脇方383番地３
破産者　有限会社潮の美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

**令和６年（フ）第１２２号**
静岡県沼津市杉崎町13番32号　奈良橋ビル２Ｆ
破産者　アリエス株式会社
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和６年（フ）第２８７号**
兵庫県西宮市南甲子園１丁目９番２グリーンラグーナ甲子園Ｂ棟322号
破産者　ａｎｄ　ｍｉｒａｉｗｏ株式会社
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第５２１号**
兵庫県尼崎市常松２丁目14番51号
破産者　有限会社デルタフォース
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第１９５号**
徳島県徳島市国府町早淵425番地１
破産者　株式会社Ｒｅａｌｉｚｅ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２１２号**
徳島県板野郡北島町鯛浜字大西107番地３
破産者　株式会社フィルビルサービス
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第３０１号**
高知県香南市野市町下井937番地５
破産者　有限会社マットオフィス
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**令和６年（フ）第３３７号**
函館市桔梗町59番地212
破産者　寺嶋　智之
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**令和６年（フ）第１７４号**
北海道旭川市大雪通２丁目485番地の６　レオパレスＰｒｅｓｅｒｖｅ203号
破産者　木村　寿志
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第１９９号**
北海道帯広市西17条南４丁目７－５　ロイヤル壱番館１階　１－３号室、住民票上の住所北海道広尾郡広尾町字紋別18線50番地７
破産者　竹山　陽介
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和６年（フ）第２０１号**
北海道帯広市川西町基線56番地24
破産者　紺野　英樹
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和６年（フ）第１０２２号**
仙台市泉区泉中央１丁目28番地の19　ベルシティ泉101、従前の住所仙台市青葉区片平１丁目４番15―408号
破産者　相原　孝子
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和６年（フ）第１６号**
宮城県大崎市岩出山字上川原北253番地
破産者　宍戸　邦浩
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和６年（フ）第１７０号**
秋田市千秋中島町14番３号
破産者　菅原　貴幸
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第５号**
秋田県大館市幸町13番17号
破産者　石戸仕出し店こと　石戸　　勇
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**令和６年（フ）第７９号**
山形市松波１丁目16番22―303号　ラ・カシェット、開始決定時の住所山形市北町２丁目４番７－４号
破産者　那須　宏一
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２０７号**
山形市あさひ町５番13―101号　レジデンスＴＯＭＯあさひ町13
破産者　佐藤　博幸
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２０９号**
山形県東根市神町北２－３－３　グリーンヒルズⅠ303号室、住民票上の住所山形市鈴川町１丁目１番14号
破産者　工藤　　典
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第４７号**
山形県鶴岡市神明町５番３号
破産者　嶋崎　涼太
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

**令和６年（フ）第３８号**
福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下29番１号メゾン桑折１号室、住民票上の前住所福島県会津若松市町北町大字藤室字達摩162番地の２
破産者　五十嵐カツエ
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和６年（フ）第９２号**
茨城県取手市白山２丁目23番16号
破産者　木島　重美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和６年（フ）第１４２号**
茨城県取手市駒場３丁目14番16―201号
破産者　大澤　　誠
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和６年（フ）第１４４号**
茨城県守谷市けやき台１丁目７番地２、前住所茨城県守谷市ひがし野２丁目１番地　ブランズシティ守谷2304号室
破産者　菊地　成美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和６年（フ）第１５８号**
茨城県牛久市下根町1056番地43、前住所茨城県土浦市神立東２丁目10番12号　レオパレスメゾン神立Ａ―105
破産者　篠崎　法子（旧姓立松・桑原）
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和４年（フ）第１３号**
群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1091番地
破産者　本家庵こと　田村　孝之
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**令和６年（フ）第１７８３号**
神奈川県茅ヶ崎市出口町７番71号
破産者　菊地雄一郎
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１４８号**
新潟県南魚沼市荒金188番地４
破産者　佐藤信之介
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和６年（フ）第１４６号**
富山県高岡市木津605番地１　グランディア南星105号、前住所富山県高岡市下黒田861番地
破産者　今川　篤美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**令和６年（フ）第１５４号**
富山県射水市三日曽根５―７、住民票上の住所富山県氷見市脇方383番地３
破産者　浅野　元美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**令和６年（フ）第２６５号**
静岡県伊東市宇佐美1807番地の10　２Ｆ
破産者　青木　聖人
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和６年（フ）第３７５号**
静岡県袋井市愛野東１丁目６番地の８　クオーリ602号室、前住所岐阜県可児市下恵土5437番地１　レオパレス　ラ　シェーヌ可児107
破産者　杉山　亮太
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和６年（フ）第５２２号**
兵庫県尼崎市常松２丁目14番51号
破産者　貸川　雅隆
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第６４２号**
兵庫県西宮市愛宕山12番13号エントピア203号、前住所神戸市兵庫区福原町32番10―203号
破産者　あかね家こと　立山　真介
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和５年（フ）第２８８号**
徳島県鳴門市大津町木津野字四丁野32番地６ヴィレッジ大津101
破産者　佐藤　　譲
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第１９６号**
三重県伊勢市藤里町１―72、旧住所徳島県徳島市万代町６丁目２番地の４　七福マンション201号室
破産者　増田航太朗
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２１３号**
徳島県板野郡北島町鯛浜字大西107番地３モーメント原ビル　３階
破産者　松下　陽司
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２７６号**
徳島県徳島市庄町５丁目81―122　ファミリア光陽台304号室、住民票上の住所徳島県阿波市吉野町柿原字北二条106番地１
破産者　中野隆太郎
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第１６８号**
愛媛県松山市日の出町６番５号
破産者　越水　神偉
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２４０号**
愛媛県松山市姫原３丁目７番12号　ブランノワール姫原102号
破産者　大塚　政喜
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第３２８号**
愛媛県松山市御幸２丁目８番16号
破産者　越智　星童
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２１９号**
高知市南宝永町17番６号　コーポラス宝永201号
破産者　今本　雄大
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**令和６年（フ）第２６４号**
高知市中万々12番地１　山博ビル302
破産者　山﨑　慎也
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**令和４年（フ）第８８号**
愛知県豊橋市広小路３丁目54番地１（204）、従前の住所神奈川県横浜市緑区北八朔町2021番地１　Ｎｏｒｔｈ―Ａ
破産者　髙橋　　哲
１　決定年月日　令和７年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和４年（フ）第５９号**
兵庫県美方郡香美町香住区若松26番地
破産者　上垣工務店こと　上垣　文人
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和６年（フ）第１２９号**
茨城県水戸市東原２丁目４―35、住民票上の住所茨城県水戸市東原２丁目２番８号
破産者　小林雄一郎
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**令和５年（フ）第１１号**
茨城県神栖市柳川3966番地　ヒルズ柳川アネックス211号室
破産者　水野　俊之
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

**令和６年（フ）第２８号**
静岡県裾野市御宿484―３、住民票上の住所長野県茅野市仲町５番22号
破産者　寺澤　　勉
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**令和６年（フ）第３１号**
静岡県裾野市御宿484―３、住民票上の住所長野県茅野市仲町５番22号
破産者　寺澤　洋一
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**令和５年（フ）第４７０号**
岡山市東区中尾822番地１
破産者　川原　陽子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和５年（フ）第１８１号**
山口県下関市幡生本町18番８―303号　アドバンス幡生
破産者　北村　淑朗
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和６年（フ）第２９号**
沖縄県沖縄市住吉２丁目27番８号　２Ｆ
破産者　座間味真人
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和６年（フ）第３１号**
北海道滝川市一の坂町西３丁目２番32―102号　ｓｕｎ一の坂
破産者　古川　　智
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**令和６年（フ）第１９１号**
函館市亀田本町９番14号
破産者　久保　忠幸
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**令和６年（フ）第１８３号**
北海道旭川市豊岡９条８丁目３番２号
破産者　丸尾　直樹
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第３１号**
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番６―406号、開始決定時の住所北海道紋別郡遠軽町南町３丁目４番地493
破産者　中嶋　　浩
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和６年（フ）第３３号**
秋田県鹿角市十和田大湯字上ノ湯26番地16
破産者　呑み処いろはこといろは犬舎こと　柴田　幹菜
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**令和６年（フ）第７号**
福島県喜多方市字北町2928番地
破産者　松崎　　繁
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和６年（フ）第１３０号**
群馬県前橋市問屋町２丁目15番地３　ラ・フロマージュ　401号
破産者　鹿野恵津子
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和５年（フ）第１６４０号**
静岡県伊東市富戸1301番地の70　ロイヤルヴュー川奈602号加藤幸子方、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台５丁目１番９号
破産者　高橋摩衣子
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第２６号**
静岡県磐田市池田216番地１
破産者　兼子　康雄
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和６年（フ）第５１号**
静岡県浜松市中央区領家３丁目８番８号　コーポ三美102、住民票上の住所静岡県浜松市中央区領家３丁目８番８号　コーポ三美
破産者　大場　睦美
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和５年（フ）第８５号**
滋賀県彦根市開出今町300番地
破産者　西村　和馬
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

**令和６年（フ）第４８７号**
京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町404番地　ライオンズマンション烏丸通　201号室
破産者　佐藤賢二郎
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和６年（フ）第２６０号**
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目28番13号
破産者　田村　竹志
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第１９９号**
愛媛県伊予郡砥部町高尾田120番地　フェリシードサリーチェ205号、開始決定時の住所愛媛県東温市松瀬川甲592番地128
破産者　白形　瑞希
1　決定年月日　令和７年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

## 免責許可決定

**令和６年（フ）第１０４９号**
千葉県浦安市当代島２丁目16番18―103号　ＣＡＳＡ・ＰＲＩＭＯ
破産者　三浦　智広
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１４２４号**
千葉県八千代市ゆりのき台２丁目11番地２　Ｄ―ｒｏｏｍゆりのき台101号室
破産者　大下　武義
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５５１号**
千葉県浦安市今川２丁目２番12―206号　イント21
破産者　滝沢　　立
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５９７号**
千葉市稲毛区宮野木町1075番地１　セリジェ105号
破産者　池谷　俊司
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６１０号**
千葉市中央区矢作町283番地４　ＣＯＣＯやはぎ403号
破産者　松元　啓倫
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第４２４号**
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＡ―102
破産者　砂川　和彰
1　決定年月日　令和７年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**令和６年（フ）第６３３号**
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区14棟207号、旧住所埼玉県川口市朝日２丁目１番５―605号　イニシア川口フィールズ
破産者　笠原　圭稀
1　決定年月日　令和７年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和６年（フ）第６６１号**
埼玉県三郷市早稲田３丁目29番地11
破産者　関谷　信彦
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和６年（フ）第６７５号**
埼玉県越谷市神明町２丁目366番地10　神明町シェアハウス
破産者　村田　勝治
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和６年（フ）第７１７号**
埼玉県三郷市彦成３丁目９番３－507号
破産者　永井　義昭
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和６年（フ）第３５７号**
埼玉県熊谷市万平町２丁目138番地
破産者　荻原真祐未（旧姓佐藤）
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和６年（フ）第３７９号**
埼玉県行田市大字下須戸1619番地１
破産者　尾崎　健二
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和６年（フ）第３８３号**
埼玉県比企郡小川町大字腰越40番地１
破産者　渡邉　　洋
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和６年（フ）第８３８号**
千葉県市原市君塚１丁目15番地14
破産者　宇田川とし子
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５１１号**
千葉市稲毛区千草台２丁目２番33棟303号
破産者　加藤岡友紀
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５７９号**
千葉市美浜区幸町２丁目13番15棟506号
破産者　加藤　涼子
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５９８号**
千葉市稲毛区轟町２丁目８番１棟1111号
破産者　血脇　和美
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６０１号**
千葉市中央区亥鼻３丁目５番11号　カーサＴＩＫＩ亥鼻105号
破産者　小村　大和
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６１７号**
千葉県船橋市丸山１丁目26番13号　成田ハイツ101号
破産者　前島　勇治
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６５９号**
千葉県船橋市市場４丁目２番６号　ニューハイツＢ－102号
破産者　奈良敏亜規
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７１８号**
千葉県習志野市泉町２丁目３番１－403号
破産者　石田　義浩
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７３９号**
千葉市若葉区加曽利町843番地　グリーンハイツ市原209号
破産者　荻島　伸浩
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７４８号**
千葉県船橋市坪井東４丁目10番12号
破産者　栗原さおり
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７９０号**
千葉県八千代市八千代台南３丁目24番20号　サンシティ88Ｄ－202
破産者　林　　一成
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７９２号**
千葉県習志野市津田沼６丁目７番39号　第２ひまわり荘Ｂ－１号
破産者　宮坂　年治
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７９８号**
千葉県市原市八幡2146番地14　うみがめホーム八幡２号館
破産者　長谷川　孝
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１８０２号**
千葉県市川市南八幡３丁目20番９－101号（コープカネマス）
破産者　岩崎　康一
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１８２３号**
千葉県習志野市新栄１丁目３番10－107号
破産者　島田　沙智
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１８３２号**
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区25棟306号
破産者　出口　　昇
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１８３８号**
千葉県船橋市本町３丁目４番１－102号
破産者　佐藤　綺音
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第２６３号**
千葉県四街道市大日871番地２（ＭＬＢ202）、開始決定時の住所千葉県四街道市小名木86番地22
破産者　小澤　優翔
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第３５０号**
千葉県四街道市みのり町７番地１（サニーホームズ102）
破産者　大村　正和
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第１５４号**
千葉県東金市下武射田2403番地２
破産者　椎名　保之
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**令和６年（フ）第３３７号**
愛知県一宮市新生４丁目３番21－203号　プレジデントモリス
破産者　大川　喬史
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和６年（フ）第３４５号**
愛知県丹羽郡大口町下小口２丁目59番地　ＭＡＩＳＯＮ　ＤＥ　ＦＬＥＵＲ303号、前住所愛知県清須市朝日弥生143番地１　バウハウス弥生143・205
破産者　久保田美月（旧姓堀江）
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和６年（フ）第３０号**
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2027番地１　ウィスタリアＡＳＯ102、旧住所熊本県阿蘇市一の宮町宮地4365番地１　エアリーガーデンＳＤＩ　101
破産者　北　麗香（旧姓井）
１　決定年月日　令和７年３月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

**令和６年（フ）第３１４号**
北海道旭川市神楽３条12丁目１番33号　グループホーム心笑　201号室、開始決定時の住所北海道旭川市神居３条10丁目２番14号　サンハイツ102号室
破産者　草野　敏勝
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第３９６号**
盛岡市大館町13番６号　ＧＢⅡ102号
破産者　佐々木康平
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和６年（フ）第９１号**
茨城県神栖市知手中央２丁目３番19号
破産者　安藤　勝博（旧姓兵頭）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

**令和６年（フ）第１８０９号**
埼玉県鴻巣市下忍3995番地13
破産者　西田　豊子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１８１０号**
埼玉県鴻巣市下忍3995番地13
破産者　大嶋　清高
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１８６４号**
さいたま市南区文蔵５丁目25番４号　彩都ハウス303
破産者　星野　厚喜
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１９００号**
さいたま市西区大字指扇533番地22
破産者　木内　康代
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１９４３号**
埼玉県上尾市上町１丁目１番13号　新宏ビル601
破産者　富永　悦子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１９６１号**
埼玉県川口市大字神戸661番地の12
破産者　大松八千代
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１９９２号**
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　大宮植竹住宅Ａ―204
破産者　尾形　由美
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第１９９９号**
さいたま市大宮区大成町２丁目206番地　207号
破産者　木村　隆
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第２０１５号**
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―15―504
破産者　郷内　智之
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第２０２５号**
埼玉県加須市南町６番１号、旧住所埼玉県加須市内田ケ谷653番地１
破産者　田代よし子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第２０２７号**
埼玉県上尾市仲町１丁目13番14号　グリーンハイツ202
破産者　川渕　竜也
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第２０３５号**
さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ507、旧住所埼玉県上尾市大字原市3586番地１　シャトルパート５―105
破産者　岩﨑　京美
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第２０６２号**
埼玉県久喜市久喜中央４丁目７番21号　吉田コーポ203
破産者　吉村　雄太
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和６年（フ）第７９５号**
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保23番地２　レオパレスカトレア202号室
破産者　南　美吉
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第８０４号**
埼玉県所沢市大字下安松940番地の８
破産者　齋藤　広美
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第８２６号**
埼玉県飯能市大字中藤下郷23番地233、前住所埼玉県日高市武蔵台７丁目18番地５
破産者　深山　龍彦
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和４年（フ）第８４９号**
千葉市花見川区大日町1492番地２　一倫荘、開始決定時の住所千葉市稲毛区小仲台６丁目27番８号
破産者　海寶　國松
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第５２０号**
千葉市中央区祐光４丁目26番３号　タイセイハイツ201号、申立時の住所千葉市中央区院内２丁目８番４号　院内ハイツ１―Ｄ号
破産者　下津　誠浩
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１３７３号**
千葉市美浜区高洲３―15―８―303
破産者　柿崎　将志
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１４５７号**
千葉県習志野市東習志野８丁目21番24―202号
破産者　高橋　孝徳
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１４７８号**
千葉県船橋市北本町２丁目52番３号　ネストヒバリ202号
破産者　藤田　正信
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５００号**
千葉市花見川区幕張町３丁目862番地
破産者　大池　友眞
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１５４３号**
千葉県船橋市三山１丁目38番10号
破産者　濱田　龍司
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６２０号**
千葉県市川市広尾１丁目４番18―207号（アーバンコート南行徳Ⅱ）
破産者　長谷川秀彦
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６４９号**
千葉市若葉区千城台北２丁目19番７棟201号
破産者　立田　勇木
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６６５号**
千葉県船橋市二和東６丁目10番16号　ＪＡＨＡＮ・ＭＡＮＳＩＯＮ―202号
破産者　高木　　剛
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６７８号**
千葉市緑区あすみが丘２丁目20番地12　パルテールⅣ101号
破産者　川島　潤平
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６７９号**
千葉市緑区あすみが丘２丁目20番地12　パルテールⅣ101号
破産者　川島　真実
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１６９１号**
千葉県八千代市八千代台東１丁目７番12号瀬尾荘202号
破産者　川村　祐史
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７０８号**
千葉市若葉区千城台東３丁目17番６棟401号
破産者　田中光太郎
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７２８号**
千葉県船橋市東中山２丁目４番37―201号
破産者　岸灘　海斗
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７３８号**
千葉市若葉区西都賀３丁目11番８―305号
破産者　日暮　尚弥（旧姓真田・小林）
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７４０号**
千葉県習志野市実籾４丁目18番２号
破産者　関　　理史
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７４１号**
千葉県船橋市習志野台８丁目11番23号　マルシン習志野台305号
破産者　大西　航平
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７６１号**
千葉市花見川区幕張町４―770―41ヒューベリオン101、住民票上の住所千葉市花見川区柏井４丁目９番５号
破産者　保立　直輝
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７６２号**
千葉市若葉区桜木３丁目16番12号　ＮＯＡＲＫ桜木３丁目102号
破産者　坂巻　裕人
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７７３号**
千葉市中央区村田町403番地　緑幸ハイツＤ号
破産者　川畑　　桜
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７８３号**
千葉県市川市欠真間２丁目29番24―402号（プレステージ横田）
破産者　関　　勝美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７８４号**
千葉県船橋市南三咲４丁目17番４号　司ハイツＮｏ．２―201号
破産者　二宮　由美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７８５号**
千葉市稲毛区轟町２丁目８番１棟205号
破産者　安武　賢一
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第１７９９号**
千葉市美浜区真砂５丁目22番２棟106号、前住所千葉市花見川区幕張本郷２丁目14番20―103号
破産者　廣田　英郎
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和６年（フ）第３６８号**
千葉県八街市山田台101番地
破産者　小林　直人
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和４年（フ）第６８４１号**
宮城県仙台市太白区柳生２丁目24―４―103、開始決定上の住所東京都世田谷区千歳台４丁目19―20―402
破産者　嶋谷　郁子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和５年（フ）第２３９３号**
東京都狛江市猪方４丁目５―２―201
破産者　渡邊　直樹
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和５年（フ）第２７２１号**
東京都調布市国領町５丁目29―33　パルテール２Ｆ
破産者　黒木　美穂
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和５年（フ）第３８６１号**
東京都豊島区西巣鴨２丁目３―６　ティアラＡＳ　203号
破産者　坂本　清和
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和５年（フ）第５３１２号**
神奈川県藤沢市亀井野1085―22
破産者　高柳　博司
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和５年（フ）第５８５８号**
東京都墨田区江東橋４丁目21－６－314
破産者　橋本　結城
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和５年（フ）第８２８２号**
東京都板橋区四葉１丁目16番５号
破産者　吉田　考希
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第４６号**
東京都大田区池上３丁目39－７　ロッソ池上Ｂ　104、開始決定時の住所東京都大田区南馬込２丁目17－２－201
破産者　大竹　洋一
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第１４９１号**
茨城県つくば市春日２丁目22－20－107、開始決定時の住所東京都足立区中川４丁目12－６－203
破産者　長嶋　右京
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第１５０５号**
東京都小平市小川町１丁目485
破産者　田中　美佳
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第１８２３号**
東京都千代田区四番町８－６－1103
破産者　木村　庄吾
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第２１５５号**
東京都台東区三ノ輪２丁目15－９－805
破産者　本間　拓巳
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第２２４２号**
東京都大田区東蒲田１丁目22－13
破産者　平林恵美子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第３２７２号**
東京都板橋区大谷口北町２－３
破産者　加藤　拓
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第３２８６号**
東京都練馬区豊玉北１丁目２－５　フェリスマシェリＢ棟　201
破産者　宮本　正樹
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第３３００号**
東京都中野区新井１丁目38－３－1103
破産者　長谷川量平
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第３３９８号**
東京都大田区大森北４丁目４－11－201
破産者　宗　鷹彦
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第３６６６号**
東京都練馬区谷原６丁目５－22
破産者　朝川　理恵
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第３９２７号**
東京都世田谷区船橋７丁目14－９－106
破産者　吉井　容子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第４２１２号**
東京都練馬区小竹町１丁目39－２－103、開始決定時の住所大阪府大阪市天王寺区上汐３丁目２－19－302
破産者　陣之内将成
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第４３２８号**
東京都大田区東嶺町９－５
破産者　山川みづえ
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第４７３８号**
東京都渋谷区本町２丁目41－７－101、開始決定時の住所東京都渋谷区笹塚２丁目30－９－304
破産者　渡部　郁夫
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第５５１９号**
東京都新宿区富久町40－15－302
破産者　渡辺　柊果
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第５５５２号**
東京都江東区亀戸３丁目60－15－203
破産者　松井　涼
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第５６２６号**
神奈川県横浜市磯子区岡村５丁目22－６－101
破産者　石田　達也
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第５７５７号**
東京都立川市高松町２丁目26－30－102
破産者　後藤　結愛（開始決定時の姓佐藤）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第５８０３号**
東京都三鷹市新川２丁目１－32－204
破産者　廣田　一郎
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第５９３２号**
東京都板橋区熊野町16－１－802
破産者　森本　将
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６００２号**
東京都大田区大森北５丁目10－15　ＴＳビル３Ｆ
破産者　武田　茂広
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６１８９号**
東京都足立区西新井本町５丁目10－６－104
破産者　田中　龍太
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６１９２号**
東京都中央区日本橋人形町３丁目１－10－805
破産者　鈴木　良平
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６６５８号**
東京都江東区高橋８－９　藤倉方401
破産者　山邊　泰郎
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６６６２号**
東京都板橋区三園１丁目44―４―402
破産者　須藤　博之
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６７１８号**
東京都足立区花畑８丁目５―16―202
破産者　吉田　幸一
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６７８５号**
東京都江東区南砂５丁目13―14　滝清㈱砂町寮
破産者　神原　孝夫
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６８５０号**
埼玉県狭山市祇園６―４―301
破産者　工藤　　充
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６９１０号**
東京都世田谷区砧２丁目19―３―204
破産者　佐川　弘宜
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７０２５号**
千葉県船橋市前原東３―35―９
破産者　後藤　昌弘
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７０２６号**
千葉県船橋市前原東３丁目35―９
破産者　後藤　桂子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７３４７号**
東京都渋谷区円山町９―５―302
破産者　小池　陽介
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７５０７号**
東京都武蔵野市中町１丁目25―７―202
破産者　松中　清高
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７６７０号**
岡山県津山市上河原177―３　ノース・シャトービレッジＡ　103号
破産者　前原　共和
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７７０３号**
東京都大田区萩中１丁目５―20―102
破産者　佐藤　翔平
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７７１５号**
東京都大田区千鳥３丁目22―３―503、開始決定時の住所東京都大田区山王２丁目12―８―801
破産者　上野　廣幸
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７７７５号**
東京都葛飾区金町３丁目19―１―302
破産者　森　　麻美（旧姓堀川）
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７８６６号**
東京都墨田区向島３丁目20―１―102
破産者　井上佳奈こと　池　　佳奈
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７８８３号**
東京都江東区清澄３丁目１―14―801
破産者　石山　　圭
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９１０号**
東京都葛飾区白鳥４丁目17―24　フォレストタウンＥ―１
破産者　鳥居　一則
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９１３号**
東京都江戸川区一之江２丁目２―２　プレステージＩ204
破産者　岩岡　寿衞
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９３５号**
東京都練馬区貫井４丁目３―18―202
破産者　本橋　三郎
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９３７号**
東京都杉並区南荻窪１―21―17―204、住民票上の住所新潟県三条市横町２丁目９―39
破産者　田齋　政博
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９４０号**
東京都大田区西六郷３丁目５―７　ひので荘３号
破産者　泉　　康洋
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９４７号**
東京都江東区豊洲４丁目５―７―411
破産者　玉城　冴子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９６３号**
東京都足立区柳原１―16―５、住民票上の住所東京都新宿区住吉町４―１―615
破産者　皆川晃一郎
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９６４号**
東京都豊島区南大塚１丁目31―10―303
破産者　岡本　耕一
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９６７号**
東京都渋谷区西原３丁目20―11―104
破産者　平野　美幸
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９７５号**
東京都世田谷区粕谷１丁目17―17　タナック芦花Ⅱ106
破産者　石井　麗美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７９７６号**
東京都足立区保塚町14―８―302
破産者　遠藤佑一郎（旧姓本多）
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８０１４号**
東京都世田谷区上馬１丁目32―19―602
破産者　瀬戸川真菜
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８０６１号**
東京都足立区青井２丁目17―14―203
破産者　海老原晴美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８０８３号**
東京都北区浮間１丁目５－６－208
破産者　佐々木琢磨
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８０９６号**
東京都品川区西大井６丁目４－12－202
破産者　亀井　恭介
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１１６号**
東京都港区芝大門２丁目８－15－501
破産者　鶴野ひとみ
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１１８号**
東京都渋谷区広尾５－７－１－1105、住民票上の住所東京都大田区下丸子２丁目12－15－310
破産者　濱田　良太
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１２２号**
東京都北区昭和町２丁目９－13－208
破産者　林　真由美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１２５号**
東京都北区滝野川３丁目30－８
破産者　増野　安邦
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１３１号**
千葉県流山市南流山10丁目26－６－105
破産者　杉山　美紅
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１３５号**
東京都八王子市子安町１丁目34－６　マリオン八王子Ⅲ　205
破産者　田鶴原麻衣
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１４０号**
東京都大田区矢口３丁目４－12－204
破産者　太田　　翼
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１４９号**
東京都板橋区高島平９丁目14－14－101
破産者　廣崎　政信
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１５３号**
東京都足立区本木２丁目６－８　サンライズコーポＢ　202
破産者　西山　悠莉（旧姓後藤）
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１５６号**
東京都大田区本羽田１丁目18－９　クリエールキクチＢ302
破産者　蓮沼　貴志
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１６５号**
東京都江戸川区松本１丁目21－14－101
破産者　丸山　　神
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１６７号**
東京都葛飾区高砂３丁目16－12－103
破産者　後藤　英喜
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８１７８号**
東京都江戸川区西葛西６丁目16－16－1301
破産者　細勢　恭平
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２０２号**
東京都足立区南花畑５丁目17－６－302
破産者　坂田　博文
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２０７号**
東京都足立区北加平町９－４－101
破産者　紫藤　早彩
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２０８号**
東京都江戸川区南葛西４丁目18－12－401
破産者　飯泉　優花
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２１１号**
東京都練馬区羽沢３丁目35－８－105
破産者　山市修一郎
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２１４号**
東京都足立区竹の塚６丁目18－２－308
破産者　石田よし子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２１５号**
東京都足立区竹の塚６丁目18－２－308
破産者　石田多恵子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２３２号**
東京都北区豊島２丁目２－９－301
破産者　太田　博子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２３８号**
東京都板橋区宮本町57－７－101
破産者　蓼沼　　稔
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２３９号**
東京都渋谷区笹塚２丁目42－９－506
破産者　鈴木　拓実
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２４４号**
東京都練馬区高野台５丁目16－７　サンライズ５番館102
破産者　小柳　光夫
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２６８号**
東京都荒川区東尾久１丁目24－９
破産者　西村　友宏
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８２７１号**
東京都江戸川区南葛西６丁目20－13－104
破産者　中野　陽子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３１１号**
東京都江戸川区篠崎町３丁目31－18－103
破産者　石川　敬洋
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３１２号**
東京都練馬区田柄１丁目17－15－201
破産者　大内　一明
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

△

○

**令和６年（フ）第８３１３号**
東京都練馬区豊玉上２丁目３－16－206
破産者　手塚　真由
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３１４号**
東京都練馬区土支田４丁目43－10
破産者　猪野　尚子（旧姓山中）
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３２３号**
東京都府中市白糸台６丁目２－17　たちばなの園白糸台、開始決定時の住所東京都世田谷区船橋６丁目７－１－116
破産者　石黒　　戌
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３４０号**
東京都板橋区南常盤台２丁目４－15－202
破産者　佐藤　智哉
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３４１号**
東京都江戸川区中葛西２丁目１－４－305
破産者　松下　沙織
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３４２号**
東京都荒川区東尾久２丁目48－10－202
破産者　柳澤美香子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３４３号**
東京都葛飾区東新小岩６丁目21－１－602　トミンハイム東新小岩六丁目
破産者　山﨑　　信
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３４５号**
東京都江東区大島４丁目１－１－1011
破産者　佐藤　惠子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３４９号**
東京都板橋区南常盤台１丁目15－３－302
破産者　河原木智子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３５４号**
東京都大田区仲六郷１丁目28－９
破産者　芝岡太一朗
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３５５号**
東京都調布市西つつじケ丘１丁目４－31－201
破産者　荻野　貴史
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３７５号**
東京都世田谷区上北沢１丁目32－４－208
破産者　本田　　新
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３８７号**
東京都荒川区荒川３丁目71－１
破産者　佐々木隆宏
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３８８号**
東京都杉並区高円寺南２丁目43－12
破産者　相馬　綾香
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

○

**令和６年（フ）第８３８９号**
東京都練馬区下石神井２丁目26－６　ＴＯＫＹＯ　β　上井草２　202
破産者　篠原　　彩
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３９０号**
東京都足立区西新井１丁目19－５－202
破産者　長谷川則明
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３９１号**
東京都江戸川区南篠崎町５丁目７－５－407
破産者　齋藤　絵理
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８３９５号**
東京都練馬区石神井町７丁目23－９－201
破産者　宮島　秀幸
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４０３号**
東京都江戸川区南葛西５丁目７－18　メゾン南葛西
破産者　鈴木いつ子（旧姓戸田）
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４０４号**
東京都足立区大谷田１丁目１－７－1004
破産者　中山　俊一
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４０５号**
東京都杉並区方南１丁目48－15－206
破産者　吉本　佳子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４１１号**
東京都台東区清川２丁目22－３－708
破産者　笹塚マリ子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４１２号**
東京都江戸川区南葛西５丁目７－18　メゾン南葛西
破産者　高橋　幸子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４１４号**
東京都江戸川区東葛西４丁目21－12
破産者　伊藤　友里
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４１５号**
東京都台東区西浅草３丁目２－７－404
破産者　後藤　昌春
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４１６号**
東京都板橋区成増３丁目50－１－101
破産者　丹羽　明美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４２３号**
東京都中央区八丁堀４丁目13－14－604
破産者　武藤　健司
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４３４号**
東京都江東区東雲２丁目４－３－808
破産者　齋藤　一平
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４３５号**
東京都江戸川区南篠崎町５丁目12―２―230
破産者　川田　　修
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４４１号**
神奈川県横浜市港南区芹が谷１丁目５―19
破産者　長谷川悠人
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４４３号**
東京都北区赤羽北２丁目23―５―304
破産者　新城　　耀
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４４８号**
東京都江戸川区篠崎町１丁目15―３
破産者　草薙　みわ
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４５１号**
東京都大田区本羽田１丁目32―６―201
破産者　奈良田　智
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４５４号**
東京都世田谷区野沢３丁目５―２―203
破産者　藤田　昂平
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４５５号**
東京都足立区大谷田３丁目15―７―302
破産者　宇田川裕一郎
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４５６号**
東京都葛飾区新小岩３丁目28―３　第２志水荘２号室
破産者　吉田　直哉
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４６７号**
東京都足立区新田３丁目35―20―204
破産者　山下　大介
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４６８号**
東京都新宿区北新宿２丁目８―４―403
破産者　尾川　弘行
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７０号**
東京都大田区中馬込３丁目16―５―201
破産者　中頭　裕幸
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７１号**
東京都江戸川区東葛西６丁目15―２―508
破産者　小林　賢一
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７２号**
東京都江戸川区西小岩３丁目９―11―202
破産者　鈴木　新人
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７３号**
東京都北区豊島４丁目５―５―101
破産者　瀧澤　智子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７４号**
東京都江東区千石２丁目３―６―403
破産者　小松美佐子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７５号**
東京都北区豊島３丁目15―２―102
破産者　鈴木　　挙
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７６号**
東京都大田区大森西１丁目８―６　大田区立おおもり園205
破産者　小嶋　茂利
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７７号**
東京都練馬区谷原２丁目５―14―202
破産者　牧多　直美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４７８号**
東京都杉並区井草５丁目10―29　コーポニッコー１階、住民票上の住所東京都杉並区井草５丁目10―29　コーポニッコー
破産者　三谷　裕美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４８１号**
東京都足立区梅田８丁目１―12―204
破産者　野木　尚行
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４８２号**
東京都足立区青井５丁目14―４―101
破産者　力石　　柊
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４８３号**
東京都世田谷区桜３丁目25―25　第一白金荘203
破産者　長瀬　歩美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４８４号**
東京都江東区東陽５丁目31―29―604
破産者　森本　愛子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４８５号**
東京都荒川区西尾久２丁目34―14―202
破産者　石屋　美穂
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４８８号**
東京都目黒区八雲２丁目８―16
破産者　水永　康貴
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４８９号**
東京都品川区八潮５丁目５―22―610、開始決定時の住所東京都港区芝４丁目18―４―407
破産者　大崎　利高
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４９４号**
東京都青梅市新町３―57―９―308、住民票上の住所兵庫県神戸市西区桜が丘東町１丁目９―８
破産者　松原　誉典
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４９５号**
東京都世田谷区上祖師谷３丁目19―22
破産者　橋本　　良
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８４９６号**
東京都世田谷区上祖師谷３丁目19―22
破産者　橋本香寿美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５０８号**
東京都大田区西蒲田４丁目26―13―103
破産者　吉森　唯之
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５０９号**
東京都墨田区文花１丁目26―29―203
破産者　大塚　綾子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５１５号**
東京都日野市万願寺３丁目48―４―301
破産者　菅原　芳之
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５１９号**
東京都江戸川区南小岩１丁目11―４―202
破産者　依田　恭典
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５２３号**
東京都中野区弥生町２丁目18―８―403
破産者　宮川　恭輔
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５２４号**
東京都足立区梅田５丁目13―20―402、開始決定時の住所東京都北区赤羽１丁目46―４―302
破産者　高橋　妙子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５２５号**
東京都港区白金台５丁目20―５　白金の森
破産者　米山　玉雪
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５２７号**
東京都中野区中央４丁目34―７―202
破産者　松葉　大樹
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５３６号**
東京都板橋区熊野町34―９―1402
破産者　小島　美加
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５５４号**
東京都江戸川区篠崎町７丁目18―11　エクセル２　201
破産者　小谷　真生
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５５６号**
東京都豊島区西池袋２丁目25―17―201
破産者　古谷　真弓
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５５８号**
東京都新宿区百人町４丁目４―16―1302
破産者　小林　実
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５６１号**
東京都品川区西五反田８丁目11―15―1306
破産者　鶴巻　晴美
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５６３号**
東京都足立区千住東１丁目22―５―201
破産者　飯嶋健太朗
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５６５号**
東京都八王子市散田町１丁目１―Ｂ―305
破産者　松本　義達
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５７０号**
東京都江戸川区西小岩１丁目６―８
破産者　松平　豊
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５７５号**
東京都品川区中延６丁目６―20―202
破産者　光吉　涼汰
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５７６号**
東京都大田区中馬込１丁目15―23―105
破産者　村山　清一
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５８９号**
東京都杉並区高井戸西１丁目31―３―403
破産者　吉田三枝子
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５９２号**
東京都江戸川区江戸川２丁目38―16　コーポマンダリンＡ―102
破産者　前澤　清七
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５９３号**
東京都中野区江古田２丁目４―14―105
破産者　柴田　清
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５９４号**
東京都江東区東砂５丁目10―16
破産者　和田　拓也
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５９５号**
東京都世田谷区桜丘３丁目23―11―103
破産者　高橋　均
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８５９９号**
東京都渋谷区広尾５丁目７―２―308
破産者　宮本しのぶ
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８６００号**
神奈川県川崎市高津区久本３丁目７―３―411
破産者　山口　恭広
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８６２１号**
東京都江戸川区春江町３丁目44―14―202
破産者　鈴木　七海
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第８６３８号**
東京都江戸川区西小松川町24―13―303
破産者　宇田川隆幸
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第２７６４号**
愛知県清須市西枇杷島町城並２丁目15番地10アベニュー城並203、従前の住所名古屋市西区那古野１丁目17番24号　オープンレジデンシア名駅那古野502号
破産者　吉田　友真
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２７７８号**
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘Ｔ－６棟304号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号笹島寮
破産者　吉田　紀子（旧姓奈須）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２７９５号**
愛知県東海市名和町二番割中11番地の１
破産者　長谷川浩二
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２８２７号**
愛知県あま市木田猪ノ木65番地
破産者　服部　雅昭
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２８３４号**
名古屋市南区松城町３丁目68番地の１　セカンドクロス102号
破産者　武田　祐貴
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２８４４号**
名古屋市名東区猪子石２丁目406番地　グリーンヒルズ猪子石Ｂ棟213号
破産者　渡邉　洋介
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２８７３号**
愛知県愛西市内佐屋町佐屋河原46番地２
破産者　名畑　朋代
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２８８３号**
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地　15―407
破産者　津代　秀成
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２８９０号**
愛知県春日井市中央台７丁目11番地15
破産者　渡辺　和人
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２９０１号**
名古屋市緑区鳴海町字中汐田215番地の２第５菊屋ビル３Ｄ号
破産者　髙木　真弓
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２９１５号**
愛知県知多市日長字中石根48番地　Ｂ―101
破産者　久保田誠一
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第２９２７号**
名古屋市瑞穂区大喜町４丁目７番地の２
破産者　坂倉　桃佳
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和６年（フ）第３５３号**
愛知県一宮市大和町毛受字西屋敷122番地
破産者　羽太美枝子こと　李　美枝子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和６年（フ）第３２５号**
愛知県豊川市御油町八面前８番地の１　エルディム雅203号
破産者　仲田　永
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和６年（フ）第４５８号**
神戸市兵庫区下沢通８丁目４番４―708号
破産者　三木冨美子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第６４７号**
神戸市北区花山東町２番20―501号
破産者　野村　道治
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９０１号**
神戸市長田区浜添通３丁目４番10号　白鷹真野マンション407号、従前の住所神戸市長田区苅藻通２丁目５番３－１号　エミール　カルモ101号
破産者　笹谷　捺美（旧姓、破産開始決定時の姓米田）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９１７号**
神戸市兵庫区上沢通４丁目１番１―502号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町１丁目２番９号　ＫＹマンション会下山101
破産者　岡部亜希子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９３０号**
神戸市長田区高東町１丁目６番12号　Ｃａｓａｄｅ高東町203号、従前の住所兵庫県姫路市香寺町香呂399番地１　エスペランサ香寺206
破産者　北村　祐子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９３４号**
神戸市垂水区塩屋町４丁目22番９号　塩屋グリーンハイツＡ―101号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡５丁目167番地　パルクフォンテーヌ102号
破産者　鵜鷹　輝美
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９４３号**
神戸市中央区上筒井通２丁目３番５―406号
破産者　仲井　貴志
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９５５号**
神戸市垂水区塩屋町４丁目22番９号　塩屋グリーンハイツＡ―101号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡５丁目167番地　パルクフォンテーヌ102号
破産者　鵜鷹　陽一
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９７８号**
神戸市中央区御幸通３丁目２番４―427号、破産申立時の住所神戸市中央区御幸通３丁目２番４―408号
破産者　森下　和美
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９８３号**
神戸市東灘区深江南町１丁目17番２―704号
破産者　田中　公男
成年後見人　榎本　一三
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第９８７号**
神戸市中央区南本町通４丁目４番１―301号
破産者　守田　志織
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１００４号**
神戸市灘区福住通１丁目１番４号　202号室
破産者　西　　弘幸
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０１０号**
神戸市北区緑町８丁目９番４―101号
破産者　高本　雅令
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０１９号**
神戸市東灘区青木２丁目７番８－２号　ＯＨＧＩソラノマ23号
破産者　梶尾　　翔
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０２９号**
神戸市兵庫区御崎本町３丁目３番29―315号、従前の住所神戸市中央区国香通５丁目１番29―602号
破産者　山下　英二
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０３３号**
神戸市垂水区狩口台１丁目５番406号
破産者　日裏　幸子（旧姓魚住）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０４３号**
兵庫県三木市別所町近藤13番地の21
破産者　藤村健太郎
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０６６号**
神戸市垂水区美山台３丁目16番11号
破産者　草野奈央美
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０７０号**
神戸市北区鈴蘭台南町１丁目２番８号　セジュール鈴蘭台103号、従前の住所神戸市北区西大池２丁目21番２号
破産者　岡田　早苗
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０７７号**
神戸市東灘区魚崎南町２丁目３番１―110号
破産者　平池　年子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０８２号**
神戸市東灘区渦森台２丁目９番102号
破産者　中谷　伸也
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１０９２号**
神戸市兵庫区大開通５丁目２番27号　エクセルウィンＤ705、従前の住所神戸市長田区大橋町１丁目１番24―503号
破産者　三國　裕太
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１１０９号**
神戸市垂水区神陵台６丁目２番12―616号
破産者　西神戸現像所こと　宇那木　毅
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１１１０号**
神戸市垂水区神陵台６丁目２番12―616号
破産者　宇那木宣子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１１２０号**
神戸市兵庫区荒田町３丁目52番10号　コーポヤマモト１号室
破産者　山本　一生
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１１２７号**
神戸市長田区菅原通５丁目43番地の５　エクセル菅原1102号
破産者　角田　辰也
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第１１３５号**
神戸市垂水区神陵台６丁目２番６―107号
破産者　山下　　徹
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和６年（フ）第６５９号**
兵庫県尼崎市杭瀬北新町２丁目10番15号
破産者　星加　亜弓
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和６年（フ）第５３号**
兵庫県淡路市志筑1762番地２　タカラハイツ西谷２階、従前の住所兵庫県洲本市物部１丁目15番61号
破産者　竹谷　里美（旧姓髙鍋）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和６年（フ）第５５号**
兵庫県淡路市浦643番地中山ハイツ202
破産者　松田　美紀
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和６年（フ）第３３号**
島根県浜田市内村町567番地、住民票上の住所島根県浜田市国分町1981番地311
破産者　野尻　行雄
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

**令和６年（フ）第８９５号**
広島市西区己斐大迫２丁目５番14号
破産者　塚元　浩枝
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第９１４号**
広島市安佐南区西原３丁目１番11―503号、開始決定時の住所広島市安佐南区八木４丁目39番４―205号
破産者　佐々木真那也
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第９６０号**
広島市西区三篠町１丁目７番４―304号
破産者　大河内舞子（旧姓園田・高松）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第９６９号**
広島市安佐北区安佐町大字久地177番地63
破産者　酉川　　彩
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０２３号**
広島市安佐南区八木３丁目８番30号
破産者　松本　光政
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０３４号**
広島市西区天満町18番13―301号
破産者　有馬　秀樹
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０３９号**
広島県安芸郡府中町青崎東10番13―１号
破産者　今熊　美恵
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０５０号**
広島市西区南観音５丁目14番30号　６号棟
破産者　柳本佳代子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０５１号**
広島市西区南観音５丁目14番30号　６号棟
破産者　柳本　勝枝
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０６３号**
広島市安佐北区可部南２丁目７番３―301号
破産者　三角　和裕
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０６６号**
広島市東区戸坂千足１丁目９番１―104号
破産者　三枡　陵賀
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０７４号**
広島市西区己斐大迫１丁目６番１―202号
破産者　宮崎　優香（旧姓上川）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０７８号**
広島市佐伯区石内北３丁目18番11号
破産者　山崎　敬子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０８０号**
広島市南区宇品海岸１丁目９番12―502号
破産者　南　　歩花
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１０９２号**
広島市中区上幟町２番36―705号　Ｓ・ウィングビル
破産者　礒根　和也
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１１０６号**
広島県安芸郡坂町横浜中央１丁目５番28号
破産者　西屋　信行
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１１１８号**
広島市西区草津本町19番16号
破産者　管野　詩織
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１１３０号**
広島市南区東雲本町１丁目16番29―101号
破産者　渡里　行宏（旧姓有田）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１１５５号**
広島市中区住吉町12番５―202号
破産者　井上　晶子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１１７９号**
広島市西区南観音７丁目３番26―304号　第１斉藤ビル２号館
破産者　黒岡　美穂
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第１１８９号**
広島市佐伯区利松１丁目24番８―302号
破産者　内藤　　武（旧姓岩坪）
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和６年（フ）第８７号**
愛媛県西条市古川甲400番地１
破産者　元下善裕こと　裘　　善裕
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

**令和６年（フ）第８４号**
福岡県大牟田市大字久福木459番地１　中嶋ビル　201号
破産者　奥苑眞紀子
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

**令和６年（フ）第１７７号**
鹿児島県いちき串木野市平江18606番地１
破産者　竹中　太一
１　決定年月日　令和７年３月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和６年（フ）第４６８号**
函館市上湯川町29番５―238号　市営湯川団地、住民票上の住所函館市川汲町923番地
破産者　嵐田　久男
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**令和６年（フ）第４７６号**
函館市昭和４丁目58番８号
破産者　大澗　佳恵（旧姓猪狩）
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**令和６年（フ）第４７７号**
札幌市手稲区星置３条１丁目９番９―302号
破産者　石田　郁子
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**令和６年（フ）第４７８号**
函館市的場町14番１号　ピアポート的場
破産者　塚本　英介
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**令和６年（フ）第２９７号**
北海道旭川市永山北１条11丁目43番地の45
破産者　佐藤二三代
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２３２号**
釧路市星が浦北３丁目２番35号　ドミール102号室
破産者　本田　　龍
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２３３号**
釧路市貝塚２丁目12番３号　シャルム貝塚207号室
破産者　佐々木　純
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２３８号**
釧路市桜ケ岡７丁目23番７号、前住所釧路市桜ケ岡７丁目７番３号
破産者　長崎　秀則
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第２１２号**
北海道帯広市西17条南６丁目１番地　若葉団地２号棟210号
破産者　平尾　良二
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和６年（フ）第３３０号**
青森市千富町１丁目16番１号　シティハイムソファレ千富102号、旧住所青森市千富町１丁目11番５号　レジデンス千富201号
破産者　志村　　巧
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**令和６年（フ）第９６号**
青森県五所川原市十三羽黒崎133番地19
破産者　秋田谷貴則
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和６年（フ）第１０２号**
青森県五所川原市字一ツ谷508番地２　ミリオンハイツ202号
破産者　佐野　翔子
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和６年（フ）第１０３号**
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊66番地５
破産者　楠美富美子
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**令和６年（フ）第３５０号**
盛岡市西仙北２丁目17番８号
破産者　鈴木　雅春
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和６年（フ）第３５３号**
盛岡市西青山３丁目４番36号
破産者　服部　達彦
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和７年（フ）第１号**
岩手県宮古市中里団地３番405号　市営住宅
破産者　前川　　渚
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

**令和６年（フ）第２４２号**
山形県天童市駅西２丁目２番30―213号　県営天童駅西アパート２号棟
破産者　富樫　尚美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**令和６年（フ）第４９号**
山形県鶴岡市道形町16番２号　ブラッサムガーデンⅡ101号室
破産者　佐藤　嘉昭
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

**令和６年（フ）第５０号**
栃木県那須塩原市二つ室15番地３　瀬尾貸家４号、前住所栃木県那須塩原市新南163番地732
破産者　高田　仁史
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和６年（フ）第５２号**
栃木県那須郡那須町大字伊王野288番地４、前住所神奈川県横浜市旭区さちが丘189番地１　ブリリアントさちが丘201
破産者　髙橋　朝男
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和６年（フ）第５７号**
栃木県那須塩原市東三島５丁目90番地５　ハイツやぎしたＡ―201号
破産者　薄井　健二
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和６年（フ）第５８号**
栃木県那須塩原市高柳339番地５　パインバレイＥ―102号
破産者　後藤　一美（旧姓室井）
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和６年（フ）第６０号**
栃木県大田原市中田原621番地２
破産者　川島　一男
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和６年（フ）第３２０号**
群馬県渋川市金井2758番地12　中沢アパート
破産者　須田　昌和
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和６年（フ）第３６２号**
群馬県前橋市六供町１丁目44番地３
破産者　松村　　忍
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和６年（フ）第３７０号**
群馬県前橋市鳥羽町806番地17
破産者　稲船　愛華
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和６年（フ）第７９１号**
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地（21―206）
破産者　大久保　勝
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第７９２号**
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地（21―206）
破産者　大久保敬子
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第８５２号**
埼玉県所沢市中新井２丁目459番地の１　サニーライフ２―102
破産者　山内　　徹
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第８５７号**
埼玉県入間市大字野田344番地１　メゾン元加治302
破産者　石川　裕規
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第８６７号**
埼玉県入間郡毛呂山町平山１丁目41番地１あすなろ毛呂山、前住所埼玉県東松山市大字松山1684番地11　市営向台住宅１―905
破産者　尾島千代枝
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**令和６年（フ）第３６１号**
千葉県成田市大袋255番地35（アインズコート成田404）
破産者　佐々木真紀
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和６年（フ）第２３号**
千葉県銚子市松岸町２丁目188番地の６
破産者　神原興一郎
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１７７号**
千葉県銚子市栄町３丁目1581番地の１　レオパレス栄　Ａ203
破産者　宮澤　直也
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１７９号**
千葉県匝瑳市椿1462番地11
破産者　椎名　美咲
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１８０号**
千葉県山武郡横芝光町宮川6593番地１　カンズ・ボヌール305
破産者　進藤　裕介
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第１８３号**
千葉県大網白里市大網201番地３
破産者　土屋　秀美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和６年（フ）第６９０８号**
東京都板橋区徳丸２丁目14―14　千代田コーポ２号室
破産者　市川　　聡（旧姓高島）
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第６９０９号**
東京都板橋区徳丸２丁目14―14　千代田コーポ２号室
破産者　市川　葉月
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７１６８号**
東京都墨田区吾妻橋１丁目２－８－203
破産者　松原　勇次
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第７２８６号**
東京都新宿区西落合４丁目22―14―202
破産者　古河　美佐
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（フ）第１９１９号**
東京都清瀬市竹丘１丁目５番５－108号
破産者　菊谷　　徹
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第２０３０号**
東京都日野市程久保２丁目12番地の20三葉ハイム102
破産者　斑目　雄一
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第２０４７号**
東京都青梅市新町８丁目22番地の５サンクレイドル青梅新町606号
破産者　渡邊　久江
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第２１０９号**
東京都多摩市一ノ宮１丁目29番地の５エクセル聖蹟桜ヶ丘202
破産者　大久保江梨
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第２１２０号**
東京都清瀬市下宿１丁目１番地11―502号
破産者　東海林吉明
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第２１６８号**
東京都町田市南成瀬５丁目32番地12アップルハウス301
破産者　井上　幹也
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和６年（フ）第８４８号**
川崎市多摩区菅馬場１丁目23番29号　たちばなハイツ　206
破産者　田中砂由美
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第８６１号**
川崎市幸区南加瀬５丁目５番65号　ＹＭニュータウン　106
破産者　内山　典子
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第８７７号**
川崎市宮前区野川本町２丁目17番８－102号エステートピア野川
破産者　浅井　　駿
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第８８２号**
川崎市中原区北谷町14番地１　五輪寮　706
破産者　田鎖　孝樹
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第８８９号**
川崎市中原区木月大町18番５号　スカイハイツＢ　101
破産者　鈴木　洋一
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第９２１号**
川崎市幸区塚越１丁目124番地
破産者　金光　千明
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第９２２号**
川崎市中原区上小田中６丁目43番20号　静和荘　101
破産者　合田　孝行
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第９４３号**
川崎市川崎区中瀬２丁目16番12号　ラピス103、開始決定時の住所川崎市川崎区四谷上町１番23―１号　ラフィーネ　201
破産者　蒔田　啓悟
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和６年（フ）第５１０号**
神奈川県南足柄市雨坪503番地７
破産者　小澤　洋一
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和６年（フ）第５３４号**
神奈川県厚木市上依知1703番地４　ピークハウス102
破産者　工藤　大樹
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和６年（フ）第５８７号**
神奈川県平塚市岡崎3677番地の３
破産者　嶋村　伶奈
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和６年（フ）第６８６号**
神奈川県中郡大磯町国府本郷115番地　ボナール湘南202号
破産者　西原英夫こと　韓　　敬傑
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和６年（フ）第２９２号**
静岡県富士市川成島550番地の３　市営住宅田子浦団地Ｄ棟406号
破産者　小池　一弘
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**令和６年（フ）第３８５号**
岡山県倉敷市福田町浦田2247番地　市営西浦田団地104号
破産者　山本　麗矢
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和６年（フ）第３９９号**
岡山県倉敷市中島2246番地10、転居前住所岡山県倉敷市中島2361番地７　ニューシティ中島201
破産者　竹森誠之助
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和６年（フ）第４０２号**
岡山県倉敷市中島900番地　リブランＡ102
破産者　森原かんな
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和６年（フ）第１０８号**
熊本県八代市植柳上町5751番地（201）メゾンしらゆき
破産者　髙力　龍男
１　決定年月日　令和７年３月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

## 高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年３月19日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

| 路線名 | 工事の区間 | 工事の種類 | 工事完了の日 |
|---|---|---|---|
| 常磐自動車道 | 埼玉県三郷市小谷堀<br>（三郷料金所スマートＩＣ） | 改築工事 | 令和７年３月21日 |

## 税理士登録者公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和７年２月20日税理士名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和７年２月20日　日本税理士会連合会

| 登録番号 | 氏名 | 登録番号 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 155718 | 河合　洋明 | 155719 | 吉本　壮介 |
| 155720 | 有浦　玄 | 155721 | 髙見　有里 |
| 155722 | 中山　滋弘 | 155723 | 木村　正史 |
| 155724 | 常谷　良 | 155725 | 早川　直水 |
| 155726 | 山口　祥世 | 155727 | 山中　広太 |
| 155728 | 藤井　忠裕 | 155729 | 高澤　歩夢 |
| 155730 | 田崎　翔大 | 155731 | 伊東　寛司 |
| 155732 | 麻生　純 | 155733 | 杤下　光司 |
| 155734 | 平本　拓也 | 155735 | 畑中　博明 |
| 155736 | 岡部　達也 | 155737 | 危　亜男 |
| 155738 | 山本　雄二 | 155739 | 齋藤　実希 |
| 155740 | 藤代翔一郎 | 155741 | 斉藤真由美 |
| 155742 | 矢吹　俊一 | 155743 | 川口　貴洋 |
| 155744 | 高山　尊維 | 155745 | 中山　海誠 |
| 155746 | 岩野　凌 | 155747 | 髙橋　佳輔 |
| 155748 | 柴田　直樹 | 155749 | 関谷　和紀 |
| 155750 | 岡本　陽介 | 155751 | 撓木　塁 |
| 155752 | 髙木恵理子 | 155753 | 西山　直志 |
| 155754 | 石田　新一 | 155755 | 永井　康太 |
| 155756 | 飯髙　亮 | 155757 | 小風　奎介 |
| 155758 | 根岸　大 | 155759 | 塩沢　昭英 |
| 155760 | 和田　隆元 | 155761 | 杉本　和磨 |
| 155762 | 櫻井　雅美 | 155763 | 飯野　美貴 |
| 155764 | 野村　昌弘 | 155765 | 中村紘一郎 |
| 155766 | 小松　理玖 | 155767 | 佐々木昭子 |
| 155768 | 豊田　藍<br>（中島　藍） | 155769 | 安田　頼人 |
| 155770 | 矢野　冬也 | 155771 | 片桐　豪文 |
| 155772 | 中﨑　徹人 | 155773 | 土肥　直樹 |
| 155774 | 工藤　義高 | 155775 | 鈴木友里恵 |
| 155776 | 片木　寿之 | 155777 | 松村　直紀 |
| 155778 | 吉田　瑞穂<br>（黒柳　瑞穂） | 155779 | 奥中　則行 |
| 155780 | 藤井　謙介 | 155781 | 石川　秀明 |
| 155782 | 堀　翔一朗 | 155783 | 一井　靖子 |
| 155784 | 澁谷辰太郎 | 155785 | 齊藤　佳明 |
| 155786 | 木村　優 | 155787 | 小山　隆俊 |
| 155788 | 野中　翔 | 155789 | 宮野　哲郎 |
| 155790 | 鳴海　憲誠 | 155791 | 菊池麻衣子 |
| 155792 | 清水　陽一 | 155793 | 五十嵐胡町<br>（日髙　胡町） |
| 155794 | 岡﨑　友彦 | 155795 | 石﨑　正芳 |
| 155796 | 杉本　海 | 155797 | 柴田　大輔 |
| 155798 | 西坂　允宏 | 155799 | 大江　祐香<br>（柴田　祐香） |
| 155800 | 新田　直之 | 155801 | 篠﨑　勝美 |
| 155802 | 沼倉　弘幸 | 155803 | 金　洋武 |
| 155804 | 湯口　大蔵 | 155805 | 小林　礼郷 |
| 155806 | 村上　真紀 | 155807 | 菅沼　智之 |
| 155808 | 鈴木かおり | 155809 | 仙田　法宏 |
| 155810 | 沖田　剛清 | 155811 | 髙橋　伸明 |
| 155812 | 曳地　由貴 | 155813 | 米倉　幸宏 |
| 155814 | 矢島　剛 | 155815 | 大柴　拓也 |
| 155816 | 平田　勝 | 155817 | 伊藤　洋平 |
| 155818 | 武田　仁美 | 155819 | 上松　雄樹 |
| 155820 | 鈴木　貴博 | 155821 | 竹部直一郎 |
| 155822 | 會田　輝雄 | 155823 | 井上　清駿 |
| 155824 | 川島　慎一 | 155825 | 清水　匡弘 |
| 155826 | 赤松　一輝 | 155827 | 倉本千恵子 |
| 155828 | 丸山　達也 | 155829 | 細井　尚輝 |
| 155830 | 澤野　高雄 | 155831 | 佐藤　正泰 |
| 155832 | 佐藤　岳彦 | 155833 | 早坂　直 |
| 155834 | 杜　慧 | 155835 | 早川　智子 |
| 155836 | 加藤　勝也 | 155837 | 小橋　孝道 |
| 155838 | 君嶋　大輔 | 155839 | 黛　紘汰 |
| 155840 | 蒋　雨珊 | 155841 | 菊田　啓介 |
| 155842 | 白鳥　匠美 | 155843 | 宮村　昭男 |
| 155844 | 芝原　滋宏 | 155845 | 花植　英明 |
| 155846 | 楞野　哲博 | 155847 | 古別府　愛 |
| 155848 | 仮屋　基明 | 155849 | 徳田　壮 |
| 155850 | 三谷　亜弥 | 155851 | 宮﨑　正人 |
| 155852 | 森田慎二郎 | 155853 | 高岡　純治 |
| 155854 | 竹内　淳平 | 155855 | 上籔　優花 |
| 155856 | 巽　員規 | 155857 | 渕田友紀子 |
| 155858 | 白江　達也 | 155859 | 小松　功司 |
| 155860 | 横野　葵 | 155861 | 影山久美子 |
| 155862 | 柏村　直子 | 155863 | 香山　晃基 |
| 155864 | 石井　慎平 | 155865 | 濵田　大輔 |
| 155866 | 園山　維央 | 155867 | 長岡　昭宏 |
| 155868 | 平井　一正 | 155869 | 植田　剛史 |
| 155870 | 中島　慶祐 | 155871 | 中窪　晴美 |
| 155872 | 土山　隆司 | 155873 | 尾﨑　芳 |
| 155874 | 守家　悟 | 155875 | 平田　涼佳 |
| 155876 | 尾山　直嗣 | 155877 | 矢野　美樹 |
| 155878 | 白木　潤 | 155879 | 仮屋　史野 |
| 155880 | 大枝　伸一 | 155881 | 林　寛 |
| 155882 | 小中原輝彦 | 155883 | 竹内　康洋 |
| 155884 | 中川　俊秀 | 155885 | 田村耕太郎 |
| 155886 | 綾田　久人 | 155887 | 芝田　崇弘 |
| 155888 | 横田憲一郎 | 155889 | 畑中　宏文 |
| 155890 | 木幡　匡之 | 155891 | 土花　聖市 |
| 155892 | 佐藤　義彦 | 155893 | 嶋崎　嘉慧 |
| 155894 | 遠藤　博人 | 155895 | 佐藤　秀春 |
| 155896 | 佐藤真名人 | 155897 | 花井佑美奈<br>（小沼佑美奈） |
| 155898 | 佐々木基成 | 155899 | 林　唯 |
| 155900 | 山田　義浩 | 155901 | 友江　尚 |
| 155902 | 成瀬　暁 | 155903 | 二村　眞一 |
| 155904 | 米田　亮佑<br>（大蔵　亮佑） | 155905 | 村瀬由希子 |
| 155906 | 森田　俊哉 | 155907 | 八木　秀典 |
| 155908 | 鈴木　富久 | 155909 | 鈴木　博史 |
| 155910 | 八木　創 | 155911 | 川村　美穂 |
| 155912 | 山口　和茂 | 155913 | 見城　進哉 |
| 155914 | 新崎　雅夫 | 155915 | 秋山　啓司 |
| 155916 | 山田　浩之 | 155917 | 吉川　奈奈 |
| 155918 | 石田　亘 | 155919 | 金本恵美子 |
| 155920 | 小谷　学 | 155921 | 林　宏樹 |
| 155922 | 柳原　啓二 | 155923 | 岩本しのぶ |
| 155924 | 岩本　貴大 | 155925 | 三宅ひとみ |
| 155926 | 佐伯　嘉晃 | 155927 | 宮﨑　真央 |
| 155928 | 加藤　勇樹 | 155929 | 山本　真吾 |
| 155930 | 山田　章太 | 155931 | 西口　博之 |
| 155932 | 寺岡　康 | 155933 | 奥山　直子 |
| 155934 | 柳沢　俊宏 | 155935 | 河津　竜大 |
| 155936 | 納富　栄次 | 155937 | 今林　秀治 |
| 155938 | 小林　大智 | 155939 | 古賀　結花 |
| 155940 | 佐藤　洋介 | 155941 | 梅﨑　宏 |
| 155942 | 平木　徹 | 155943 | 団野　園子 |
| 155944 | 柏　慎也 | 155945 | 林田　俊介 |
| 155946 | 轟　徹哉 | 155947 | 中野　祐治 |
| 155948 | 関屋　考識 | 155949 | 辻本　杏子 |
| 155950 | 佐藤　成晃 | 155951 | 岡田　寿夫 |

## 裁決取消訴訟の判決確定の公告

第二東京弁護士会が同会所属弁護士今村誠会員（登録番号20634）に対してなした懲戒処分（戒告・令和４年９月６日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（令和５年11月７日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和７年２月13日、東京高等裁判所において被告が原告に対してした審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す旨の判決がなされ、同判決は同月28日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

令和７年３月３日　日本弁護士連合会

## 裁決取消訴訟の判決確定の公告

第二東京弁護士会が同会所属弁護士柳井さち子（職務上の氏名笠野さち子）会員（登録番号29091）に対してなした懲戒処分（戒告・令和４年９月６日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（令和５年11月７日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和７年２月13日、東京高等裁判所において被告が原告に対してした審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す旨の判決がなされ、同判決は同月28日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

令和７年３月３日　　日本弁護士連合会

## 裁決取消訴訟の判決確定の公告

第二東京弁護士会が同会所属弁護士石川一成会員（登録番号24987）に対してなした懲戒処分（戒告・令和４年７月28日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（令和５年４月17日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、令和６年５月23日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、令和７年２月26日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

令和７年３月４日　　日本弁護士連合会

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和７年３月19日　　宮城県教育委員会

1　失効した免許状の種類、番号及び授与権者

⑴　中学校教諭一種免許状　国語
　平24中１種第71号　岩手県教育委員会

⑵　高等学校教諭一種免許状　国語
　平24高１種第124号　岩手県教育委員会

2　授与年月日

⑴及び⑵　平成25年３月15日

3　失効年月日　令和６年３月14日

4　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当（教育職員免許法施行規則第74条の２第８号イ）

5　氏名及び本籍地　遠藤　雄大　東京都

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和７年３月19日　　大阪府教育委員会

⑴　氏名、免許状記載の本籍地、生年月日　⑵　免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者　⑶　失効の年月日　⑷　失効の事由に該当する教育職員免許法の規定

1　⑴　橋本　雅広、愛媛県、平成７年11月22日
　⑵　①中学校教諭一種免許状（外国語（英語））、平29中一第1745号、平成30年３月31日、大阪府教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））、平29高一第2288号、平成30年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　令和７年２月20日　⑷　第10条第１項第２号（施行規則第74条の２第８号ロ）

2　⑴　田中　元気、愛媛県、平成６年４月13日
　⑵　①中学校教諭一種免許状（理科）、平28中一種第247号、平成29年３月24日、愛媛県教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（理科）、平28高一種第342号、平成29年３月24日、愛媛県教育委員会　③中学校教諭専修免許状（理科）、平30中専修第33号、平成31年３月25日、愛媛県教育委員会　④高等学校教諭専修免許状（理科）、平30高専修第41号、平成31年３月25日、愛媛県教育委員会　⑶　令和７年２月27日　⑷　第10条第１項第２号（施行規則第74条の２第８号イ）

3　⑴　明智　和彦、大阪府、昭和37年３月１日
　⑵　①中学校教諭一級普通免許状（国語）、昭58中一普第2888号、昭和59年３月31日、大阪府教育委員会　②中学校教諭一級普通免許状（社会）、昭58中一普第3152号、昭和59年３月31日、大阪府教育委員会　③高等学校教諭二級普通免許状（国語）、昭58高二普第3213号、昭和59年３月31日、大阪府教育委員会　④高等学校教諭二級普通免許状（社会）、昭58高二普第3489号、昭和59年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　令和７年２月27日　⑷　第10条第１項第２号（施行規則第74条の２第８号イ）

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、70歳位、身長162cm、体格中肉

上記の者は、令和７年２月６日午前６時20分、東京都台東区上野公園２番上野恩賜公園内で発見されました。同日午前０時頃死亡したものと推定。

ご遺体は火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりのある方は、当区福祉部福祉課まで申し出てください。

令和７年３月19日

東京都　　台東区長　服部　征夫

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、男性、身長161センチメートルくらい、体格中肉、白髪

上記の者は、令和６年12月27日午後２時10分、東京都新宿区高田馬場２丁目13番８号にて死亡しているのを発見されました。

遺体は、火葬に付し遺骨を保管しています。心当たりのある方は、新宿区福祉部生活福祉課まで申し出てください。

令和７年３月19日

東京都　　新宿区長　吉住　健一

## 無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和７年３月19日　　京都府京田辺市

1　墳墓等所在地　京都府京田辺市大住小林地内

1　墳墓等の名称　京田辺市営大住霊園

1　死亡者の本籍及び氏名　大阪府大阪市浪速区東関谷町１丁目１番地　弓仲利夫、兵庫県赤穂市加里屋2230番地　弓仲ヒサノ、京都府京田辺市大住ケ丘４丁目12番地14　弓仲紀子

1　改葬を行おうとする者　京都府京田辺市田辺80番地　京田辺市長　上村　　崇

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岩手県一関市花泉町金沢字大沢田二三番地三

有限会社新光電気

代表清算人　木村　勝郎

**解散公告**

当社は、令和六年十月二十四日仙台地方裁判所気仙沼支部の解散を命ずる判決の確定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

宮城県気仙沼市松崎浦田一一七番地二

株式会社気仙沼バッケージ

代表清算人　東　　忠宏

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県南会津郡南会津町和泉田字福田二〇三三番地

有限会社目黒通信建設

清算人　目黒　瑞恵

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県郡山市日和田町字財ノ木原六番地の三

錦木アパートＢ棟

（旧本店福島県郡山市堤三丁目一九一番地）

コムム・ジャパン株式会社

代表清算人　工藤　智規

**解散公告**

当社は、令和六年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県郡山市熱海町熱海三丁目一一五番地

有限会社川嶋

清算人　川嶋キミイ

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福島県須賀川市影沼町一〇六番地

広洋設備株式会社

代表清算人　廣瀬　吉彦

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

茨城県日立市十王町伊師一四五五番地

有限会社大高建設

清算人　大高　茂

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘四丁目八番地三　合同会社ミレアージュ・ジャパン

代表清算人　吉武　若奈

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

栃木県那須塩原市塩原一一一八番地

有限会社源三窟

清算人　笹沼　敏孝

**解散公告**

当会社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生七四七番地三

有限会社石下油店

代表清算人　石下　茂夫

**解散公告**

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

千葉県木更津市清見台東二丁目一番一九号

株式会社ワシヤ工業

代表清算人　鷲谷　拓巳

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

千葉県鴨川市横渚九三八番地の一

有限会社堀井種苗店

清算人　髙木　浩

**解散公告**

当社は、令和六年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

千葉県旭市鎌数四三八七番地九

ＭＤフューチャーズ株式会社

代表清算人　高橋　秀典

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都世田谷区野沢四丁目二番一〇号

有限会社インディペンデンス

清算人　樋口　正道

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

Ｄａｉｂａｎ　Ｈｏｔｅｌ　Ｏｎｅ合同会社

清算人　池田　卓也

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

Ｄａｉｂａｎ　Ｈｏｔｅｌ　Ｏｎｅ一般社団法人　代表清算人　池田　卓也

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目四番二号

ＫＤＸ茅場町ビル四Ｆ　合同会社太陽農園

清算人　Bison energy株式会社

職務執行者　張　恒波

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区内神田二丁目七番四号三井ビル二階

ＪＭＣ株式会社

代表清算人　潘　陸　平

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号豊洲フォレシア一一階

シレゴテクノロジージャパン株式会社

代表清算人　迫間　幸介

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都中央区銀座一丁目一四番七号銀座吉澤ビル三階　時代線株式会社

代表清算人　碇谷　賢祐

**解散公告**

当社は、令和七年三月十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都渋谷区桜丘町二六―一セルリアンタワー一五階

株式会社ことばの森

代表清算人　生越　秀子

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社KST10

代表清算人　武野氏伸哉

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都港区新橋五丁目五番五号新橋ビル二階

株式会社C―WILL．NET

代表清算人　菅原　恒二

**解散公告**

当法人は、令和七年三月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人RENOSYファンド1号

代表清算人　鄭　武壽

**解散公告**

当社は、令和七年三月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社RENOSYファンド1号

清算人　鄭　武壽

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都世田谷区太子堂四丁目二三番一五号

T―ハウス三軒茶屋六〇一

株式会社NEXT　NODE

代表清算人　丸尾勝一郎

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都世田谷区太子堂四丁目二三番一五号

T―ハウス三軒茶屋四F

株式会社Digiz

代表清算人　丸尾　史紘

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十七日付株主総会の決議において解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー七階

株式会社PEAH

代表清算人　戸浪　樹里

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日付の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

グリーンヒル・ジャパン株式会社

代表清算人　マーク・ラスキー

**解散公告**

当社は、令和六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都板橋区前野町四丁目五四番二号

WPEジャパン株式会社

代表清算人　本田　博夫

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都港区芝浦三丁目一二番六号　CROSS芝浦ビル四階

株式会社和食社中

代表清算人　石丸　啓明

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市磯子区氷取沢町一五〇番地四

株式会社ヨコトク機工

代表清算人　石黒　昭宏

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横須賀市根岸町四丁目三〇番五号

NPO法人TMM

清算人　岡本久美子

**解散公告**

当社は、令和七年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉二丁目二四番三一―二〇二号

株式会社フルフェイスT

代表清算人　佐藤　琢哉

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市南区平楽八三番地四

有限会社桜自然舎

清算人　堀　文都

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

川崎市宮前区平五丁目二番四〇―四〇二号

アタッチメントサービス有限会社

清算人　窪田　礼子

**解散公告**

当社は、令和七年二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

横浜市戸塚区名瀬町七七〇番地一四

有限会社田中ビジネスパートナー

清算人　田中　瑞子

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

川崎市幸区鹿島田一〇〇六番地鹿島田駅ビルＥＫＩＳＴ鹿島田二Ｆ

特定非営利活動法人総合セラピスト協会

清算人　吉野　潔

**解散公告**

当社は、令和七年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

川崎市幸区下平間一〇八番地五ダイアパレス鹿島田三〇五

有限会社フラワー・ヘルパー・ステーション

清算人　小林　秀行

**解散公告**

当社は、令和二年十二月十六日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

横浜市青葉区荏子田二丁目一〇番四六号

日本消防設備株式会社

代表清算人　平野　透

**解散公告**

当社は、令和七年一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市青葉区あざみ野三丁目二六番地二七

合同会社再生エネルギー基金

清算人　藤本　信子

**解散公告**

当法人は、令和七年二月十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

新潟市秋葉区善道寺二丁目一一番二九号

特定非営利活動法人にいがた農えん隊

清算人　高塚　俊郎

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

富山市田畑一六五八番地四一

有限会社北陸トレーディング

清算人　石川　洋

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

富山県富山市萩原二三八番地三ラ・ページブル二〇四号　合同会社佐藤施工サービス

清算人　佐藤　武也

**解散公告**

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

静岡県榛原郡吉田町五四三六番地の三三六

富士化成株式会社

代表清算人　杉本　公二

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

名古屋市南区石元町三丁目四一番地

株式会社中村製作所

代表清算人　中村　信夫

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

愛知県弥富市鯏浦町西前新田四番地一

株式会社柴田自動車

代表清算人　柴田　信吾

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

名古屋市中区錦二丁目一五番一九号アゼット錦ビル二Ｆ　株式会社Ｆ．Ｇ．Ｌ

代表清算人　禰津　智束

**解散公告**

当社は、令和六年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

三重県伊勢市二見町溝口一二四番地二

合同会社城エリナ音楽事務所

清算人　奥野　由美

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

京都市中京区丸屋町三一八

株式会社Ｈ＆Ｙ

代表清算人　福本　真紀

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

株式会社ラウンドワンデリシャス

代表清算人　吉田　和生

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

大阪市生野区中川東一丁目五番一七号

有限会社岩坪家具工芸

清算人　岩坪　義実

**解散公告**

当法人は、令和七年二月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

兵庫県加西市北条町北条二八―一アスティア加西三Ｆ

特定非営利活動法人まちづくり北条

代表清算人　岡本　圭祐

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日をもって、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

島根県松江市菅田町一四二番地

株式会社リーベ

代表清算人　佐原　雅通

**解散公告**

当法人は、令和七年二月二十八日の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄一八八番地一

特定非営利活動法人瀬戸内市の生活環境保全を考える会　清算人　時實　典子

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岡山市南区大福四三三番地の一

有限会社西田建設

清算人　西田　和人

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

広島市東区中山鏡が丘五番四号

株式会社ライジング

代表清算人　大本　望

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

広島市南区旭一丁目五番二八号

有限会社広島駅前チャンスセンター

清算人　中田　満子

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

山口県防府市岩畠一丁目四番二〇号

有限会社水建

清算人　水口　安典

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

愛媛県松山市東石井四丁目一八番三号

株式会社ハット

代表清算人　吉見　達治

**解散公告**

当社は、令和元年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福岡県北九州市若松区中川町一二番五号

株式会社若松のれん街

代表清算人　吉田　一穂

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

福岡県小郡市大保一三九九番地一―一〇一号室

株式会社ＵｐＲｉｖｅｒ

代表清算人　川上誠一郎

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子二七一〇番地

株式会社まるいちや

代表清算人　日置　昭代

**解散公告**

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

宮崎県宮崎市城ケ崎一丁目六番地二九

合同会社イーエムオー

清算人　宮崎　貴士

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

鹿児島市武一丁目三三番一七号

特定非営利活動法人日中友好交流支援の会

代表清算人　中間　淑子

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

鹿児島市石谷町二一五五番地二七

特定非営利活動法人ＰａｎｄＡ

清算人　早川由美子

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

沖縄県那覇市松島一丁目二三番一号ヒルズ真嘉比五〇一号室

合同会社ＬＵＩＤＡ

清算人　根間　美幸

**解散公告（第一回）**

当法人は、令和六年十月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都江戸川区西葛西六丁目一五番三号中兼ビル四階四〇一号　医療法人社団ＧＤＣ

清算人　山下みよ子

**解散公告（第一回）**

当法人は、令和七年二月二十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県逗子市小坪三丁目四番一一号

宗教法人天照皇大神宮教逗子支部

清算人　富田　俊夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに呉市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

広島県呉市豊浜町大字豊島四〇一一番地の二

医療法人社団伊藤医院

清算人　伊藤　克浩

**解散公告（第一回）**

当公社は、長崎県知事の認可により令和七年二月二十八日をもって解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷六五九番地一

西彼中央土地開発公社

代表清算人　鈴木　典秀

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都中央区築地二丁目一五番一五号セントラル東銀座二〇二　医療法人社団博神会

清算人　神成　勝彦

**解散公告（第二回）**

当法人は、定款で定める解散事由の発生により令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県小田原市板橋九一番地

医療法人社団日下部皮膚科医院

清算人　日下部芳志

**解散公告（第二回）**

当組合は、令和七年一月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

岐阜県恵那市串原三六四一番地三

農事組合法人ふるさと松本

代表清算人　太田　英勝

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、令和七年一月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

兵庫県洲本市小路谷二一二

小路谷土地改良区

代表清算人　笹本　佳治

**解散公告（第三回）**

当組合は、令和七年二月二十日青森県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

青森県青森市新町一丁目二番一八号

中新町山手地区市街地再開発組合

代表清算人　野澤　正樹

**解散公告（第三回）**

当法人は、建物の全部の滅失により令和六年十月二十二解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都江戸川区南小岩八丁目一二番一〇号

第二大森マンション自主管理組合法人

清算人　中川　剛

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和六年十月六日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都清瀬市竹丘二丁目三番三九号

医療法人社団竹丘会

清算人　島崎　隆夫

**解散公告（第三回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

東京都大田区西蒲田三丁目一番一三号

医療法人社団女塚クリニック

清算人　宇藤　章

**解散公告（第三回）**

当組合は、令和七年二月二十五日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

新潟県新潟市西区小新一四八五番地一

小新流通東土地区画整理組合

代表清算人　山崎　昇

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、令和七年一月七日石川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

石川県七尾市三室町一二七部二三番地

清算法人福留土地改良区

清算人代表　森　美智夫

**解散公告（第三回）**

当組合は、令和七年二月二十八日佐久市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

長野県佐久市猿久保八八二番地

佐久平駅南土地区画整理組合

代表清算人　小林　静夫

**解散公告（第三回）**

当組合は、令和七年二月二十四日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

大阪府大東市中垣内七丁目七番一号

船井電機労働組合

代表清算人　宮島　一聡

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和七年一月十一日熊本地方裁判所天草支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十九日

熊本県天草市川原町四番一六号

光円寺

清算人　弁護士　山口　和哉

連絡先　熊本市西区池田二―六―四〇―七

吉田法律事務所

**第４期決算公告**　令和７年３月19日

長野県北佐久郡御代田町豊昇字黒岩３―53

**株式会社レフォリア**

代表取締役

アインゼル・フェリックス・ラインハルト

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 23,544 |
| | 固定資産 | 654,553 |
| | **資産合計** | **678,097** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,024 |
| | 株主資本 | 677,073 |
| | 資本金 | 28,000 |
| | 資本剰余金 | 652,853 |
| | 資本準備金 | 28,000 |
| | その他資本剰余金 | 624,853 |
| | 利益剰余金 | △3,780 |
| | その他利益剰余金 | △3,780 |
| | （うち当期純損失） | （1,188） |
| | **負債・純資産合計** | **678,097** |

**第二十六期決算公告**

令和六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 三、一八六 |
| 固定資産 | 一、二四七、〇〇二 |
| 合計 | 一、二五〇、一八八 |

負債及び純資産の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 三六四、六八七 |
| 株主資本 | 八八一、八八二 |
| 資本金 | 五〇、〇〇〇 |
| 資本剰余金 | 二二、五〇〇 |
| 資本準備金 | 一二、五〇〇 |
| その他資本剰余金 | 一〇、〇〇〇 |
| 利益剰余金 | 八〇九、三八二 |
| その他利益剰余金 | 八〇九、三八二 |
| （うち当期純利益） | （一、二二五） |
| 評価・換算差額等 | 三、六一八 |
| その他有価証券評価差額金 | 三、六一八 |
| 合計 | 一、二五〇、一八八 |

令和七年三月十九日

東京都港区東新橋一丁目八番一号

株式会社電通イノベーションパートナーズ

代表取締役社長　久保田純一郎

**第二十三期決算公告**

令和六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 資産の部計 | 二〇七、八〇〇 |

負債及び正味財産の部

| | |
|---|---|
| 負債の部計 | 七、四九二 |
| 正味財産の部計 | 二〇〇、三〇七 |
| 負債及び正味財産の部計 | 二〇七、八〇〇 |

令和七年三月十九日

石川県河北郡津幡町字太田ろ一二八番地

特定非営利活動法人おおにしやま

代表理事　杉本　秀康

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道函館市深堀町一八番、最後の住所北海道函館市深堀町一八番三号

被相続人　亡　村瀬　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

北海道函館市湯川町二丁目四一番八号弁護士法人ゆめかなえ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浦巽　香苗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県秋田市新屋豊町一六番、最後の住所仙台市宮城野区五輪一丁目三番二五―七〇八号

被相続人　亡　菅原　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二プレジデント一番町三〇一　仙台第一法律事務所

相続財産清算人　弁護士　砂金　直美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字大岱四三番地、最後の住所秋田県大館市東台二丁目一番七五号レモンハイツ一〇一号

被相続人　亡　藤嶋　貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

秋田県大館市赤館町二番三号

相続財産清算人　弁護士　山口　謙治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県大館市岩瀬字赤川七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北林　悦男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

秋田県大館市赤館町二番三号

相続財産清算人　弁護士　山口　謙治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県最上郡金山町大字飛森六六四番地、最後の住所山形県最上郡金山町大字飛森六六四番地

被相続人　亡　栗田　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所山形県新庄市沖の町一番一七号

相続財産清算人　司法書士　前島登志広

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県最上郡最上町大字法田九七八番地一、最後の住所山形県最上郡最上町大字法田九七八番地の一

被相続人　亡　菅　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所山形県新庄市沖の町一番一七号

相続財産清算人　司法書士　前島登志広

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県酒田市豊里字大割三番地四、最後の住所山形県酒田市豊里字大割三番地の四

被相続人　亡　佐藤　直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

山形県酒田市みずほ二丁目二〇番地六山銀みずほビル三階Eおがた法律事務所

相続財産清算人　弁護士　薬丸有希子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県福島市小田字鹿島山一番地、最後の住所福島県福島市佐倉下字附ノ川一八番地の一八

被相続人　亡　丹治　邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所福島県福島市浜田町三番一七号加藤ビル二階二〇二号安倍川端法律事務所

相続財産清算人　弁護士　安倍　孝祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県宇都宮市西大寛二丁目二四二二番地、最後の住所栃木県宇都宮市鶴田町一五一八番地一

被相続人　亡　高梨道太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

栃木県宇都宮市元今泉二丁目三二番一七号

今泉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉野　徹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県足利市小俣町二二九一番地、最後の住所群馬県桐生市宮前町二丁目五番一五号

被相続人　亡　大川　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

群馬県太田市新井町二一三―一ノルデンビル二〇四　弁護士法人青木正人法律事務所

相続財産清算人　弁護士　青木　正人

**第19期決算公告**　令和７年３月19日

青森県上北郡野辺地町字野辺地230番地５

**株式会社　三　永**

代表取締役　小笠原稔一

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 116,208 |
| | 固定資産 | 47,897 |
| | **資産合計** | **164,105** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 37,118 |
| | 固定負債 | 0 |
| | **負債合計** | **37,118** |
| | 株主資本 | 126,987 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 123,987 |
| | その他利益剰余金 | 123,987 |
| | （うち当期純利益） | （5,753） |
| | **純資産合計** | **126,987** |
| | **負債・純資産合計** | **164,105** |

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県さいたま市中央区上落合一丁目四番地一、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合一丁目二番一六号

被相続人　亡　新井　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六シーノ大宮ノースウィング一四階Ｂ

アーク法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上田　和恵

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都文京区本駒込五丁目二〇八番地、最後の住所栃木県宇都宮市古賀志町一九六四番地一二ハートフィールド

被相続人　亡　島田　信俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所東京都文京区小石川二丁目七番一号富坂上ビル二階

相続財産清算人　司法書士　髙橋　哲

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区巣鴨二丁目二七番地、最後の住所東京都豊島区巣鴨二丁目一二番三号旭本館ビル二〇三号　被相続人　亡　高田　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号今朝ビル九階　辻誠法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田村　香代

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区本羽田一丁目三二二番地、最後の住所東京都大田区南六郷一丁目二八番八号城南サンハイツ三〇三号

被相続人　亡　原田喜和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階　田辺総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加野　理代

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県横浜市瀬谷区橋戸一丁目三八番地二〇、最後の住所神奈川県横浜市瀬谷区橋戸一丁目三八番地二〇サニークレスト瀬谷三〇二

被相続人　亡　上野　勝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

横浜市中区日本大通一一番地横浜情報文化センター一一階

相続財産清算人　弁護士　佐伯　昭彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県小田原市中町二丁目二一五番地、最後の住所神奈川県小田原市中町二丁目一七番八号　被相続人　亡　須藤　初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

神奈川県小田原市本町二丁目一三番二号

池田忠正法律事務所

相続財産清算人　弁護士　池田　忠正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県綾瀬市寺尾北一丁目二三〇六番地、最後の住所神奈川県綾瀬市寺尾北一丁目一二番二五号　被相続人　亡　大澤　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階

相続財産清算人　弁護士　長谷川範子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都港区麻布十番二丁目一八番、最後の住所神奈川県横浜市中区本町三丁目二四番地一　三〇五号室　被相続人　亡　高橋　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階

相続財産清算人　弁護士　長谷川範子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県新潟市中央区秣川岸通二丁目二三六五番地三、最後の住所新潟市中央区雪町二〇二〇番地　被相続人　亡　堀川　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

新潟市中央区西堀通四番町二五九―五八西堀青藍館六〇一号　髙野泰夫法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中條　隆二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県村上市名割三八九番地一、最後の住所新潟県村上市名割一五三番地二

被相続人　亡　髙橋　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所新潟県胎内市東本町二二番八―一号

相続財産清算人　司法書士　小野　正義

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県小牧市大字上末三〇九四番地、最後の住所金沢市京町二〇番三号城北病院

被相続人　亡　落合　常人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所金沢市畝田東三丁目五一二番地畝田イーストＢ号

相続財産清算人　司法書士　能田真由美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県一宮市開明字雲閑寺郭四〇番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大宮　尚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

愛知県一宮市本町四丁目一番三号　ＩＴＫビル六〇二

相続財産清算人　弁護士　平尾　憲一

## 第85期決算公告

2025年3月19日　東京都八王子市中野上町四丁目29―1

**株式会社レゾナック・ブレーキ**

代表取締役社長　吉川　弘泰

**貸借対照表の要旨**　（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 3,775 | 流動負債 | 1,576 |
| 固定資産 | 4,019 | 固定負債 | 689 |
| | | 退職給付引当金 | 664 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 23 |
| | | その他固定負債 | 2 |
| | | 株主資本 | 5,529 |
| | | 資本金 | 460 |
| | | 資本剰余金 | 345 |
| | | 資本準備金 | 345 |
| | | 利益剰余金 | 4,724 |
| | | 利益準備金 | 117 |
| | | その他利益剰余金 | 4,607 |
| | | （うち当期純利益） | (86) |
| 資産合計 | 7,794 | 負債・純資産合計 | 7,794 |

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍愛知県岡崎市板屋町三八七番地、最後の住所愛知県岡崎市戸崎町字藤狭四五番地一アシステッドナーシングよい館岡崎光ヶ丘
被相続人　亡　中根　節生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
愛知県岡崎市上地一丁目一三番地二一
イン・シーズン・コミュニティ一―B
相続財産清算人　弁護士　横井　克俊

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍京都府京都市伏見区納所町二〇二番地、最後の住所京都府久世郡久御山町坊之池坊村中六六番地　被相続人　亡　米津　節子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
京都市中京区御池通柳馬場角京都朝日ビル九階　京都成蹊法律事務所
相続財産清算人　弁護士　津田　政典

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍兵庫県明石市朝霧山手町五番、最後の住所兵庫県明石市朝霧山手町五番三号
被相続人　亡　原田　一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
兵庫県明石市本町一丁目一番二四号大日明石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小森　祐輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍岡山県小田郡矢掛町里山田一一九九番地、最後の住所岡山市中区関二五九番地三四
被相続人　亡　河上　伸生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
岡山市北区中山下一丁目二番三号太陽生命岡山ビル八階
相続財産清算人　弁護士　南　和成

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍広島県安芸郡海田町上市一六番地二、最後の住所広島市東区牛田新町四丁目一三番一―四〇六号　被相続人　亡　野村　賢志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月二十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
広島市南区宇品御幸四丁目一一―九―二〇一号
相続財産清算人　司法書士　沖　賢三

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍山口県大島郡周防大島町大字西方一六五〇番地一、最後の住所山口県柳井市古開作四二八番地六　被相続人　亡　二宮　粛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
山口県山口市駅通り二丁目三―一八　弁護士法人末永法律事務所
相続財産清算人　黒川　裕希

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍熊本市中央区妙体寺町四番地二七、最後の住所福岡県大牟田市柿園町一丁目一番地六エバーライフ新栄町駅前壱番館一一〇五号
被相続人　亡　中島　央
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
福岡県久留米市通町一〇番地四ＴＫ久留米ビル六階弁護士法人松本・永野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　永野　賢二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍福岡県京都郡苅田町若久町三丁目六番地四、最後の住所福岡県京都郡苅田町若久町三丁目六番地四　被相続人　亡　三原　晴正
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
事務所北九州市小倉北区金田二丁目八番三〇号アースコート小倉金田二〇四号
相続財産清算人　弁護士　城戸幸一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍熊本県熊本市中央区坪井三丁目六番地一五、最後の住所熊本市中央区坪井三丁目一〇番二五号　松田ハイツ一〇五
被相続人　亡　藤田久美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
熊本市東区健軍二丁目二番一―四〇三号
アーバンパレス神水
相続財産清算人　司法書士　西本美奈子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**
本籍大阪府大阪市東住吉区北田辺六丁目六番、最後の住所熊本市東区若葉一丁目三三番一六号　ブロッサムわかば四〇一号室
被相続人　亡　花岡　憲二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十九日
熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階
山本・中山法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中山　健

## 第40期決算公告

令和７年２月27日
千葉県習志野市本大久保二丁目10番25号
**習志野ガス大久保センター株式会社**
代表取締役社長　伊藤　広泰

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 313,170 |
| | 固定資産 | 32,882 |
| | 資産合計 | 346,052 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 35,674 |
| | 固定負債 | 10,990 |
| | 株主資本 | 299,388 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 289,388 |
| | 利益準備金 | 1,300 |
| | その他利益剰余金 | 288,088 |
| | （うち当期純利益） | (4,466) |
| | 負債・純資産合計 | 346,052 |

## 第27期決算公告

令和７年３月19日
埼玉県さいたま市北区吉野町１―403
**株式会社大正製薬物流サービス**
代表取締役　高橋　正

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 696,383 |
| | 固定資産 | 554,651 |
| | 合計 | 1,251,035 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 278,465 |
| | 固定負債 | 528,387 |
| | 株主資本 | 444,183 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 414,183 |
| | 利益準備金 | 7,500 |
| | その他利益剰余金 | 406,683 |
| | （うち当期純利益） | (99,826) |
| | 合計 | 1,251,035 |

## 第22期決算公告

令和７年３月19日
青森県むつ市柳町一丁目７番19号
**株式会社下北エネルギー**
代表取締役　宮川　仁

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 78,191 |
| | 固定資産 | 13,463 |
| | 資産合計 | 91,654 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 34,944 |
| | 固定負債 | 7,200 |
| | 負債合計 | 42,144 |
| | 株主資本 | 49,510 |
| | 資本金 | 8,000 |
| | 利益剰余金 | 41,510 |
| | その他利益剰余金 | 41,510 |
| | （うち当期純利益） | (362) |
| | 純資産合計 | 49,510 |
| | 負債・純資産合計 | 91,654 |

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島市中区大手町三丁目一番地、最後の住所大分市田尻西七番四号

被相続人　亡　白藤眞佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十九日

事務所大分市中島西一丁目三番一九号安部ビル一階

相続財産清算人　司法書士　安藤　恭子

**所有者不明土地管理人による供託公告**

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　熊本県上天草市大矢野町上字潜二一八二番二

熊本県上天草市大矢野町上字潜二一八七番一（分筆後の地番二一八七番三）

二　供託所　熊本地方法務局天草支局

三　供託番号　令和六年度金第一七〇号

四　供託金額　五二八、四〇二円

五　裁判所　熊本地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和五年（チ）第七号

令和七年三月十九日

熊本県上天草市大矢野町上七九〇五番地

所有者不明土地管理人　藤　恵美子

**所有者不明土地管理人による供託公告**

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　熊本県宇土市松山町字御手水三八二五番一

二　供託所　熊本地方法務局宇土支局

三　供託番号　令和六年度金第一二六号

四　供託金額　二九三、一二一円

五　裁判所　熊本地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和五年（チ）第二五号

令和七年三月十九日

熊本市中央区細工町五丁目二八番一号伊藤ビル二階　あかつき法律事務所

所有者不明土地管理人　林　龍太郎

**不在者財産管理人による供託公告**

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　野原　敏明

住所　東京都八王子市長房町二三〇番地九

生年月日　昭和十三年八月十七日

二　供託所　東京法務局八王子支局

三　供託番号　令和七年度金第一五五一号

四　供託金額　八十万六千四百六十七円

五　裁判所　東京家庭裁判所立川支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第九五〇八五号

令和七年三月十九日

東京都八王子市明神町二丁目二七番六号文秀ビル五階弁護士法人ひまわりパートナーズ八王子ひまわり法律事務所

不在者財産管理人　古川健太郎

**不在者財産管理人による供託公告**

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　新保　英一

住所　神奈川県横浜市鶴見区北寺尾一丁目七番三―三号

生年月日　昭和四十四年九月二十九日

二　供託所　横浜地方法務局

三　供託番号　令和六年度金第一六六九八号

四　供託金額　一四、四六九、八五四円

五　裁判所　横浜家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和三年（家）第四五一二一号

令和七年三月十九日

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四―一四―六ヴィラフォルテⅡ四〇一

不在者財産管理人　弁護士　熊澤　美香

**不在者財産管理人による供託公告**

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　ラタナウィチェン、ラッダーワン

住所　鹿児島県囎久根市波留五七〇番地

生年月日　一九五九年十月二十六日

二　供託所　鹿児島地方法務局川内支局

三　供託番号　令和六年度金第二七九号

四　供託金額　一二五、七三八円

五　裁判所　鹿児島家庭裁判所川内支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第三十二号

令和七年三月十九日

鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目四七番ドムス平佐五〇一号室　弁護士法人クプアス西鹿児島法律事務所川内支所

不在者財産管理人　弁護士　川畑久怜葉

**無縁墳墓等改葬公告**

意楽寺墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので了承知下さい。

令和七年三月十九日

一、墳墓等所在地　佐賀県小城市牛津町柿樋瀬一〇二一―イ

一、墳墓等の名称　意楽寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、墓石名　佐藤家、中島家、他の不明墓石

一、改葬を行おうとする者　佐賀県小城市牛津町柿備瀬一〇二一―イ

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年３月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(103293　③代表取締役　竹内啓　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　埼玉県志木市中宗岡１丁目11番12号カンファー　トゥリー１Ｆ　神奈川県平塚市田村１丁目９―22グリッティパレス湘南Ａ１階　愛知県半田市東郷町４丁目103―２ＨＳスパリア１階　大分県別府市船小路町４番41号　新潟県新潟市中央区上近江１丁目４番17号サンリット上近江１階　静岡県掛川市南２丁目２―17　東京都杉並区天沼２丁目４―４荻窪ＳＹビル３階　愛知県名古屋市西区城西３丁目６―10Ｓａｋｕｒａ　ビベンテ１階　兵庫県姫路市北条宮の町111カーサイーグレット１Ｆ　富山県富山市天正寺1295ベル・ウィングⅡ１階　東京都大田区南蒲田１丁目１番25号蒲田東日本ビル８Ｆ　愛知県名古屋市名東区豊が丘1104リッチモンドイースト１階　⑤6000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　竹内啓

①ミサワホーム株式会社　②国土交通大臣(4)7576　③代表取締役　作尾徹也　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県厚木市中町４―16―18　埼玉県川口市戸塚１―５―10　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　ミサワホーム株式会社　代表取締役　作尾徹也

①株式会社ＦＲＴ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　②大阪府知事(1)65318　③代表取締役　古田務　④大阪府吹田市内本町一丁目23番５号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府吹田市内本町一丁目23番５号　株式会社ＦＲＴ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　代表取締役　古田務

## 第56期決算公告

令和７年３月19日
東京都足立区本木二丁目18番29号
**株式会社日新環境調査センター**
代表取締役　原重　正英

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 625,794 |
| | 固定資産 | 208,022 |
| | 資産合計 | 833,816 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 105,913 |
| | 賞与引当金 | 6,993 |
| | 固定負債 | 83,762 |
| | 退職給付引当金 | 68,122 |
| | 株主資本 | 644,140 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 604,140 |
| | 利益準備金 | 10,000 |
| | その他利益剰余金 | 594,140 |
| | （うち当期純利益） | (39,287) |
| | 負債・純資産合計 | 833,816 |

## 第40期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区南青山一丁目４番２号
南青山渡辺ビル５階
**株式会社エム・エス・シー**
代表取締役　新井　幸雄

**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 248,078 |
| | 固定資産 | 29,745 |
| | 資産合計 | 277,824 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 63,163 |
| | 固定負債 | 61,189 |
| | 株主資本 | 153,471 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 149,267 |
| | 利益準備金 | 1,250 |
| | その他利益剰余金 | 148,017 |
| | （うち当期純利益） | (26,088) |
| | 自己株式 | △5,796 |
| | 負債・純資産合計 | 277,824 |

## 第17期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
**デカ・オオサカ・インベストメント株式会社**
代表取締役　森田　威

**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 270,286,196 |
| | 固定資産 | 444,363,080 |
| | 合計 | 714,649,276 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 64,830,149 |
| | 固定負債 | 644,363,080 |
| | 株主資本 | 5,456,047 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 5,406,047 |
| | その他利益剰余金 | 5,406,047 |
| | （うち当期純損失） | (1,920,830) |
| | 合計 | 714,649,276 |

## 決算公告

令和７年３月19日
東京都港区南青山二丁目20番５号
**株式会社港コーポレーション**
代表取締役　吉田　泉

**貸借対照表の要旨**
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 20,464 |
| | 固定資産 | 1,081,924 |
| | 合計 | 1,102,388 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 7,342 |
| | 固定負債 | 457,419 |
| | 株主資本 | 637,626 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 627,626 |
| | その他利益剰余金 | 627,626 |
| | （うち当期純利益） | (8,767) |
| | 合計 | 1,102,388 |

## 決算公告

令和７年３月19日
東京都港区南青山二丁目20番５号
**株式会社青山プロパティーズ**
代表取締役　吉田　茂樹

**貸借対照表の要旨**
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 44,916 |
| | 固定資産 | 1,559,100 |
| | 合計 | 1,604,016 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 23,566 |
| | 固定負債 | 1,208,316 |
| | 株主資本 | 372,133 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 362,133 |
| | その他利益剰余金 | 362,133 |
| | （うち当期純利益） | (26,223) |
| | 合計 | 1,604,016 |

## 第75期決算公告

令和７年３月19日
東京都豊島区高田３丁目26番３号
**泰正株式会社**
代表取締役　上原　治

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 5,749,088 |
| | 固定資産 | 9,404,356 |
| | 合計 | 15,153,444 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,882,924 |
| | 株主資本 | 12,270,520 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | 12,170,520 |
| | 利益準備金 | 23,125 |
| | その他利益剰余金 | 12,147,395 |
| | （うち当期純利益） | (5,806,207) |
| | 合計 | 15,153,444 |

## 第７期決算公告

令和７年３月19日
熊本県荒尾市大島1733番５
**有明エナジー株式会社**
代表取締役　久保　宏幸

**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 57,038,636 |
| | 固定資産 | 4,345,000 |
| | 合計 | 61,383,636 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 38,559,145 |
| | 株主資本 | 22,824,491 |
| | 資本金 | 9,000,000 |
| | 資本剰余金 | 9,000,000 |
| | 資本準備金 | 9,000,000 |
| | 利益剰余金 | 4,824,491 |
| | その他利益剰余金 | 4,824,491 |
| | （うち当期純利益） | (1,490,249) |
| | 合計 | 61,383,636 |

## 第68期決算公告

令和７年２月25日
北九州市八幡西区築地町16番60号
**株式会社エア・ガシズ北九州**
代表取締役　宮嶋　寛幸

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 889,849 |
| | 固定資産 | 89,589 |
| | 資産合計 | 979,438 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 647,843 |
| | 固定負債 | 32,537 |
| | 株主資本 | 299,058 |
| | 資本金 | 29,530 |
| | 資本剰余金 | 15,918 |
| | 利益剰余金 | 253,610 |
| | 利益準備金 | 7,382 |
| | その他利益剰余金 | 246,228 |
| | （うち当期純利益） | (77,654) |
| | 負債・純資産合計 | 979,438 |

## 第77期決算公告

令和７年３月19日
静岡県沼津市大岡2170番地の１
**株式会社平安**
代表取締役　中野　宰孝

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,856 |
| | 固定資産 | 12,850 |
| | 繰延資産 | 1 |
| | 資産合計 | 17,707 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 454 |
| | 固定負債 | 14,597 |
| | 株主資本 | 2,656 |
| | 資本金 | 20 |
| | 利益剰余金 | 2,636 |
| | 利益準備金 | 5 |
| | その他利益剰余金 | 2,631 |
| | （うち当期純利益） | (38) |
| | 負債・純資産合計 | 17,707 |

## 第８期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
**一般社団法人ＷＮＩホールディングス**
代表理事　本郷　雅和

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,786,932 |
| | 固定資産 | 4,000,000 |
| | 合計 | 6,786,932 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 70,000 |
| | 基金等 | 6,716,932 |
| | 基金 | 8,373,000 |
| | 利益剰余金 | △1,656,068 |
| | その他利益剰余金 | △1,656,068 |
| | 合計 | 6,786,932 |

## 第11期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
**一般社団法人クレストホールディングス**
代表理事　本郷　雅和

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 21,166,229 |
| | 固定資産 | 27,042,858 |
| | 合計 | 48,209,087 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 7,126,018 |
| | 基金等 | 41,083,069 |
| | 基金 | 60,000,000 |
| | 利益剰余金 | △18,916,931 |
| | その他利益剰余金 | △18,916,931 |
| | 合計 | 48,209,087 |

## 第20期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
**ＫＴ六本木キャピタル一般社団法人**
代表理事　髙山　知也

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,032,171 |
| | 固定資産 | 3,100,000 |
| | 合計 | 4,132,171 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 70,000 |
| | 基金等 | 4,062,171 |
| | 基金 | 10,050,000 |
| | 利益剰余金 | △5,987,829 |
| | その他利益剰余金 | △5,987,829 |
| | 合計 | 4,132,171 |

## 第７期決算公告

令和７年３月19日
東京都渋谷区広尾１丁目３番１号
**Allganize Japan株式会社**
代表取締役　佐藤　康雄

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 228,061 |
| | 固定資産 | 27,197 |
| | 資産合計 | 255,258 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 155,293 |
| | (うち賞与引当金) | (6,270) |
| | 固定負債 | 257,291 |
| | 株主資本 | △157,325 |
| | 資本金 | 9,000 |
| | 利益剰余金 | △166,325 |
| | その他利益剰余金 | △166,325 |
| | (うち当期純損失) | (42,041) |
| | 負債・純資産合計 | 255,258 |

## 第12期決算公告

令和７年３月19日
静岡県静岡市駿河区南町２番23号
**一般社団法人新富士インター物流団地**
代表理事　本郷　雅和

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 319,073 |
| | 固定資産 | 2,500,000 |
| | 合計 | 2,819,073 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 181,000 |
| | 基金等 | 2,638,073 |
| | 基金 | 5,200,000 |
| | 利益剰余金 | △2,561,927 |
| | その他利益剰余金 | △2,561,927 |
| | 合計 | 2,819,073 |

## 第６期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区北青山一丁目２番３号
**ともえ一般社団法人**
代表理事　安田　幸一

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 114,621 |
| | 固定資産 | 250,000 |
| | 合計 | 364,621 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 91,800 |
| | 基金等 | 272,821 |
| | 基金 | 1,084,100 |
| | 利益剰余金 | △811,279 |
| | その他利益剰余金 | △811,279 |
| | 合計 | 364,621 |

## 第20期決算公告

令和７年３月19日
神奈川県小田原市南鴨宮三丁目11番10号
**株式会社エムジープランニング**
代表取締役　廣澤　康雄

**貸借対照表の要旨**（令和６年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 8,375 |
| | 固定資産 | 678,369 |
| | 資産合計 | 686,744 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 58,075 |
| | 固定負債 | 453,401 |
| | 負債合計 | 511,476 |
| | 株主資本 | 175,268 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 172,268 |
| | その他利益剰余金 | 172,268 |
| | (うち当期純利益) | (8,559) |
| | 純資産合計 | 175,268 |
| | 負債・純資産合計 | 686,744 |

## 第67期決算公告

令和７年３月19日
東京都千代田区神田錦町三丁目17番地
**廣瀬ビルディング株式会社**
取締役社長　廣瀬　直之

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 973,825 |
| | 固定資産 | 1,384,364 |
| | 資産合計 | 2,358,189 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 473,388 |
| | 建物圧縮引当金 | 336,641 |
| | 固定負債 | 702,642 |
| | 株主資本 | 1,182,158 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 1,962,558 |
| | 利益準備金 | 40,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,922,558 |
| | (うち当期純利益) | (143,753) |
| | 自己株式 | △800,400 |
| | 負債・純資産合計 | 2,358,189 |

## 第49期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区港南二丁目17番１号
**株式会社電通総研アシスト**
代表取締役社長　荒木真一郎

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 226,183 |
| | 固定資産 | 22,551 |
| | 資産合計 | 248,735 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 112,704 |
| | 役員賞与引当金 | 1,300 |
| | その他 | 111,404 |
| | 株主資本 | 136,030 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 126,030 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 123,530 |
| | (うち当期純利益) | (31,308) |
| | 負債・純資産合計 | 248,735 |

## 第58期決算公告

2025年３月12日
大阪市淀川区西中島５丁目４番20号
**株式会社関西シビルコンサルタント**
代表取締役社長　瀧浪　秀元

**貸借対照表の要旨**（2024年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,693,820 |
| | 固定資産 | 25,341 |
| | 資産合計 | 1,719,161 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 104,810 |
| | 固定負債 | 141,640 |
| | 負債合計 | 246,450 |
| | 株主資本 | 1,472,711 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 1,462,711 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,457,711 |
| | (うち当期純利益) | (18,427) |
| | 純資産合計 | 1,472,711 |
| | 負債・純資産合計 | 1,719,161 |

## 第56期決算公告

令和７年３月４日
札幌市西区発寒16条14丁目６番37号
**ナブコメタル株式会社**
代表取締役　宮下　達也

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 241,479 |
| | 固定資産 | 266,912 |
| | 合計 | 508,391 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 285,865 |
| | 固定負債 | 92,486 |
| | 株主資本 | 130,040 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 90,040 |
| | 利益準備金 | 10,000 |
| | その他利益剰余金 | 80,040 |
| | (うち当期純損失) | (26,486) |
| | 合計 | 508,391 |

## 第１期決算公告

令和７年３月19日
神奈川県小田原市南鴨宮三丁目11番10号
**株式会社ワイエムプランニング**
代表取締役　廣澤　康雄

**貸借対照表の要旨**（令和６年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 12,000 |
| | 資産合計 | 12,000 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 453 |
| | 負債合計 | 453 |
| | 株主資本 | 11,547 |
| | 資本金 | 12,000 |
| | 利益剰余金 | △453 |
| | その他利益剰余金 | △453 |
| | (うち当期純損失) | (453) |
| | 純資産合計 | 11,547 |
| | 負債・純資産合計 | 12,000 |

## 第７期決算公告

令和７年３月19日
島根県出雲市国富町354番地
**株式会社なかむら**
代表取締役　太田　幸雄

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 7,988,384 |
| | 固定資産 | 1,631,671 |
| | 資産合計 | 9,620,055 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,093,941 |
| | 固定負債 | 2,200,000 |
| | 株主資本 | 6,326,114 |
| | 資本金 | 1,510,000 |
| | 利益剰余金 | 4,816,114 |
| | 利益準備金 | 1,370,000 |
| | その他利益剰余金 | 3,446,114 |
| | (うち当期純利益) | (3,134,324) |
| | 負債・純資産合計 | 9,620,055 |

## 第13期決算公告

令和７年３月19日
島根県出雲市国富町1310番地１
**株式会社出雲あぐり村**
代表取締役　大福　里志

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 8,071,231 |
| | 固定資産 | 26,819,702 |
| | 資産合計 | 34,890,933 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,721,000 |
| | 固定負債 | 9,828,572 |
| | 株主資本 | 22,341,361 |
| | 資本金 | 7,966,000 |
| | 利益剰余金 | 14,375,361 |
| | 利益準備金 | 7,966,000 |
| | その他利益剰余金 | 6,409,361 |
| | (うち当期純利益) | (2,095,141) |
| | 負債・純資産合計 | 34,890,933 |

## 第22期決算公告

令和７年３月19日
島根県出雲市西代町236番地２
**株式会社グリーンファーム西代**
代表取締役　原　広信

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 18,269,925 |
| | 固定資産 | 12,224,057 |
| | 資産合計 | 30,493,982 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 11,864,819 |
| | 固定負債 | 3,395,369 |
| | 株主資本 | 15,233,794 |
| | 資本金 | 5,000,000 |
| | 利益剰余金 | 10,233,794 |
| | 利益準備金 | 5,000,000 |
| | その他利益剰余金 | 5,233,794 |
| | (うち当期純利益) | (907,869) |
| | 負債・純資産合計 | 30,493,982 |

**第39期決算公告**　令和７年２月21日
千葉県市川市鬼高１丁目１番１号
ニッケコルトンプラザ内
**コスモ・メンテナンス株式会社**
代表取締役　笹本　浩
**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 123,613 |
| | 固定資産 | 30,781 |
| | 資産合計 | 154,394 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 77,792 |
| | 固定負債 | 549 |
| | 株主資本 | 76,053 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 56,053 |
| | 利益準備金 | 4,417 |
| | その他利益剰余金 | 51,636 |
| | （うち当期純利益） | (6,921) |
| | 負債・純資産合計 | 154,394 |

**第77期決算公告**
令和７年３月19日
栃木県那須烏山市藤田1200番地
**東北化工株式会社**
代表取締役社長　西本　圭吾
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,012 |
| | 固定資産 | 495 |
| | 資産合計 | 1,507 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 358 |
| | 固定負債 | 68 |
| | 株主資本 | 1,081 |
| | 資本金 | 125 |
| | 利益剰余金 | 956 |
| | 利益準備金 | 31 |
| | その他利益剰余金 | 925 |
| | （うち当期純損失） | (81) |
| | 負債・純資産合計 | 1,507 |

**第13期決算公告**
令和７年３月２日
沖縄県那覇市字安里45番地
**公益社団法人久米国鼎会**
会長　奥村　正明
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 29,402 |
| | 固定資産 | 1,100,896 |
| | 合計 | 1,130,298 |
| 負債及び正味財産の部 | 流動負債 | 5,000 |
| | 固定負債 | 142,249 |
| | 負債合計 | 147,249 |
| | 指定正味財産 | 0 |
| | 一般正味財産 | 983,049 |
| | （基本財産充当額） | (277,877) |
| | （特定資産充当額） | (238,546) |
| | 正味財産合計 | 983,049 |
| | 合計 | 1,130,298 |

**第７期決算公告**
令和７年３月19日
東京都千代田区神田須田町一丁目１番地９
**株式会社プラン・レジデンシャルリース**
代表取締役　杉山　浩一
**貸借対照表の要旨**
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 235,542 |
| | 固定資産 | 44,677 |
| | 資産合計 | 280,220 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 250,568 |
| | 株主資本 | 29,652 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | 24,652 |
| | その他利益剰余金 | 24,652 |
| | （うち当期純利益） | (15,414) |
| | 負債・純資産合計 | 280,220 |

※令和７年２月１日に吸収合併により消滅。

**第22期決算公告**
令和７年３月19日
東京都千代田区神田須田町一丁目１番地９
**株式会社プラン・ドゥ**
代表取締役　杉山　浩一
**貸借対照表の要旨**
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,426,578 |
| | 固定資産 | 3,539,843 |
| | 資産合計 | 6,966,421 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,983,425 |
| | 固定負債 | 3,677,446 |
| | 株主資本 | 1,305,550 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 1,295,550 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,293,050 |
| | （うち当期純利益） | (307,750) |
| | 負債・純資産合計 | 6,966,421 |

**第５期決算公告**　令和７年３月19日
東京都文京区音羽二丁目12番21号
**株式会社コンテンツデータマーケティング**
代表取締役　吉羽　治
**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 426,397 |
| | 固定資産 | 497,780 |
| | 繰延資産 | 374 |
| | 資産合計 | 924,552 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 102,376 |
| | 株主資本 | 822,176 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 1,464,454 |
| | 資本準備金 | 764,500 |
| | その他資本剰余金 | 699,954 |
| | 利益剰余金 | △652,277 |
| | その他利益剰余金 | △652,277 |
| | （うち当期純損失） | (263,509) |
| | 負債・純資産合計 | 924,552 |

**第37期決算公告**　令和７年３月19日
東京都渋谷区初台一丁目53番６号
**株式会社アストロン**
代表取締役　中島　義弘
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 454,300 |
| | 固定資産 | 71,003 |
| | 合計 | 525,304 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 129,137 |
| | 固定負債 | 30,765 |
| | 株主資本 | 365,401 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 370,801 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 368,301 |
| | （うち当期純利益） | (51,169) |
| | 自己株式 | △15,400 |
| | 合計 | 525,304 |

**第２期決算公告**　令和７年２月18日
東京都台東区台東一丁目24番９号
ブライト秋葉原
**リベルタ・インベストメント・パートナーズ株式会社**
代表取締役　土井　保人
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 64,878 |
| | 固定資産 | 2,168 |
| | 繰延資産 | 495 |
| | 資産合計 | 67,542 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,202 |
| | 株主資本 | 66,340 |
| | 資本金 | 90,000 |
| | 利益剰余金 | △23,659 |
| | その他利益剰余金 | △23,659 |
| | （うち当期純損失） | (12,091) |
| | 負債・純資産合計 | 67,542 |

**第12期決算公告**　令和７年３月19日
東京都台東区東上野４－13－９
ＲＯＵＴＥ89ＢＬＤＧ．
**株式会社キッチハイク**
**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 457,410 |
| | 固定資産 | 108,691 |
| | 資産合計 | 566,101 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 280,114 |
| | 固定負債 | 256,680 |
| | 株主資本 | 29,306 |
| | 資本金 | 45,022 |
| | 資本剰余金 | 409,550 |
| | 資本準備金 | 404,550 |
| | 自己株処分差益 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △425,265 |
| | その他利益剰余金 | △425,265 |
| | （うち当期純損失） | (151,218) |
| | 負債・純資産合計 | 566,101 |

**第８期決算公告**　令和７年３月19日
栃木県足利市樺崎町1950番地５
**東武冶金株式会社**
代表取締役社長　小堺　一紀
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,136,447 |
| | 固定資産 | 44,466 |
| | 合計 | 1,180,913 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 177,652 |
| | 固定負債 | 100,000 |
| | 株主資本 | 901,270 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益準備金 | 500 |
| | 利益剰余金 | 850,770 |
| | （うち当期純利益） | (77,338) |
| | 評価・換算差額等 | 1,991 |
| | 合計 | 1,180,913 |

**第45期決算公告**　令和７年３月19日
宮城県柴田郡村田町菅生６－１
**株式会社菅生**
代表取締役　佐々木一成
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 383,849 |
| | 固定資産 | 52,572 |
| | 合計 | 436,422 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 357,578 |
| | 賞与引当金 | 15,038 |
| | 固定負債 | 35,516 |
| | 退職給付引当金 | 19,166 |
| | 株主資本 | 43,327 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 33,327 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 30,827 |
| | （うち当期純利益） | (9,312) |
| | 合計 | 436,422 |

**第73期決算公告**　令和７年３月19日
東京都荒川区東日暮里五丁目11番10号
**株式会社ウチダ和漢薬**
代表取締役　吉川　英樹
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,573,718 |
| | 固定資産 | 1,099,098 |
| | 資産合計 | 3,672,816 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,532,044 |
| | 固定負債 | 23,990 |
| | 株主資本 | 2,116,782 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 130,773 |
| | 資本準備金 | 130,773 |
| | 利益剰余金 | 1,886,008 |
| | 利益準備金 | 1,886,008 |
| | （うち当期純利益） | (248,783) |
| | 負債・純資産合計 | 3,672,816 |

**第９期決算公告**　令和７年３月19日
神奈川県愛甲郡愛川町三増247番地15
**株式会社ＩＣＳホールディングス**
代表取締役社長　新川　親生
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,279,838 |
| | 固定資産 | 2,888,187 |
| | 合計 | 6,168,025 |
| 負純債資及産び部の | 流動負債 | 131,340 |
| | 固定負債 | 356,350 |
| | 株主資本 | 5,680,335 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 3,381,558 |
| | 資本準備金 | 3,381,558 |
| | 利益剰余金 | 2,198,776 |
| | 利益準備金 | 0 |
| | その他利益剰余金 | 2,198,776 |
| | （うち当期純利益） | (136,782) |
| | 合計 | 6,168,025 |

**第　９　期　決　算　公　告**
令和７年３月19日
千葉県浦安市高洲１丁目１番29
**株式会社プラクロス**
代表取締役　大島　茂
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 159,957 |
| | 固定資産 | 63,886 |
| | 合計 | 223,844 |
| 負純債資及産び部の | 流動負債 | 239,492 |
| | 固定負債 | 20,000 |
| | 株主資本 | △35,648 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △45,648 |
| | 利益準備金 | 900 |
| | その他利益剰余金 | △46,548 |
| | （うち当期純損失） | (17,424) |
| | 合計 | 223,844 |

**第３期決算公告**　令和７年３月19日
群馬県高崎市箕郷町矢原2177番地１
**石関プレシジョン株式会社**
代表取締役社長　新川　親生
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 60,567 |
| | 固定資産 | 32 |
| | 合計 | 60,599 |
| 負純債資及産び部の | 流動負債 | 22,215 |
| | 固定負債 | 60,000 |
| | 株主資本 | △21,616 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 0 |
| | 資本準備金 | 0 |
| | 利益剰余金 | △31,616 |
| | 利益準備金 | 0 |
| | その他利益剰余金 | △31,616 |
| | （うち当期純損失） | (17,014) |
| | 合計 | 60,599 |

**第　21　期　決　算　公　告**
令和７年３月18日　山梨県北杜市須玉町若神子4601番地
**北東技研工業株式会社**
代表取締役社長　矢嶋　俊郎
**貸借対照表の要旨**　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 396,721 | 流動負債 | 221,627 |
| 固定資産 | 520,197 | （賞与引当金） | (23,975) |
| | | 固定負債 | 13,861 |
| | | （退職給付引当金） | (6,597) |
| | | 株主資本 | 674,196 |
| | | 資本金 | 52,000 |
| | | 利益剰余金 | 622,196 |
| | | 利益準備金 | 11,845 |
| | | その他利益剰余金 | 610,350 |
| | | （うち当期純利益） | (44,660) |
| | | 評価・換算差額等 | 7,234 |
| 資産合計 | 916,919 | 負債・純資産合計 | 916,919 |

**第　25　期　決　算　公　告**
令和７年３月18日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
**株式会社ＩＣＭＧ**
代表取締役　**船**橋　元
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 500 | 流動負債 | 317 |
| 固定資産 | 703 | 固定負債 | 219 |
| | | 株主資本 | 645 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 資本剰余金 | 236 |
| | | 資本準備金 | 236 |
| | | 利益剰余金 | 431 |
| | | 利益準備金 | 5 |
| | | その他利益剰余金 | 425 |
| | | 自己株式 | △122 |
| | | 評価・換算差額等 | 22 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 22 |
| 資産合計 | 1,204 | 負債・純資産合計 | 1,204 |

(注)　当期純利益　26百万円

**第　61　期　決　算　公　告**
令和７年３月19日　愛知県豊田市堤町寺池上９番地１
**ＮＰＡエンジニアリング＆メンテナンス株式会社**
代表取締役　藤原　裕祐
**貸借対照表の要旨**　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 937,442 | 流動負債 | 703,834 |
| 固定資産 | 61,799 | 固定負債 | 36,805 |
| | | （退職給付引当金） | (5,139) |
| | | 負債合計 | 740,639 |
| | | 株主資本 | 258,601 |
| | | 資本金 | 20,000 |
| | | 資本剰余金 | 70,000 |
| | | 資本準備金 | 70,000 |
| | | 利益剰余金 | 168,601 |
| | | 利益準備金 | 22,500 |
| | | その他利益剰余金 | 146,101 |
| | | （うち当期純利益） | (46,544) |
| | | 純資産合計 | 258,601 |
| 資産合計 | 999,241 | 負債・純資産合計 | 999,241 |

**第　65　期　決　算　公　告**
2025年３月19日　静岡県浜松市浜名区根堅1066番地
**浜北工業株式会社**
代表取締役　奥原　顕二
**貸借対照表の要旨**　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 326,080 | 流動負債 | 915,607 |
| 固定資産 | 774,802 | （賞与引当金） | (26,034) |
| | | 固定負債 | 0 |
| | | （退職給付引当金） | (0) |
| | | 株主資本 | 185,276 |
| | | 資本金 | 42,950 |
| | | 資本剰余金 | 2,950 |
| | | 資本準備金 | 2,950 |
| | | 利益剰余金 | 139,376 |
| | | 利益準備金 | 10,738 |
| | | その他利益剰余金 | 128,638 |
| | | （うち当期純利益） | (39,082) |
| 資産合計 | 1,100,883 | 負債・純資産合計 | 1,100,883 |

**第52期決算公告**　令和７年３月19日
神奈川県愛甲郡愛川町三増247番地15
**株式会社アイ・シイ・エス**
代表取締役社長　新川　和生
**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 5,697,769 |
| | 固定資産 | 2,386,665 |
| | 合計 | 8,084,434 |
| 負純債資及産び部の | 流動負債 | 788,201 |
| | 固定負債 | 558,561 |
| | 株主資本 | 6,606,798 |
| | 資本金 | 220,000 |
| | 資本剰余金 | 77,820 |
| | 利益準備金 | 15,000 |
| | 別途積立金 | 300,000 |
| | 利益剰余金 | 5,993,978 |
| | （うち当期純利益） | (763,587) |
| | 評価・換算差額等 | 130,874 |
| | 合計 | 8,084,434 |

**第　９　期　決　算　公　告**
令和７年３月19日
東京都千代田区大手町一丁目１番１号
大手町パークビルディング
**トロント・ドミニオン日本証券株式会社**
代表取締役　大塚　武生
**貸借対照表の要旨**（令和６年10月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,637,038 | 流動負債 | 362,006 |
| 固定資産 | 131,529 | 固定負債 | 39,322 |
| | | 株主資本 | 1,367,238 |
| | | 資本金 | 550,001 |
| | | 資本剰余金 | 450,000 |
| | | 資本準備金 | 450,000 |
| | | 利益剰余金 | 367,237 |
| | | その他利益剰余金 | 367,237 |
| 資産合計 | 1,768,567 | 負債・純資産合計 | 1,768,567 |

**損益計算書の要旨**
（自　令和５年11月１日
至　令和６年10月31日）
（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 1,575,407 |
| 純営業収益 | 1,575,407 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,432,823 |
| 営業利益 | 142,583 |
| 営業外収益 | 635 |
| 経常利益 | 143,219 |
| 税引前当期純利益 | 143,219 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 72,624 |
| 法人税等調整額 | △12,650 |
| 当期純利益 | 83,244 |

## 第４期決算公告

令和７年３月19日　福岡市中央区天神一丁目13番２号

**嬉里・丸田宅地開発特定目的会社**

取締役　小林健一郎

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **特定資産の部** | | 流動負債 | 176,280 |
| 流動資産 | 1,731,613 | 固定負債 | 1,690,000 |
| **特定資産合計** | **1,731,613** | **負債合計** | **1,866,280** |
| **その他の資産の部** | | 社員資本 | 265,819 |
| 流動資産 | 400,393 | 特定資本金 | 10 |
| 固定資産 | 92 | 優先資本金 | 330,000 |
| | | 剰余金 | △64,191 |
| | | 当期未処理損失 | 64,191 |
| **その他の資産合計** | **400,485** | **純資産合計** | **265,819** |
| **資産合計** | **2,132,099** | **負債・純資産合計** | **2,132,099** |

**損益計算書の要旨**
（自　令和６年１月１日／至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 0 |
| 営業費用 | 32,466 |
| 営業損失 | 32,466 |
| 営業外収益 | 235 |
| 営業外費用 | 0 |
| 経常損失 | 32,230 |
| 税引前当期純損失 | 32,230 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 328 |
| 当期純損失 | 32,559 |
| 前期繰越損失 | 31,632 |
| 当期未処理損失 | 64,191 |

## 第77期決算公告

令和６年６月21日
大阪府大阪市大正区小林西１丁目25番13号

**関西海運株式会社**

代表取締役社長　松永　善和

**貸借対照表の要旨**（令和６年３月31日現在）

| | 科目 | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 640,968 |
| | 固定資産 | 105,848 |
| | **合計** | **746,816** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 350,626 |
| | 固定負債 | 97,480 |
| | 株主資本 | 298,709 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 288,709 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 286,209 |
| | （うち当期純利益） | (3,213) |
| | **合計** | **746,816** |

## 第２期決算公告

令和７年３月19日
北海道旭川市東三条三丁目１番３号

**株式会社リスタ**

代表取締役　加藤　巧

**貸借対照表の要旨**（令和６年５月31日現在）

| | 科目 | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 83,005 |
| | 固定資産 | 322,883 |
| | 繰延資産 | 694 |
| | **合計** | **406,582** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 25,303 |
| | 固定負債 | 293,980 |
| | 株主資本 | 87,299 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 77,299 |
| | その他利益剰余金 | 77,299 |
| | （うち当期純利益） | (41,952) |
| | **合計** | **406,582** |

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を九千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

北海道旭川市東三条三丁目一番三号

株式会社リスタ

代表取締役　加藤　巧

## 第５期決算公告

令和７年３月14日
神戸市中央区三宮町１丁目２番４号

**アシックストライアスサービス株式会社**

代表取締役　佐藤　泰弘

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| | 科目 | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 138,814 |
| | 固定資産 | 30,599 |
| | **合計** | **169,413** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 541,346 |
| | 固定負債 | 32,987 |
| | 株主資本 | △404,919 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 69,259 |
| | 資本準備金 | 50,000 |
| | その他資本剰余金 | 19,259 |
| | 利益剰余金 | △524,178 |
| | その他利益剰余金 | △524,178 |
| | （うち当期純損失） | (93,140) |
| | **合計** | **169,413** |

## 第37期決算公告

令和７年３月19日
茨城県つくば市妻木29番地の２

**恵友技工株式会社**

代表取締役　大西伸太郎

**貸借対照表の要旨**
（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

| | 科目 | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 6,697 |
| | 固定資産 | 112 |
| | **合計** | **6,809** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 894 |
| | 固定負債 | 4,571 |
| | 株主資本 | 1,344 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △8,656 |
| | その他利益剰余金 | △8,656 |
| | （うち当期純損失） | (1,006) |
| | **合計** | **6,809** |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年四月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

茨城県つくば市妻木二九番地の二

（甲）恵友技工株式会社

代表取締役　大西伸太郎

茨城県つくば市妻木二九番地二

（乙）有限会社ビッグウエスト

代表取締役　大西伸太郎

## 第１期決算公告

令和７年３月19日
新潟県佐渡市北狄1561番地

**佐渡尖閣湾リゾート株式会社**

代表取締役　髙橋　真一

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| | 科目 | 金額（円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 31,915,376 |
| | 固定資産 | 75,410,246 |
| | **合計** | **107,325,622** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 3,565,689 |
| | 固定負債 | 22,512,739 |
| | 株主資本 | 81,247,194 |
| | 資本金 | 37,500,000 |
| | 資本剰余金 | 37,500,000 |
| | 資本準備金 | 37,500,000 |
| | 利益剰余金 | 6,247,194 |
| | その他利益剰余金 | 6,247,194 |
| | （うち当期純利益） | (6,247,194) |
| | **合計** | **107,325,622** |

## 第46期決算公告

令和７年３月19日
千葉県松戸市紙敷1170番地

**株式会社大功**

代表取締役　中村　寧

**貸借対照表の要旨**（令和６年８月25日現在）

| | 科目 | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 282,392 |
| | 固定資産 | 617,341 |
| | 繰延資産 | 17,261 |
| | **資産合計** | **916,995** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 206,472 |
| | 固定負債 | 584,414 |
| | 株主資本 | 126,108 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 76,108 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 73,608 |
| | （うち当期純利益） | (4,375) |
| | **負債・純資産合計** | **916,995** |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

千葉県松戸市紙敷一一七〇番地

（甲）株式会社大功

代表取締役　中村　寧

千葉県松戸市紙敷一一七〇番地

（乙）有限会社ＤＬＰ

代表取締役　中村　寧

**理事当選公告**

令和七年一月三十一日開催の第五十回定時総会において、選挙の結果左記の者が理事に当選したので公告します。

記

京都府船井郡京丹波町大迫西ノ下四四番地

大田喜好

京都府船井郡京丹波町大迫山根一八番

堀廣巳

京都府船井郡京丹波町大迫山根二〇番地

堀幹男

京都府船井郡京丹波町大迫萩原一四番地

山口靖四

京都府船井郡京丹波町大迫西ノ下三八番地

桐野正則

令和七年三月十九日

京都府船井郡京丹波町大迫山根一五番地

大迫生産森林組合

選挙管理者　堀　廣巳

## 第 31 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

東京都小平市小川東町三丁目１番１号

**ブリヂストンタイヤサービス東日本株式会社**

代表取締役　仲村　克則

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 10,563 |
| | 固定資産 | 2,844 |
| | 資産合計 | 13,407 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 10,082 |
| | 賞与引当金 | 137 |
| | その他 | 9,945 |
| | 固定負債 | 1,425 |
| | 退職給付引当金 | 1,305 |
| | その他 | 120 |
| | 負債合計 | 11,507 |
| | 株主資本 | 1,900 |
| | 資本金 | 50 |
| | 資本剰余金 | 490 |
| | 資本準備金 | 223 |
| | その他資本剰余金 | 267 |
| | 利益剰余金 | 1,360 |
| | 利益準備金 | 19 |
| | その他利益剰余金 | 1,341 |
| | （うち当期純利益） | (423) |
| | 純資産合計 | 1,900 |
| | 負債・純資産合計 | 13,407 |

## 第 4 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

鹿児島市日之出町11番22号

**株式会社旺花**

代表取締役　清川　正彦

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 28,954 |
| | 固定資産 | 10,570 |
| | 合計 | 39,524 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 22,100 |
| | 固定負債 | 14,259 |
| | 株主資本 | 3,165 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 165 |
| | その他利益剰余金 | 165 |
| | （うち当期純損失） | (3,273) |
| | 合計 | 39,524 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

鹿児島市日之出町一一番二二号

株式会社清川旺花

鹿児島市日之出町一一番二二号

代表取締役　清川　正彦

代表取締役　有限会社九装

## 第 4 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

鉄鋼ビルディング４階

**Green Building特定目的会社**

取締役　山本　祐紀

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 特定資産 | — | 流動負債 | 532,873 |
| その他の資産 | 6,190,730 | 負債合計 | 532,873 |
| 流動資産 | 6,190,730 | 純資産の部 | |
| | | 社員資本 | 5,657,856 |
| | | 特定資本金 | 100 |
| | | 優先資本金 | 3,251,000 |
| | | 剰余金 | 2,406,756 |
| | | 当期未処分利益 | 2,406,756 |
| | | 純資産合計 | 5,657,856 |
| 資産合計 | 6,190,730 | 負債・純資産合計 | 6,190,730 |

**損益計算書の要旨**

（自　令和６年３月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 15,003,689 |
| 営業費用 | 12,272,433 |
| 営業利益 | 2,731,255 |
| 営業外収益 | 170 |
| 営業外費用 | 88,427 |
| 経常利益 | 2,642,998 |
| 特別損失 | 58,409 |
| 税引前当期純利益 | 2,584,589 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,708 |
| 当期純利益 | 2,582,881 |

## 第 40 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

東京都小平市小川東町三丁目１番１号

**ブリヂストンタイヤサービス西日本株式会社**

代表取締役　仲村　克則

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 10,093 |
| | 固定資産 | 2,981 |
| | 資産合計 | 13,074 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,123 |
| | 賞与引当金 | 132 |
| | その他 | 7,990 |
| | 固定負債 | 1,206 |
| | 退職給付引当金 | 1,120 |
| | その他 | 86 |
| | 負債合計 | 9,329 |
| | 株主資本 | 3,745 |
| | 資本金 | 30 |
| | 資本剰余金 | 299 |
| | 資本準備金 | 45 |
| | その他資本剰余金 | 254 |
| | 利益剰余金 | 3,416 |
| | 利益準備金 | 1 |
| | その他利益剰余金 | 3,415 |
| | （うち当期純利益） | (253) |
| | 評価・換算差額等 | 0 |
| | その他有価証券評価差額金 | 0 |
| | 純資産合計 | 3,745 |
| | 負債・純資産合計 | 13,074 |

## 第 35 期 決 算 公 告

令和７年３月19日

埼玉県富士見市東みずほ台一丁目９番地４

**株式会社パル・オネスト**

代表取締役　齋藤　裕之

**貸借対照表の要旨**（令和６年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,487,853,295 |
| | 固定資産 | 1,125,186,469 |
| | 資産合計 | 2,613,039,764 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,005,577,039 |
| | 賞与引当金 | 64,590,086 |
| | 固定負債 | 33,300,000 |
| | 株主資本 | 1,574,162,725 |
| | 資本金 | 50,000,000 |
| | 利益剰余金 | 1,524,162,725 |
| | 利益準備金 | 12,500,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,511,662,725 |
| | （うち当期純利益） | (131,343,222) |
| | 負債・純資産合計 | 2,613,039,764 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

埼玉県富士見市東みずほ台一丁目九番地四

株式会社パル・オネスト

東京都板橋区成増三丁目四八番二二号

代表取締役　齋藤　裕之

代表取締役　有限会社ファーマ・トラスト　齋藤　裕之

## 第17期決算公告

令和７年３月19日

東京都渋谷区本町一丁目20番２号

**株式会社ＮＩＫＫＯ**

代表取締役　丸井　一弘

**貸借対照表の要旨**（令和６年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 30,529,744 |
| | 固定資産 | 1,181,808 |
| | 無形固定資産 | 122,158 |
| | 投資その他の資産 | 1,059,650 |
| | 資産合計 | 31,711,552 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 44,979,789 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | △13,268,237 |
| | 資本金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | △23,268,237 |
| | その他利益剰余金 | △23,268,237 |
| | （うち当期純損失） | (17,931,981) |
| | 負債・純資産合計 | 31,711,552 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年三月十九日

東京都渋谷区本町一丁目二〇番二号

株式会社ＮＩＫＫＯ

代表取締役　丸井　一弘

## 第38期決算公告

令和７年３月19日
大阪市東住吉区北田辺四丁目15番17号
**株式会社共伸興産**
代表取締役　竹雨　泰洛

**貸借対照表の要旨**（令和６年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 78 |
| | 固定資産 | 322 |
| | 資産合計 | 400 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 22 |
| | 固定負債 | 261 |
| | 負債合計 | 283 |
| | 株主資本 | 116 |
| | 資本金 | 20 |
| | 利益剰余金 | 96 |
| | その他利益剰余金 | 96 |
| | （うち当期純損失） | (2) |
| | 純資産合計 | 116 |
| | 負債・純資産合計 | 400 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日
大阪市東住吉区北田辺四丁目一五番一七号
（甲）代表取締役　株式会社共伸興産　竹雨　泰洛
大阪市東住吉区北田辺四丁目一五番一七号
（乙）有限会社ベストソリューション
代表取締役　竹雨　泰洛

## 決算公告

令和７年３月19日
大阪市浪速区桜川二丁目10番１号
**株式会社ニューモリモト**
代表取締役　森本　直樹

**貸借対照表の要旨**
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 8,873 |
| | 固定資産 | 99,909 |
| | 合計 | 108,782 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 93,793 |
| | 株主資本 | 14,988 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 11,988 |
| | その他利益剰余金 | 11,988 |
| | （うち当期純利益） | (996) |
| | 合計 | 108,782 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりで、乙の計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日
大阪市浪速区桜川二丁目一〇番一号
（甲）株式会社ニューモリモト
代表取締役　森本　直樹
大阪府堺市西区浜寺石津町西三丁五番二五号
（乙）有限会社さぬき自動車
代表取締役　森本佳代子

## 第34期決算公告

令和７年３月19日
広島県福山市港町一丁目７番25号
**株式会社沼本ふとん店**
代表取締役　沼本　泰治

**貸借対照表の要旨**
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 10,317 |
| | 固定資産 | 3,858 |
| | 合計 | 14,176 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 47,953 |
| | 固定負債 | 41,321 |
| | 株主資本 | △ 75,099 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △ 95,099 |
| | その他利益剰余金 | △ 95,099 |
| | （うち当期純損失） | (4,135) |
| | 合計 | 14,176 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
広島県福山市港町一丁目七番二五号
株式会社沼本ふとん店
代表取締役　沼本　泰治

## 資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

スマートフォン向けゲーム「約束のネバーランド～狩庭からの脱走～」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用のゲーム内通貨の保有者に払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社サイバーエージェント
＜払戻し対象の前払式支払手段の種類＞
ダイヤ（有償のみ）
＜払戻しの申出期間＞
令和７年３月19日水曜日15時零分～令和７年６月19日木曜日15時零分迄
当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。
＜問い合わせ先＞
約束のネバーランド～狩庭からの脱走～カスタマーサポート：info@karineva.com
令和７年３月19日
東京都渋谷区宇田川町40番１号　株式会社サイバーエージェント

## 第35期決算公告

令和７年３月19日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目８番12号
**株式会社エストケム**
代表取締役　住吉　清

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 5,304,146 |
| | 固定資産 | 920,791 |
| | 合計 | 6,224,938 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 3,708,161 |
| | 賞与引当金 | 100,958 |
| | 固定負債 | 782,180 |
| | 退職給付引当金 | 26,682 |
| | 株主資本 | 1,615,052 |
| | 資本金 | 300,000 |
| | 資本剰余金 | 18,787 |
| | 資本準備金 | 18,787 |
| | 利益剰余金 | 1,332,761 |
| | 利益準備金 | 56,212 |
| | その他利益剰余金 | 1,276,548 |
| | （うち当期純利益） | (180,444) |
| | 自己株式 | △36,496 |
| | 評価・換算差額等 | 119,544 |
| | その他有価証券評価差額金 | 115,842 |
| | 繰延ヘッジ損益 | 3,701 |
| | 合計 | 6,224,938 |

## 第57期決算公告

令和７年３月19日
静岡県静岡市清水区横砂南町２番１号
**株式会社サニーメイズ**
代表取締役社長　西内　正美

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,156,629 |
| | 固定資産 | 580,080 |
| | 有形固定資産 | 533,493 |
| | 無形固定資産 | 617 |
| | 投資その他の資産 | 45,969 |
| | 資産合計 | 2,736,709 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 257,661 |
| | （うち賞与引当金） | (3,717) |
| | （うち役員賞与引当金） | (3,100) |
| | 固定負債 | 43,237 |
| | （うち退職給付引当金） | (43,237) |
| | 負債合計 | 300,898 |
| | 株主資本 | 2,422,106 |
| | 資本金 | 120,000 |
| | 利益剰余金 | 2,302,106 |
| | 利益準備金 | 30,000 |
| | その他利益剰余金 | 2,272,106 |
| | （うち当期純利益） | (389,000) |
| | 評価・換算差額等 | 13,704 |
| | 繰延ヘッジ損益 | 13,704 |
| | 純資産合計 | 2,435,810 |
| | 負債・純資産合計 | 2,736,709 |

## 第57期決算公告

令和７年３月19日
石川県加賀市永井町88の１番地２
**和幸理研株式会社**
代表取締役　打本　純也

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月20日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 419,929 |
| | 固定資産 | 384,828 |
| | 合計 | 804,758 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 215,798 |
| | 固定負債 | 120,714 |
| | 株主資本 | 468,244 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 147,000 |
| | 利益剰余金 | 271,244 |
| | 利益準備金 | 8,100 |
| | その他利益剰余金 | 263,144 |
| | （うち当期純利益） | (34,737) |
| | 合計 | 804,758 |

## 第16期決算公告

2025年３月19日
神奈川県伊勢原市鈴川45
**株式会社マグネスケール**
代表取締役会長　森　雅彦

**貸借対照表の要旨**（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 11,873 | 流動負債 | 2,487 |
| 固定資産 | 6,909 | 固定負債 | 723 |
| 有形固定資産 | 6,217 | 負債合計 | 3,211 |
| 無形固定資産 | 443 | 株主資本 | 15,571 |
| 投資その他の資産 | 248 | 資本金 | 1,000 |
| | | 資本剰余金 | 5,068 |
| | | その他資本剰余金 | 5,068 |
| | | 利益剰余金 | 9,503 |
| | | その他利益剰余金 | 9,503 |
| | | 純資産合計 | 15,571 |
| 資産合計 | 18,782 | 負債・純資産合計 | 18,782 |

**損益計算書の要旨**
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 売上高 | 14,403 |
| 売上原価 | 10,344 |
| 売上総利益 | 4,058 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,243 |
| 営業利益 | 1,815 |
| 営業外収益 | 111 |
| 営業外費用 | 43 |
| 経常利益 | 1,883 |
| 特別利益 | — |
| 特別損失 | — |
| 税引前当期純利益 | 1,883 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 444 |
| 法人税等調整額 | 80 |
| 当期純利益 | 1,357 |

## 第３期決算公告

令和７年２月28日
長野県長野市三輪六丁目６番２号
**株式会社ＥＡリサーチ**
代表取締役　北條　敏彦

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 9,118 |
| | 固定資産 | 11,602 |
| | 有形固定資産 | 11,104 |
| | 投資その他の資産 | 497 |
| | 繰延資産 | 878 |
| | 合計 | 21,599 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 10,606 |
| | 固定負債 | 11,580 |
| | 株主資本 | △586 |
| | 資本金 | 2,500 |
| | 利益剰余金 | △3,086 |
| | その他利益剰余金 | △3,086 |
| | （うち当期純利益） | (5,536) |
| | 合計 | 21,599 |

## 第１期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区芝２丁目２番12号
浜松町ＰＲＥＸ11階
**江夏株式会社**
代表取締役　田中　佳宜

**貸借対照表の要旨**
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 680,654,802 |
| | 固定資産 | 1,815,063,687 |
| | 資産合計 | 2,495,718,489 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 37,849,874 |
| | 固定負債 | 2,409,232,679 |
| | 株主資本 | 48,635,936 |
| | 資本金 | 9,000,000 |
| | 利益剰余金 | 39,635,936 |
| | その他利益剰余金 | 39,635,936 |
| | （うち当期純利益） | (39,635,936) |
| | 負債・純資産合計 | 2,495,718,489 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するＫＯＫＡＳＴＡＲ株式会社（住所東京都港区芝二丁目二番一二号浜松町ＰＲＥＸ一一階）に対して当社の不動産担保融資事業（銀行借入等を含む）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
東京都港区芝二丁目二番一二号浜松町
ＰＲＥＸ一一階
代表取締役　江夏株式会社
田中　佳宜

## 第52期決算公告

令和７年３月18日
大阪市東成区深江北１丁目10番25号
**株式会社大阪共立**
代表取締役社長　黒木　郁夫

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,010,902 |
| | 固定資産 | 144,864 |
| | 合計 | 1,155,767 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 556,204 |
| | 固定負債 | 204,434 |
| | 株主資本 | 395,129 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 355,129 |
| | 利益準備金 | 10,000 |
| | その他利益剰余金 | 345,129 |
| | （うち当期純利益） | (74,966) |
| | 合計 | 1,155,767 |

## 第６期決算公告

2025年３月19日　北海道北広島市Ｆビレッジ１番地
**株式会社ファイターズ スポーツ＆エンターテイメント**
代表取締役社長　小村　勝

**貸借対照表の要旨**（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 7,007 | 流動負債 | 25,150 |
| 固定資産 | 59,119 | 賞与引当金 | 87 |
| | | 固定負債 | 14,889 |
| | | 退職給付引当金 | 90 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 31 |
| | | 株主資本 | 26,087 |
| | | 資本金 | 12,000 |
| | | 資本剰余金 | 12,000 |
| | | 資本準備金 | 12,000 |
| | | 利益剰余金 | 2,087 |
| | | その他利益剰余金 | 2,087 |
| 資産合計 | 66,127 | 負債・純資産合計 | 66,127 |

**損益計算書の要旨**
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 売上高 | 23,931 |
| 売上原価 | 15,691 |
| 売上総利益 | 8,240 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,990 |
| 営業利益 | 4,249 |
| 営業外収益 | 53 |
| 営業外費用 | 198 |
| 経常利益 | 4,105 |
| 特別利益 | 0 |
| 特別損失 | 17 |
| 税引前当期純利益 | 4,088 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,226 |
| 法人税等調整額 | △184 |
| 当期純利益 | 3,045 |

「決算公告」は、信頼と実績のある官報をご利用ください。
独立行政法人　国立印刷局

## 第37期決算公告

令和７年３月19日
山梨県笛吹市八代町米倉1447番地
**甲斐食産株式会社**
代表取締役　小川　学

**貸借対照表の要旨**
（令和６年２月29日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,926,691 | 流動負債 | 1,068,843 |
| 固定資産 | 1,212,653 | 賞与引当金 | 11,000 |
| 繰延資産 | 58,891 | 固定負債 | 207,688 |
| | | 株主資本 | 1,921,703 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 38,000 |
| | | その他資本剰余金 | 38,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,873,703 |
| | | その他利益剰余金 | 1,873,703 |
| | | （うち当期純利益） | (255,746) |
| 資産合計 | 3,198,235 | 負債・純資産合計 | 3,198,235 |

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の養豚業に関する事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年三月十九日
千葉県旭市清和甲一六五一番地
（甲）株式会社椿農場
代表取締役　小川　学
山梨県笛吹市八代町米倉一四四七番地
（乙）甲斐食産株式会社
代表取締役　小川　学

## 第75期決算公告

令和７年３月19日

大阪府東大阪市菱屋東二丁目１番29号
**生興株式会社**
代表取締役　古谷　勝彦

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 6,655,715 | 流動負債 | 2,632,521 |
| 固定資産 | 3,838,128 | 固定負債 | 347,033 |
| | | 株主資本 | 7,514,289 |
| | | 資本金 | 380,000 |
| | | 資本剰余金 | 248,000 |
| | | 資本準備金 | 248,000 |
| | | 利益剰余金 | 6,886,445 |
| | | 利益準備金 | 62,760 |
| | | その他利益剰余金 | 6,823,685 |
| | | （うち当期純利益） | (388,206) |
| | | 自己株式 | △156 |
| 資産合計 | 10,493,844 | 負債・純資産合計 | 10,493,844 |

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億八千二百万円、資本準備金の額を一億九千九百万円減少し、それぞれ九千八百万円、四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
大阪府東大阪市菱屋東二丁目一番二九号
生興株式会社
代表取締役　古谷　勝彦

## 第１期決算公告

令和７年３月19日

東京都千代田区麹町三丁目２番地垣見麹町ビル別館４階
**ＨＴホールディングス株式会社**
代表取締役　徳永　康雄

**貸借対照表の要旨**　（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 科目 | 金額 | 負債及び純資産の部 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 10,311 | 流動負債 | 67,078 |
| 固定資産 | 2,218,367 | 固定負債 | 1,231,440 |
| | | 株主資本 | 930,161 |
| | | 資本金 | 30,000 |
| | | 資本剰余金 | 970,000 |
| | | 資本準備金 | 500,000 |
| | | その他資本剰余金 | 470,000 |
| | | 利益剰余金 | △69,838 |
| | | その他利益剰余金 | △69,838 |
| | | （うち当期純損失） | (69,838) |
| 資産合計 | 2,228,679 | 負債・純資産合計 | 2,228,679 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
東京都千代田区麹町三丁目二番地垣見麹町ビル別館四階
ＨＴホールディングス株式会社
代表取締役　徳永　康雄

## 決算公告

令和７年３月19日　東京都世田谷区用賀三丁目11番12号
**株式会社クリケット**
代表取締役　竹下　和弘

**貸借対照表の要旨**　（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 科目 | 金額 | 負債及び純資産の部 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,849,568 | 流動負債 | 213,511 |
| 固定資産 | 1,628,904 | 固定負債 | 4,134 |
| | | 株主資本 | 4,260,827 |
| | | 資本金 | 5,000 |
| | | 資本剰余金 | 988,453 |
| | | その他資本剰余金 | 988,453 |
| | | 利益剰余金 | 4,780,513 |
| | | 利益準備金 | 1,250 |
| | | その他利益剰余金 | 4,779,263 |
| | | （うち当期純損失） | (183,568) |
| | | 自己株式 | △1,513,139 |
| 合計 | 4,478,473 | 合計 | 4,478,473 |

**準備金の額の減少公告**

当社は、効力発生日を令和六年十月三十一日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。効力発生日は令和七年四月二十四日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
東京都世田谷区用賀三丁目一一番一二号
株式会社クリケット
代表取締役　竹下　和弘

## 決算公告

令和７年３月19日　福岡県福津市花見が浜一丁目５番１号
**株式会社緑風会**
代表取締役　伊藤　雅子

**貸借対照表の要旨**
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 科目 | 金額 | 負債及び純資産の部 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 534,124 | 流動負債 | 29,608 |
| 固定資産 | 1,713,007 | 固定負債 | 148,233 |
| 繰延資産 | 137 | 株主資本 | 2,069,428 |
| | | 資本金 | 5,000 |
| | | 利益剰余金 | 2,564,528 |
| | | 利益準備金 | 1,250 |
| | | 別途積立金 | 700,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,863,278 |
| | | （うち当期純損失） | (128,585) |
| | | 自己株式 | △500,100 |
| 資産合計 | 2,247,270 | 負債・純資産合計 | 2,247,270 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日
福岡県福津市花見が浜一丁目五番一号
（甲）株式会社緑風会
代表取締役　伊藤　雅子
福岡県福津市花見が浜一丁目五番一号
（乙）有限会社サンシヤイン
代表取締役　伊藤　雅子

## 第１期決算公告

令和７年３月19日
広島市中区橋本町９番７号
**一般社団法人みんなの防災倉庫普及協会**
代表理事　益本　秀則

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 41,624 |
| | 固定資産 | — |
| | 合計 | 41,624 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 735,135 |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | △ 693,511 |
| | 利益剰余金 | △ 693,511 |
| | その他利益剰余金 | △ 693,511 |
| | （うち当期純損失） | （693,511） |
| | 合計 | 41,624 |

## 第65期決算公告

令和７年３月14日
大阪府大阪市北区大淀北２丁目１番２号
**日本ペイントマリン株式会社**
代表取締役社長　グラディス・ゴー・ケイ・ジャン

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 10,231 | 流動負債 | 13,605 |
| 固定資産 | 6,224 | 固定負債 | 281 |
| | | 株主資本 | 2,522 |
| | | 資本金 | 1,200 |
| | | 資本剰余金 | 4 |
| | | その他資本剰余金 | 4 |
| | | 利益剰余金 | 1,318 |
| | | 利益準備金 | 120 |
| | | その他利益剰余金 | 1,198 |
| | | 評価・換算差額等 | 46 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 46 |
| 資産合計 | 16,456 | 負債・純資産合計 | 16,456 |

**損益計算書の要旨**
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 売上高 | 18,787 |
| 売上原価 | 15,359 |
| 売上総利益 | 3,428 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,141 |
| 営業利益 | 287 |
| 営業外収益 | 834 |
| 営業外費用 | 58 |
| 経常利益 | 1,062 |
| 特別損益 | 5 |
| 税引前当期純利益 | 1,068 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 42 |
| 当期純利益 | 1,025 |

## 決算公告

令和７年３月19日
神奈川県川崎市多摩区生田八丁目19番１号
**株式会社キスオンザグリーン**
代表取締役　丸山　大知

**貸借対照表の要旨**
（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 111,726 |
| | 固定資産 | 31,070 |
| | 合計 | 142,796 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 86,606 |
| | 固定負債 | 71,473 |
| | 株主資本 | △ 15,283 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △ 18,283 |
| | その他利益剰余金 | △ 18,283 |
| | （うち当期純損失） | （28,120） |
| | 合計 | 142,796 |

## 決算公告

令和７年３月19日
岐阜県中津川市苗木4586番地の50
**丸山木材ホールディングス株式会社**
代表取締役　丸山　大知

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 915,236 |
| | 固定資産 | 4,168,199 |
| | 繰延資産 | 12,533 |
| | 合計 | 5,095,968 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 534,691 |
| | 固定負債 | 2,608,632 |
| | 株主資本 | 1,952,645 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 資本剰余金 | 123 |
| | 利益剰余金 | 1,872,522 |
| | 利益準備金 | 27,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,845,522 |
| | （うち当期純利益） | （611,440） |
| | 合計 | 5,095,968 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
岐阜県中津川市苗木四五八六番地の五
○丸山木材ホールディングス株式会社（甲）
神奈川県川崎市多摩区生田八丁目一番一号
株式会社キスオンザグリーン
代表取締役　丸山　大知（乙）

## 第19期決算公告

令和７年３月19日
静岡県浜松市中央区卸本町82番地
**株式会社ジー・ゾーン**
代表取締役　天野　茂

**貸借対照表の要旨**（令和６年５月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 39,167 |
| | 固定資産 | 5,412 |
| | 有形固定資産 | 3,779 |
| | 無形固定資産 | 82 |
| | 投資その他の資産 | 1,550 |
| | 資産合計 | 44,579 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 60,821 |
| | 固定負債 | 86,533 |
| | 株主資本 | △102,775 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △105,775 |
| | その他利益剰余金 | △105,775 |
| | （うち当期純損失） | （5,234） |
| | 負債・純資産合計 | 44,579 |

## 第20期決算公告

令和７年３月19日
静岡県磐田市福田5493番地39
**株式会社ラマニーズ**
代表取締役　天野　茂

**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 195,494 |
| | 固定資産 | 289,338 |
| | 有形固定資産 | 187,677 |
| | 無形固定資産 | 201 |
| | 投資その他の資産 | 101,459 |
| | 資産合計 | 484,832 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 127,620 |
| | 固定負債 | 347,768 |
| | 株主資本 | 9,443 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 6,443 |
| | その他利益剰余金 | 6,443 |
| | （うち当期純利益） | （8,202） |
| | 負債・純資産合計 | 484,832 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

社　効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
静岡県磐田市福田五四三番地三九
○株式会社ラマニーズ（甲）
静岡県浜松市中央区卸本町八二番地
代表取締役　天野　茂
株式会社ジー・ゾーン（乙）

## 第11期決算公告

令和７年３月19日
三重県鈴鹿市神戸一丁目10番２号
**株式会社あおい**
代表取締役　本城　梨絵

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,122 |
| | 固定資産 | 2,473 |
| | 合計 | 4,595 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 489 |
| | 固定負債 | 6,599 |
| | 株主資本 | △2,493 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | △2,793 |
| | その他利益剰余金 | △2,793 |
| | （うち当期純利益） | （1,139） |
| | 合計 | 4,595 |

## 第13期決算公告

令和７年３月19日
三重県鈴鹿市神戸一丁目10番２号
**株式会社オーエーワン**
代表取締役　本城　梨絵

**貸借対照表の要旨**
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 8,674 |
| | 固定資産 | 16,427 |
| | 合計 | 25,101 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,004 |
| | 固定負債 | 10,024 |
| | 株主資本 | 13,073 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | 12,773 |
| | その他利益剰余金 | 12,773 |
| | （うち当期純利益） | （1,698） |
| | 合計 | 25,101 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

社　効力発生日は令和七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年三月三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日
三重県鈴鹿市神戸一丁目一〇番二号
○株式会社オーエーワン（甲）
三重県鈴鹿市神戸一丁目一番二号
株式会社あおい（乙）
代表取締役　本城　梨絵

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年三月十九日

川崎市宮前区東有馬四丁目一八番四号
（甲）株式会社ＭＭエンジニアリング
代表取締役　河野　一弘

東京都板橋区宮本町三一番一五―四〇三号
（乙）株式会社ＭＭエンジニアリング
代表取締役　中村　達彦

**第10期決算公告**　令和７年３月19日
川崎市宮前区東有馬四丁目18番４号
**株式会社ＭＭエンジニアリング**
代表取締役　河野　一弘

**貸借対照表の要旨**（令和６年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 41,107 |
| | 固定資産 | 10,659 |
| | **資産合計** | **51,766** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 26,021 |
| | 固定負債 | 11,891 |
| | **負債合計** | **37,912** |
| | 株主資本 | 13,854 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 10,854 |
| | その他利益剰余金 | 10,854 |
| | （うち当期純利益） | (117) |
| | **純資産合計** | **13,854** |
| | **負債・純資産合計** | **51,766** |

**第12期決算公告**　令和７年３月19日
東京都板橋区宮本町31番15―403号
**株式会社ＭＭエンジニアリング**
代表取締役　中村　達彦

**貸借対照表の要旨**（令和６年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 20,452 |
| | 固定資産 | 11,621 |
| | **資産合計** | **32,073** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 11,029 |
| | 固定負債 | 3,094 |
| | **負債合計** | **14,123** |
| | 株主資本 | 17,950 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 14,950 |
| | その他利益剰余金 | 14,950 |
| | （うち当期純利益） | (5,752) |
| | **純資産合計** | **17,950** |
| | **負債・純資産合計** | **32,073** |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

福岡市中央区警固二丁目一八番五号
（甲）株式会社三和美研
代表取締役　仲村　一起

福岡市中央区警固二丁目一八番五号
（乙）株式会社Ｓ―ｓｔｙｌｅ
代表取締役　仲村　一起

**第35期決算公告**　令和７年３月19日
福岡市中央区警固二丁目18番５号
**株式会社三和美研**
代表取締役　仲村　一起

**貸借対照表の要旨**（令和６年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 353,494 |
| | 固定資産 | 289,255 |
| | **合計** | **642,750** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 345,116 |
| | 固定負債 | 248,682 |
| | 株主資本 | 48,950 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 38,950 |
| | その他利益剰余金 | 38,950 |
| | **合計** | **642,750** |

㈜　当期純利益　20,011千円

**第５期決算公告**　令和７年３月19日
福岡市中央区警固二丁目18番５号
**株式会社Ｓ―ｓｔｙｌｅ**
代表取締役　仲村　一起

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,980 |
| | 固定資産 | 4,026 |
| | **合計** | **8,007** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 41,998 |
| | 固定負債 | 2,000 |
| | 株主資本 | △35,991 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △38,991 |
| | その他利益剰余金 | △38,991 |
| | **合計** | **8,007** |

㈜　当期純損失　16,769千円

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

静岡県静岡市清水区蒲原東一四八番地の一
（甲）駿河重機建設株式会社
代表取締役　栗山　勝訓

静岡市清水区蒲原東一七〇番地の一
（乙）株式会社そこあげ
代表取締役　栗山　勝訓

**決算公告**　令和７年３月19日
静岡県静岡市清水区蒲原東148番地の１
**駿河重機建設株式会社**
代表取締役　栗山　勝訓

**貸借対照表の要旨**（令和６年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 763,865 |
| | 固定資産 | 255,498 |
| | 繰延資産 | 2,437 |
| | **資産合計** | **1,021,801** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 378,775 |
| | 固定負債 | 473,978 |
| | 株主資本 | 169,048 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | その他資本剰余金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 148,048 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 145,548 |
| | （うち当期純利益） | (9,101) |
| | **負債・純資産合計** | **1,021,801** |

**決算公告**　令和７年３月19日
静岡市清水区蒲原東170番地の１
**株式会社そこあげ**
代表取締役　栗山　勝訓

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,783 |
| | 固定資産 | 38,449 |
| | 繰延資産 | 140 |
| | **資産合計** | **43,372** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 14,441 |
| | 固定負債 | 112,003 |
| | 株主資本 | △83,072 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △93,072 |
| | その他利益剰余金 | △93,072 |
| | （うち当期純損失） | (31,481) |
| | **負債・純資産合計** | **43,372** |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

広島市佐伯区石内上一丁目五番一号
（甲）リジョー株式会社
代表取締役　藤井　巌

山口県大島郡周防大島町大字東三蒲一一〇七番地一
（乙）株式会社周防大島アグリ
代表取締役　藤井　清水

**第59期決算公告**
令和７年３月19日
広島市佐伯区石内上一丁目５番１号
**リジョー株式会社**
代表取締役　藤井　巌

**貸借対照表の要旨**（令和６年10月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,044,604 |
| | 固定資産 | 851,490 |
| | **合計** | **1,896,094** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 340,630 |
| | 賞与引当金 | 30,591 |
| | 固定負債 | 159,178 |
| | 株主資本 | 1,396,285 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 1,376,285 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,371,285 |
| | （うち当期純利益） | (145,088) |
| | **合計** | **1,896,094** |

**第８期決算公告**
令和７年３月19日
山口県大島郡周防大島町大字東三蒲1107番地１
**株式会社周防大島アグリ**
代表取締役　藤井　清水

**貸借対照表の要旨**（令和６年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,648 |
| | 固定資産 | 17,315 |
| | 繰延資産 | 1,394 |
| | **合計** | **22,358** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,552 |
| | 固定負債 | 59,512 |
| | 株主資本 | △ 45,706 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △ 55,706 |
| | その他利益剰余金 | △ 55,706 |
| | （うち当期純損失） | (4,298) |
| | **合計** | **22,358** |

## 第 55 期 決 算 公 告

令和７年３月18日　千葉市美浜区新港２番地の１
**日本タンクターミナル株式会社**
代表取締役社長　山田　修

**貸借対照表の要旨**　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 352,766 | 流動負債 | 561,024 |
| 固定資産 | 2,037,254 | 固定負債 | 1,028,238 |
| | | 株主資本 | 802,731 |
| | | 資本金 | 157,500 |
| | | 資本剰余金 | 13,500 |
| | | 資本準備金 | 13,500 |
| | | 利益剰余金 | 631,729 |
| | | 利益準備金 | 38,445 |
| | | その他利益剰余金 | 593,284 |
| | | 評価・換算差額等 | △1,973 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △1,973 |
| **資産合計** | **2,390,020** | **負債・純資産合計** | **2,390,020** |

(注)　当期純利益　39,755千円

## 第 38 期 決 算 公 告

令和７年３月18日　東京都中央区明石町６番４号
**株式会社片倉キャロンサービス**
代表取締役社長　井上健一郎

**貸借対照表の要旨**　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 363,402 | 流動負債 | 132,577 |
| 固定資産 | 404,661 | 固定負債 | 37,943 |
| 有形固定資産 | 49,676 | 株主資本 | 582,489 |
| 無形固定資産 | 748 | 資本金 | 65,000 |
| 投資その他の資産 | 354,236 | 資本剰余金 | 467 |
| | | 資本準備金 | 467 |
| | | 利益剰余金 | 517,021 |
| | | 利益準備金 | 16,250 |
| | | その他利益剰余金 | 500,771 |
| | | （当期純利益） | (71,964) |
| | | 評価・換算差額等 | 15,053 |
| | | 有価証券評価差額金 | 15,053 |
| **資産合計** | **768,064** | **負債・純資産合計** | **768,064** |

## 第 5 期 決 算 公 告

令和７年３月14日　神戸市中央区三宮町１丁目２番４号
**アシックススポーツファシリティーズ株式会社**
代表取締役　片岡　秀文

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 228,465 | 流動負債 | 1,135,840 |
| 固定資産 | 40,054 | 固定負債 | 14,098 |
| | | 株主資本 | △881,419 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 資本剰余金 | 245,311 |
| | | 資本準備金 | 50,000 |
| | | その他資本剰余金 | 195,311 |
| | | 利益剰余金 | △1,176,730 |
| | | その他利益剰余金 | △1,176,730 |
| | | （うち当期純損失） | (270,350) |
| **合計** | **268,519** | **合計** | **268,519** |

## 第 7 期 決 算 公 告

2025年３月19日　東京都港区虎ノ門四丁目１番17号
神谷町プライムプレイス９階
**ガイストリッヒファーマジャパン株式会社**
代表取締役　ユルク・ロート

**貸借対照表の要旨**
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 460,002 | 流動負債 | 174,124 |
| 固定資産 | 36,255 | 有給休暇引当金 | 9,548 |
| | | 固定負債 | 300,000 |
| | | 株主資本 | 22,133 |
| | | 資本金 | 310,000 |
| | | 資本剰余金 | 300,000 |
| | | 資本準備金 | 300,000 |
| | | 利益剰余金 | △587,866 |
| | | その他利益剰余金 | △587,866 |
| | | （うち当期純利益） | (195) |
| **資産合計** | **496,258** | **負債・純資産合計** | **496,258** |

## 第 75 期 決 算 公 告

令和７年３月19日　大阪市中央区博労町四丁目５番２号
**エース株式会社**
代表取締役社長　森下　宏明

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **12,653** | **流動負債** | **2,124** |
| **固定資産** | **9,116** | （うち賞与引当金） | (71) |
| **有形固定資産** | **2,389** | **固定負債** | **650** |
| **無形固定資産** | **281** | （うち役員退職慰労引当金） | (411) |
| **投資その他の資産** | **6,445** | **負債合計** | **2,774** |
| | | **株主資本** | **18,070** |
| | | 資本金 | 1,410 |
| | | 資本剰余金 | 35 |
| | | 資本準備金 | 35 |
| | | 利益剰余金 | 16,624 |
| | | 利益準備金 | 352 |
| | | その他利益剰余金 | 16,272 |
| | | **評価・換算差額等** | **926** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 827 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 99 |
| | | **純資産合計** | **18,996** |
| **資産合計** | **21,770** | **負債・純資産合計** | **21,770** |

**損益計算書の要旨**
（令和６年１月１日から令和６年12月31日まで）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **売上高** | **26,672** | 特別利益 | 6 |
| 売上原価 | 12,131 | 特別損失 | 96 |
| **売上総利益** | **14,541** | **税引前当期純利益** | **2,959** |
| 販売費及び一般管理費 | 11,810 | 法人税、住民税及び事業税 | 562 |
| **営業利益** | **2,730** | 法人税等調整額 | △ 38 |
| 営業外収益 | 319 | **当期純利益** | **2,436** |
| 営業外費用 | 1 | | |
| **経常利益** | **3,049** | | |

## 第 21 期 決 算 公 告

令和７年３月19日　長野県茅野市宮川字小早川7377
**株式会社キッツメタルワークス**
代表取締役社長　中嶋　孝興

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 11,064 | 流動負債 | 6,358 |
| 固定資産 | 5,718 | 賞与引当金 | 143 |
| | | 役員賞与引当金 | 42 |
| | | その他 | 6,173 |
| | | 固定負債 | 1,610 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 47 |
| | | その他 | 1,563 |
| | | **負債合計** | **7,968** |
| | | 株主資本 | 8,812 |
| | | 資本金 | 2,240 |
| | | 資本剰余金 | 3,640 |
| | | 資本準備金 | 3,640 |
| | | 利益剰余金 | 2,932 |
| | | 利益準備金 | 1 |
| | | その他利益剰余金 | 2,931 |
| | | 評価・換算差額等 | 2 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2 |
| | | **純資産合計** | **8,814** |
| **資産合計** | **16,782** | **負債・純資産合計** | **16,782** |

**損益計算書の要旨**
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 31,128 | 経常利益 | 811 |
| 売上原価 | 29,468 | 特別利益 | 0 |
| 売上総利益 | 1,660 | 特別損失 | 3 |
| 販売費及び一般管理費 | 842 | 税引前当期純利益 | 808 |
| 営業利益 | 818 | 法人税、住民税及び事業税 | 237 |
| 営業外収益 | 36 | 法人税等調整額 | △ 19 |
| 営業外費用 | 43 | 当期純利益 | 590 |

## 第15期決算公告

令和７年３月19日

京都市中京区富小路通錦小路上る高宮町589番地

**株式会社カリカ**

代表取締役　呉　昭勇

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 70,223 |
| | 固定資産 | 287,638 |
| | 合計 | 357,862 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,120 |
| | 固定負債 | 255,962 |
| | 株主資本 | 99,779 |
| | 資本金 | 1,500 |
| | 利益剰余金 | 98,279 |
| | その他利益剰余金 | 98,279 |
| | （うち当期純利益） | (3,011) |
| | 合計 | 357,862 |

**組織変更公告**

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十九日

京都市中京区富小路通錦小路上る高宮町五八九番地

株式会社カリカ

代表取締役　呉　昭勇

## 第14期決算公告

令和７年３月19日

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号

住友不動産新宿オークタワー９階

**株式会社ベルテックス**

代表取締役　梶尾　祐司

**貸借対照表の要旨**

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 9,269,251 |
| | 固定資産 | 275,201 |
| | 資産合計 | 9,544,452 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 3,927,606 |
| | 転貸損失引当金 | 1,565 |
| | 固定負債 | 2,041,374 |
| | 空室損失引当金 | 101,840 |
| | 転貸損失引当金 | 12,615 |
| | 株主資本 | 3,575,293 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | 3,475,293 |
| | その他利益剰余金 | 3,475,293 |
| | （うち当期純利益） | (781,919) |
| | 評価・換算差額等 | 178 |
| | その他有価証券評価差額金 | 178 |
| | 負債・純資産合計 | 9,544,452 |

## 第38期決算公告

令和７年３月19日

大阪府吹田市岸部北四丁目９番１号

**株式会社イーストタウンテニスクラブ**

代表取締役　木村　順子

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 6,573 |
| | 固定資産 | 11,954 |
| | 合計 | 18,528 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 7,390 |
| | 固定負債 | 8,400 |
| | 株主資本 | 2,737 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △7,262 |
| | その他利益剰余金 | △7,262 |
| | （うち当期純損失） | (12,918) |
| | 合計 | 18,528 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年三月十九日

大阪府吹田市岸部北四丁目九番一号

（甲）株式会社イーストタウンテニスクラブ

代表取締役　木村　順子

大阪府吹田市岸部中三丁目二番六号

（乙）有限会社信昭商事

代表取締役　木村　順子

## 第38期決算公告　令和７年３月19日

愛知県岡崎市大門五丁目12番地12

**株式会社中日本**

代表取締役　松井　憲太

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,074,132 |
| | 固定資産 | 1,397,846 |
| | 資産合計 | 2,471,979 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 134,091 |
| | 賞与引当金 | 92 |
| | 固定負債 | 20 |
| | 株主資本 | 2,337,866 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 363,740 |
| | 資本準備金 | 363,740 |
| | 利益剰余金 | 1,968,826 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,966,326 |
| | （うち当期純利益） | (20,136) |
| | 自己株式 | △4,700 |
| | 負債・純資産合計 | 2,471,979 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年三月十九日

愛知県知立市新林町平草四八番地一

（甲）中日本産業株式会社

代表取締役　松井　憲太

愛知県岡崎市大門五丁目一二番地一二

（乙）株式会社中日本

代表取締役　松井　憲太

## 第56期決算公告　令和７年３月19日

愛知県知立市新林町平草48番地１

**中日本産業株式会社**

代表取締役　松井　憲太

**貸借対照表の要旨**（令和６年10月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,081,722 |
| | 固定資産 | 647,822 |
| | 繰延資産 | 829 |
| | 資産合計 | 1,730,375 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 346,990 |
| | 賞与引当金 | 19,070 |
| | 固定負債 | 73,344 |
| | 株主資本 | 1,310,040 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 1,300,040 |
| | 利益準備金 | 6,350 |
| | その他利益剰余金 | 1,293,690 |
| | （うち当期純損失） | (27,893) |
| | 負債・純資産合計 | 1,730,375 |

## 第62期決算公告

令和７年３月19日

福井県あわら市山十楽第１号７番地

**福井鋲螺株式会社**

代表取締役　打本　幸雄

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月20日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 15,644 |
| | 固定資産 | 13,820 |
| | 資産合計 | 29,464 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,797 |
| | 固定負債 | 2,431 |
| | 負債合計 | 11,228 |
| | 株主資本 | 18,110 |
| | 資本金 | 450 |
| | 資本剰余金 | 100 |
| | 資本準備金 | 100 |
| | 利益剰余金 | 17,608 |
| | 利益準備金 | 112 |
| | その他利益剰余金 | 17,496 |
| | （うち当期純利益） | (1,296) |
| | 自己株式 | △48 |
| | 評価・換算差額等 | 126 |
| | その他有価証券評価差額金 | 126 |
| | 純資産合計 | 18,236 |
| | 負債・純資産合計 | 29,464 |